

第4期山口市中心市街地活性化基本計画 素案

山口市

令和9年 月

(令和9年 月 日認定)

< 目 次 >

○ 基本計画の名称	1
○ 作成主体	1
○ 計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
[1] 山口市の概況	
(1) 位置・地勢と気候	1
(2) 沿革	2
[2] 中心市街地の現状分析	
(1) 中心市街地の概況	3
(2) 中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、 景観資源、都市機能等の既存ストック状況	5
(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握	7
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	
(1) 山口市の中心市街地に関する市民アンケート	17
(2) 山口市のまちなか（中心市街地）居住者アンケート	19
(3) 山口市中心商店街不動産所有者アンケート	21
(4) 山口市中心商店街事業者アンケート	23
(5) 山口市中心市街地に関する高校生アンケート	25
[4] 山口市中心市街地活性化基本計画の検証	
(1) 第1期計画の概要	29
(2) 第2期計画の概要	29
(3) 第3期計画の概要	30
(4) 第3期計画事業の進捗状況	31
(5) 第3期計画数値目標の達成状況	41
(6) 第3期計画の評価	44
(7) 中心市街地の課題整理	46
[5] 第4期山口市中心市街地活性化基本計画の基本方針	
(1) 第4期計画策定にあたって	49
(2) 第4期計画の基本方針と目標	49
(3) 第4期計画の位置付けと将来像	50
(4) 第4期計画の土地利用方針	53
[6] 周辺地域との連携	
(1) 大内文化ゾーンとの連携	53
[7] 計画の実現に向けて	
(1) 推進体制	55
(2) 人材育成の必要性	56

2. 中心市街地の位置及び区域	
〔1〕 位置	57
〔2〕 区域	58
〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明	59
3. 中心市街地の活性化の目標	
〔1〕 山口市中心市街地活性化の目標	69
〔2〕 計画期間の考え方	70
〔3〕 目標指標の設定の考え方	70
〔4〕 具体的な数値目標の考え方	
（1）商店街等通行量	71
（2）中心市街地イベント開催件数	76
（3）中心市街地に面した建物更新件数	77
◇ 4から8までに掲げる事業一覧	80
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
〔1〕 市街地の整備改善の必要性	81
〔2〕 具体的事業の内容	81
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
〔1〕 都市福利施設の整備の必要性	88
〔2〕 具体的事業の内容	89
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	
〔1〕 まちなか居住と来街促進を一体とした活性化の必要性	93
〔2〕 具体的事業の内容	94
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
〔1〕 経済活力の向上の必要性	96
〔2〕 具体的事業の内容	96

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項	
〔1〕公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	—————1 2 0
〔2〕具体的事業の内容	—————1 2 1
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	—————1 2 4
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
〔1〕市町村の推進体制の整備等	—————1 2 5
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	—————1 2 9
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等	—————1 3 8
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	—————1 4 1
〔2〕都市計画手法の活用	—————1 4 2
〔3〕都市機能の集積のための事業等	—————1 4 3
〔4〕その他の事項	—————1 4 6
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	
〔1〕都市計画等との調和	—————1 4 7
〔2〕その他の事項	—————1 4 8

○ 基本計画の名称：第４期山口市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：山口県山口市

○ 計画期間：令和９年４月から令和１４年３月まで（５年０ヵ月）

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔１〕山口市の概況

（１）位置・地勢と気候

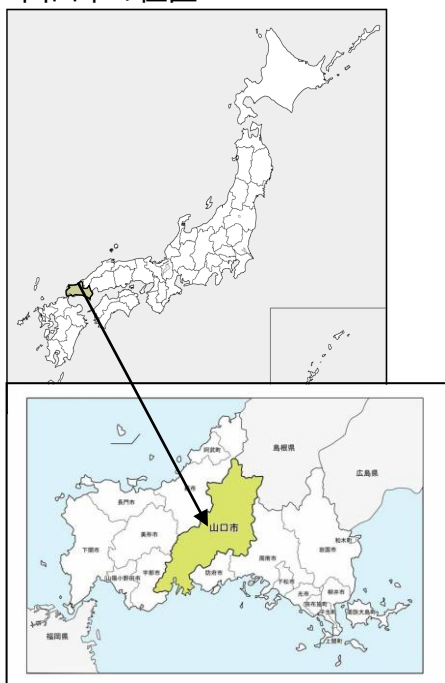
本市は、山口県の中央部に位置する県庁所在都市であり、北は島根県、萩市、東は防府市、周南市、西は宇部市、美祢市と隣接しています。

地勢は、北に中国山地を背負い、南に瀬戸内海を臨む南北に長い形状で、地形を大別すると、北部の山地、中部の盆地、南部の平地・干拓地からなり、北部及び市縁辺部の山地から端を発する榎野川及び佐波川が南部の臨海平野を経て瀬戸内海に流れ込み、阿武川が阿東地域を経て、萩市より日本海へ注いでいます。

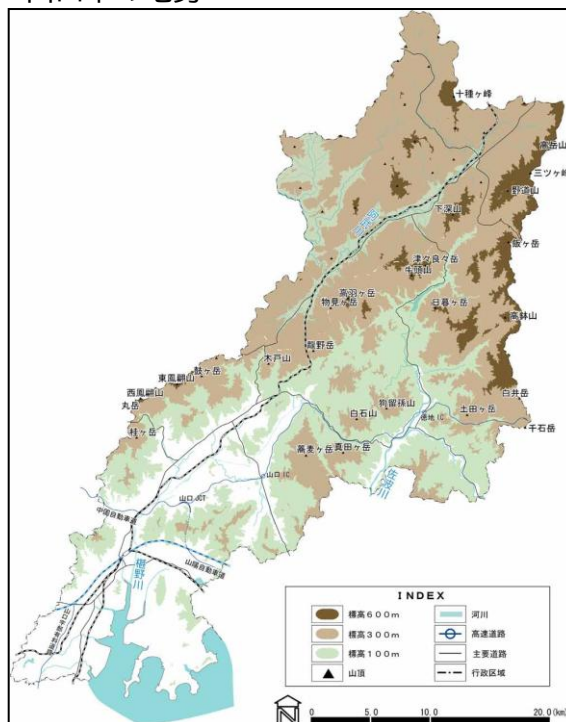
市街地は、盆地の平野部及び幹線道路沿いを中心に形成されており、市街地周辺や南部の平野部及び北部の山間部において農山村集落が散在しています。また、南部の干拓地を除く瀬戸内海沿岸に、漁村集落の形成が見られます。

気候は、北部は寒暖の差の大きい内陸型、南部は比較的暖かい瀬戸内海型の気候となっています。

山口市の位置



山口市の地勢



(2) 沿革

山口県では早くから大陸文化の影響を受け、土井ヶ浜遺跡などの弥生遺跡が多数残っています。

歴史と文化が色濃く残る山口県にあって山口市は、大内文化をはじめ多くの歴史が息づき、文化の薫る街として今に至っています。周防国の守護大名であった大内弘世が室町時代、周防・長門の守護職として、山口盆地が京によく似ていることから、都に模したまちづくりを始めたとされています。1360年頃居館を山口に移し、以後200年間歴代当主も「西の京」としてまちづくりを進めました。

大内氏の滅亡後、大内氏の領国は毛利氏の支配するところとなりましたが、関が原の合戦後は日本海側の萩に本城を構えることになりました。

幕末になると尊皇攘夷が起こり、1863年には列強からの侵攻に備えるため、藩主毛利敬親は藩庁を萩から山口へ移しました。この後山口は明治維新の策源地として再び政治の表舞台に登場することとなりました。維新後は県庁所在地となり、県政の中心としての役割を担ってきました。

昭和4年には、山口町と吉敷村との合併により、山口市が誕生しました。その後も断続的に合併が進められ、市域や人口の増加とともに、産業や文化も着実に発展していきました。

近年では、交通網の整備により主要な幹線道路が東西南北に走り、本市から県内の主要な都市である下関市や岩国市まで1時間以内で移動できるとともに、高速自動車道や山陽新幹線、山口宇部空港といった広域高速交通網との接続の便もよく、広域交流の拠点としての優位性を有しています。

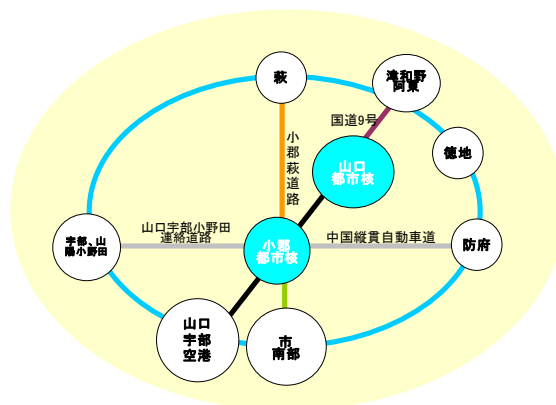
平成17年10月及び平成22年1月の2度にわたる市町合併により、現在では、人口約19万人、東西約46km、南北約59km、面積約1,023.23km²と県下で最も広い行政区域面積を有しています。



大内弘世像



藩庁門



広域高速交通網



SL やまぐち号



えび狩り世界選手権大会



森林セラピー



長門峡

〔2〕 中心市街地の現状分析

（１） 中心市街地の概況

本市の中心市街地の発展は、沿革でも触れたとおり、1360年頃守護大名大内弘世がその居館を山口に移し、京都に模したまちづくりを行ったことに始まっており、山口市発祥の地といえます。昭和4年に市制が敷かれるまで、大殿、白石、湯田の3地区が旧山口町を構成していました。中世、明治から現在にわたって山口の政治は、ほぼ中心市街地が舞台となっています。戦災をまぬがれ、昔のたたずまいが残る町並みや御局小路、銭湯小路など町名にも残っている名称から大内氏によるまちづくりを現在も窺うことができます。また、萩と山陽道を結ぶ参勤交代の道として整備された萩往還と石州街道が中心市街地で交差しており、門前町、宿場町として発展してきました。幕末には、維新の志士らが集い、明治維新の重要な舞台にもなりました。

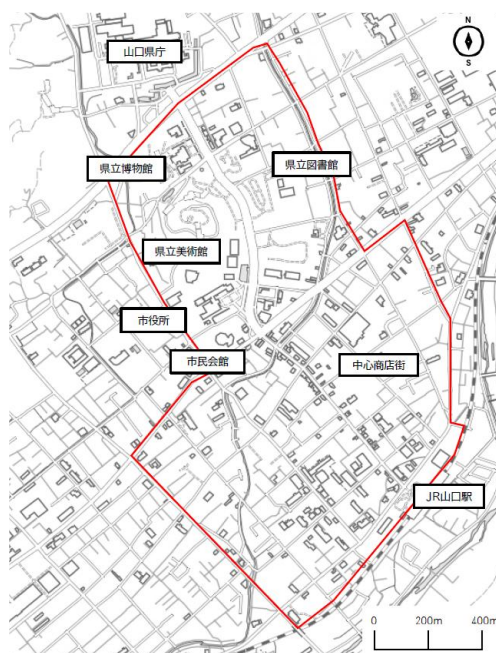
近代以降中心市街地は、中心商店街を中心に多くの商店や飲食店が並び、金融機関、中央郵便局をはじめとした事業所等が立地し、現在まで様々な都市機能が集積しています。



現在の中心市街地

江戸時代の中心市街地(18世紀) 資料「行程記」山口県文書館蔵

さらに中心市街地は、これまで行われた上流のダム建設や河川改修等の水害対策により浸水の被害が近年なく、概ね100年に1回程度発生するような大雨時においても想定浸水深は大半が0.5m未満であるほか、土石流・がけ崩れ・地すべりの恐れのある箇所を含まないことから、都市機能を集積するのにふさわしい立地にあります。



（２）中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、都市機能等の既存ストック状況

１）歴史的・文化的資源

中心市街地と周辺地域には、明治維新関連の史跡、大内文化を偲ばせる国宝瑠璃光寺五重塔や龍福寺、復元整備した池泉庭園、雪舟が創作活動を行った雲谷庵跡などの文化財、寺社仏閣が集中しており、「大内文化まちづくり推進計画」において大内文化まちづくりの「モデル地区」として「大内文化特定地域」を設定しています。そして、山口セタちゃんまつり、山口祇園祭、山口天神祭などの伝統的なお祭りが今に伝えられ、特に８月６、７日に中心市街地で行われる「山口セタちゃんまつり」は毎年約２０万人の観光客を迎え、山口の夏の風物詩になっています。



国宝瑠璃光寺五重塔



池泉庭園

旧中心市街地活性化基本計画に基づいて整備した山口情報芸術センター（YCAM）は、市立中央図書館を併設し芸術と情報の新たな創造的価値を追求する文化施設であり、平成１５年の開館以来、メディア・テクノロジーを用いた新しい表現の探求を軸に活動しており、展覧会や公演、映画上映、ワークショップなど、多彩なイベントを開催しています。

中心市街地エリア北側の亀山には、わが国に初めてキリスト教を伝えたフランシスコ・サビエルの記念聖堂が建てられています。サビエルの故郷であるスペインのパンプローナ市と本市は姉妹都市であり、定期的に市内で「やまぐちスペインフィエスタ」が開催され、にぎわいを見せています。

また、２０２４年１月、アメリカの The New York Times（ニューヨーク・タイムズ）が発表した「５２ Places to Go in ２０２４（２０２４年に行くべき５２カ所）」において、山口市が日本から唯一選出され、世界各地の旅行先の中で３番目に紹介されました。記事では、山口市が「西の京」と呼ばれる歴史文化を有し、観光客による著しい混雑が少ないコンパクトな都市であることに加え、国宝瑠璃光寺五重塔、約６００年続く山口祇園祭、湯田温泉、陶芸工房、コーヒーショップ、飲食店等の多様な魅力が紹介されました。

この選出は、本市が継承してきた歴史的・文化的資源に加え、地域に根差した店舗や食文化など、多様な地域資源が国内外から評価されたものと捉えることができます。



山口情報芸術センター（YCAM）



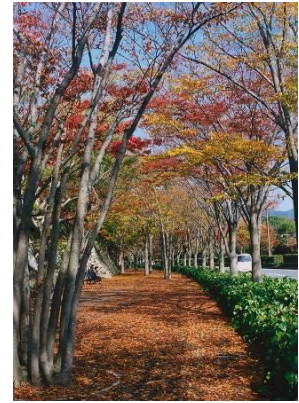
山口セタちゃんまつり



やまぐちスペインフィエスタ

2) 景観資源

中心市街地エリアの亀山周辺ゾーンを南北に通る県道は、ケヤキやイチョウの並木が美しく、「パークロード」の愛称で市民に親しまれています。このパークロードは、昭和61年に国土交通省（当時の建設省）が選定する「日本の道100選」に選ばれており、沿道の亀山公園、県立美術館、県立図書館、県立博物館などの施設と一体となって美しい街並みを形成し、山口のシンボルゾーンとなっています。



パークロード

また、山口駅から中心商店街まで続く県道（スカイライン）には、まちのシンボルとも言えるイチョウ並木が連なっています。イチョウ並木は、沿道の四季折々の表情を見せ、店舗と調和しながら、まちの顔にふさわしい美しい景観を生み出しています。

隣接する一の坂川沿いは、春は桜並木、初夏は「ほたる鑑賞 week!」など、多くのイベントが行われ市民や観光客に親しまれており、平成7年には都市景観形成地区の指定を行い、美しい街並み形成に努めています。さらに、第1期、第2期中心市街地活性化基本計画に基づく一の坂川周辺地区整備事業等により市道美装化、電線地中化、一の坂川交通交流広場等の整備など、景観に配慮した空間整備を進めました。



一の坂川周辺整備

また、この一帯はパークロード周辺地区として平成10年に国土交通省選定の都市景観100選に選出されました。平成18年5月1日には景観法に基づく景観行政団体となり、さらに平成25年3月には山口市景観計画を策定し、引き続き良好な景観の形成を進めていくこととしています。

3) 都市機能

中心市街地及びその周辺地域は、令和4年3月に策定した「山口市都市核づくりビジョン」において、本計画で中心市街地と定めている「亀山周辺・中心商店街ゾーン」を、行政、文化・教育、商業、業務・オフィス等の都市機能が集積する、山口都市核の中心地区として位置付けています。特に、山口井筒屋・マルシェ中市、コープこことどうもん、山口駅、山口市役所を東西南北の核とする「賑わい交流軸」を中心に、交流・滞留機能や教育・人材育成機能等の集積を図り、暮らしとにぎわいを支える都心形成を進めていくこととしています。



JR 山口駅

中心商店街ゾーンでは、その南に立地しているJR山口駅を交通の結節地として、路線バス、コミュニティバス等が発着しており、まちなかのゲート機能として多くの通勤・通学者や買い物客等が利用しています。金融機関や放送局、裁判所や検察庁などの官公庁や高等学校、病院、さらには7つの商店街で構成される中心商店街や市内唯一の百貨店など、様々な都市機能が集積しています。

亀山周辺ゾーンには、市役所や税務署などの行政機能に加え、市民会館、県立美術館、県立博物館、県立図書館などの文化・教育機能が集積しています。第４期計画では、これらの都市機能を中心市街地の活性化に一体的に生かすため、国道９号以南の区域を新たに中心市街地に加えました。これにより、亀山周辺ゾーンの行政・文化・教育機能と、中心商店街ゾーンの商業・業務機能が相互に連携する、多様な高次都市機能を備えた県都の中心拠点を形成します。

また、令和７年５月に市役所の新本庁舎棟の供用を開始したほか、中心市街地ゾーンと亀山周辺ゾーンとの結節点に位置していることから、多様なにぎわいの創出やエリア全体の回遊性の向上を図るため、市民交流棟や広場の整備を進めています。

こうした新本庁舎一帯の整備と、山口駅通りを中心とする歩行者が主役のまちづくり、空き店舗・空きビル等の既存ストックの活用、公園・広場機能の充実等を一体的に進めることにより、中心商店街ゾーン及び亀山周辺ゾーン相互の回遊性を高め、安全で快適にまち歩きを楽しむことのできる都市空間の形成を目指すこととしています。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握

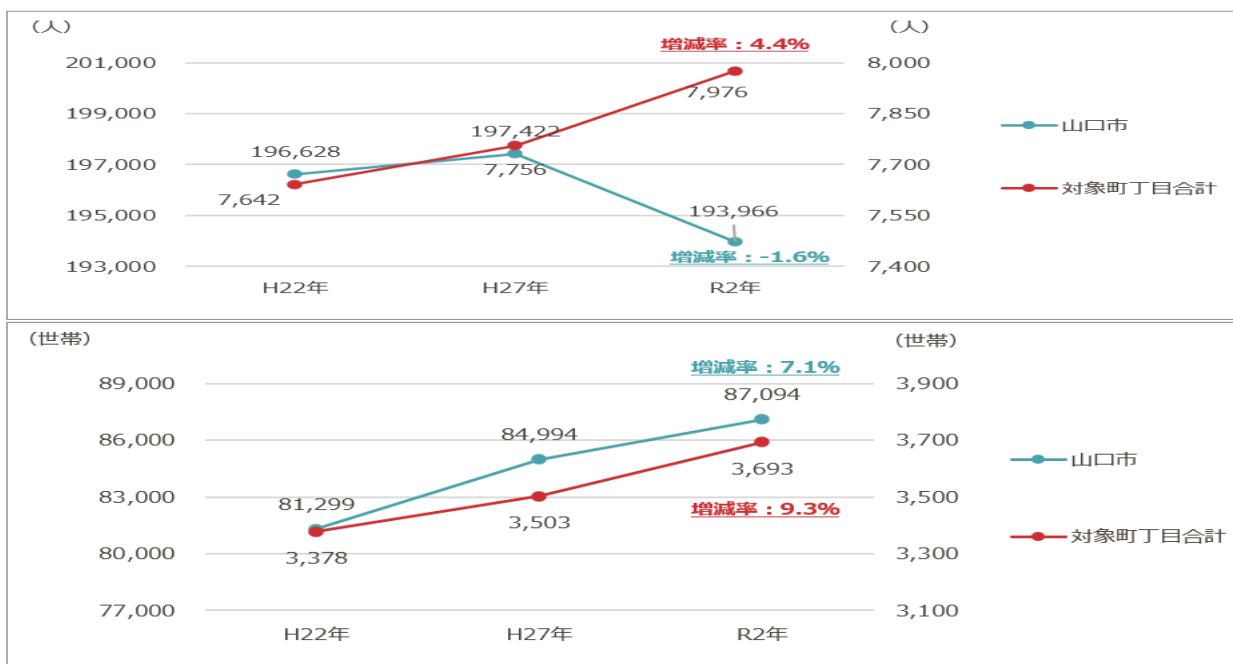
1) 人口・世帯の状況（市全体と中心市街地エリアの比較）

山口市全体の人口が減少する中、中心市街地エリアでは、平成 22 年から令和 2 年までの間に人口及び世帯数が増加しており、まちなか居住は一定程度進展しています。

一方、令和 2 年の年齢別人口構成を市全体と比較すると、中心市街地エリアでは 20 歳代から 30 歳代前半までの人口割合が相対的に低いです。また、人流データにおいても、来街者に占める若年層の割合が他の年齢層と比べて低いです。

このことから、まちなか居住の進展を中心市街地の活力につなげるため、若年層が居住し、日常的に訪れ、滞在しやすい環境を形成することが課題です。

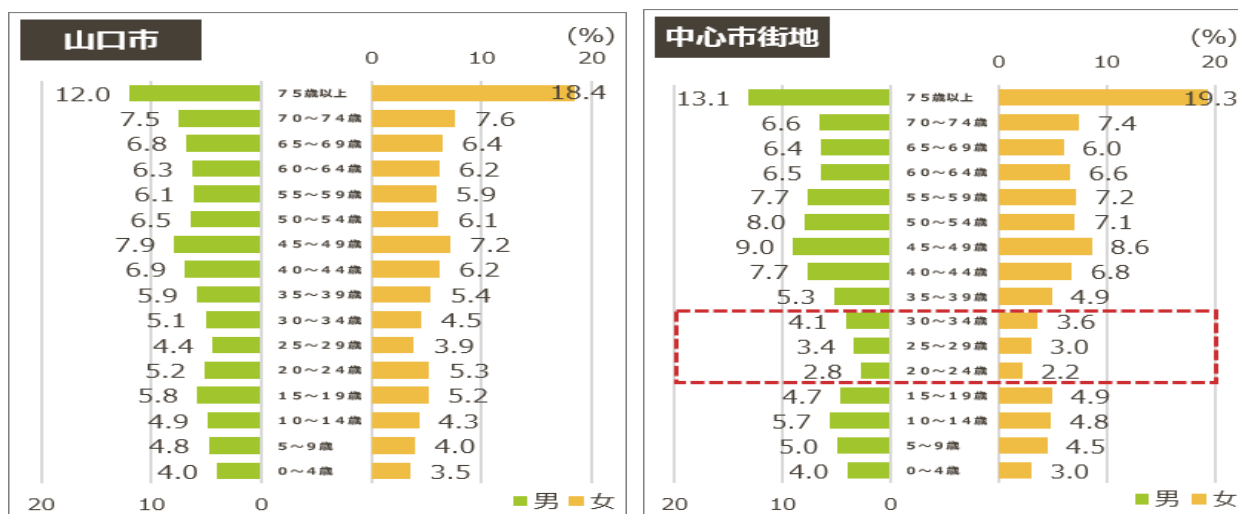
▼上段：人口推移、下段：世帯数推移



「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」、「資料：総務省「国勢調査」（平成 22 年、平成 27 年及び令和 2 年）」

※対象町丁目の範囲は、同アクションプランにおける対象エリアによる

▼R2 年 男女別 5 歳階級別人口割合



「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」、「資料：総務省「国勢調査」（令和 2 年）」

2) 経済活力に関する状況

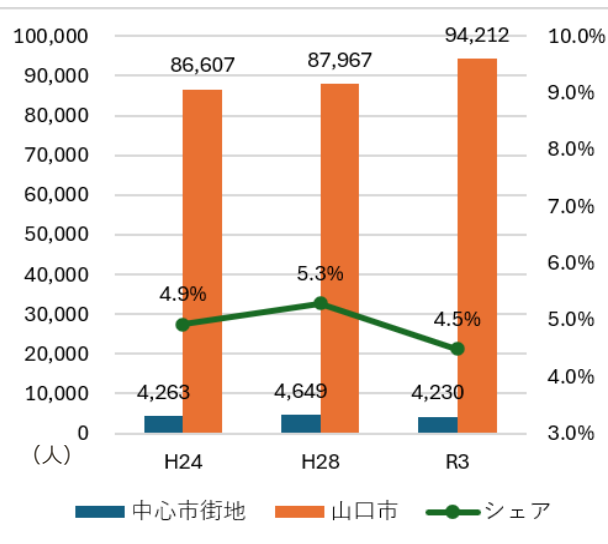
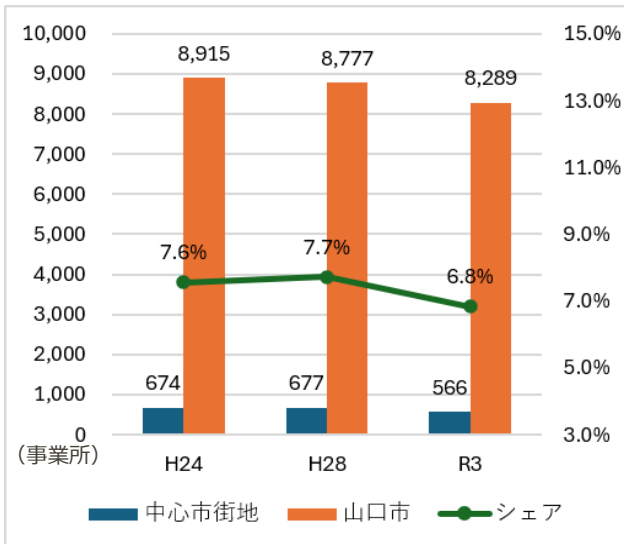
中心市街地エリアには、中心商店街を中心として、小売業、飲食業、サービス業及び業務施設等が集積しており、本市の商業・業務機能の一翼を担っています。

中心商店街ゾーンにおける全産業の事業所数及び従業者数並びに小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積の推移をみると、その動向は指標によって異なり、商業・業務機能を取り巻く環境は変化しています。

また、中心商店街の歩行者通行量は長期的に減少傾向にあり、商業・業務機能の集積が継続的な来街、滞在及び回遊に十分結び付いていないことが課題です。

このため、既存店舗の魅力向上及び空き店舗等を活用した新規出店を進めるとともに、文化・教育施設等との連携により来街目的を充実させ、来街者の滞在、回遊及び消費活動につなげる必要があります。

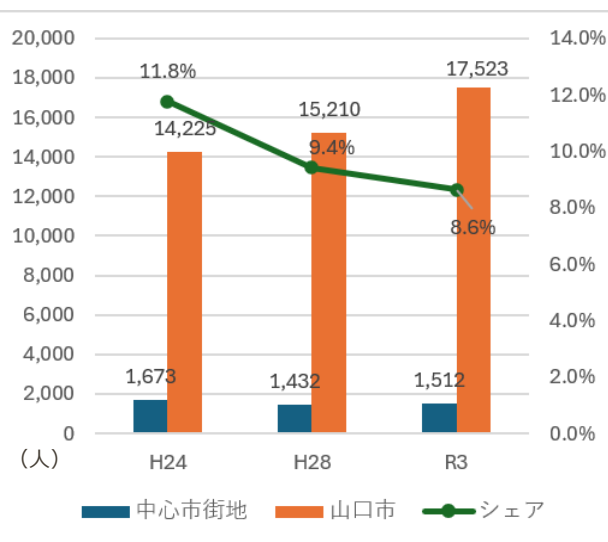
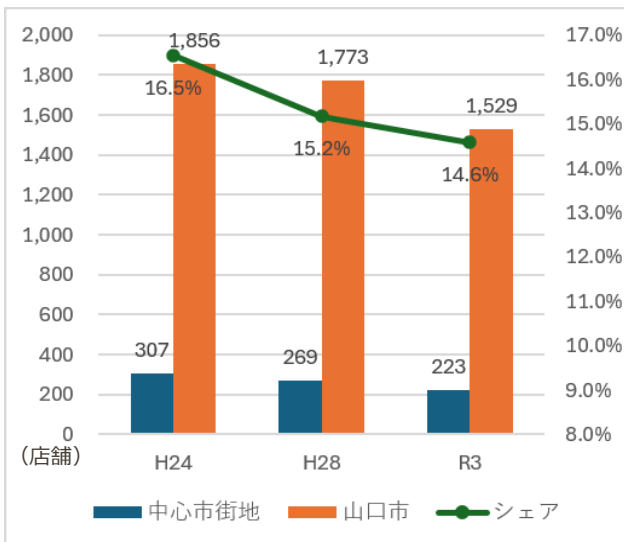
▼左：全産業事業所数、右：全産業従業者数



資料：総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」を基に山口市作成

※本グラフにおける中心市街地は中心商店街ゾーンのみ（亀山周辺ゾーンを除く）

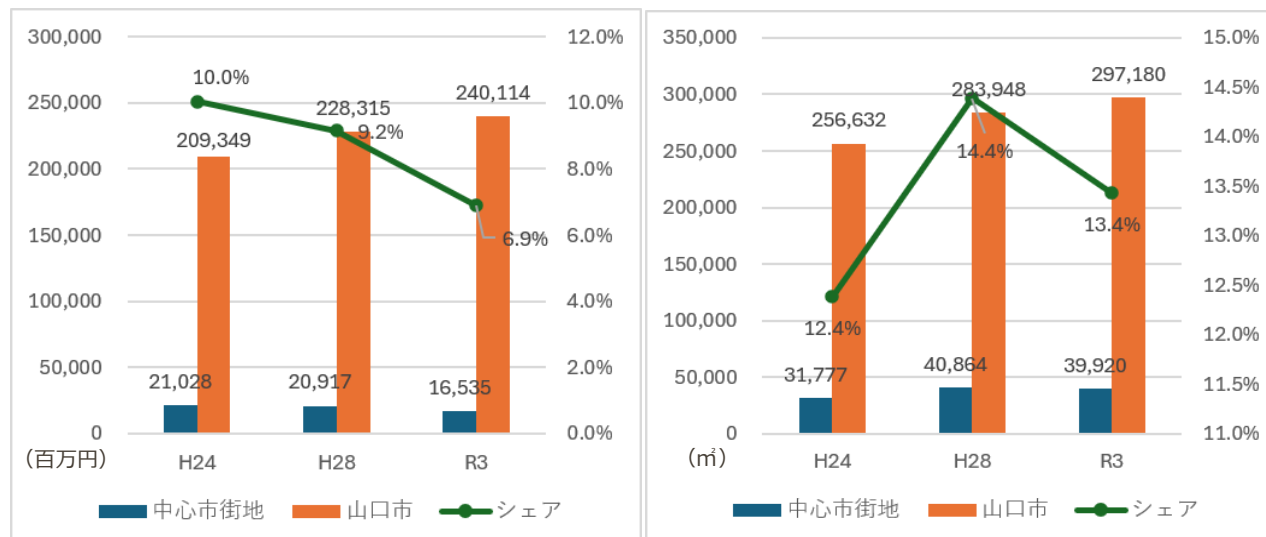
▼左：小売業商店数、右：小売業従業者数



資料：総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」を基に山口市作成

※本グラフにおける中心市街地は中心商店街ゾーンのみ（亀山周辺ゾーンを除く）

▼左：小売業年間商品販売額、右：小売業売場面積



資料：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」を基に山口市作成

※本グラフにおける中心市街地は中心商店街ゾーンのみ（亀山周辺ゾーンを除く）

※全体傾向を把握しやすくするため、年間商品販売額が100,000百万円以上となる集計値をグラフ表示から除外

▼中心商店街の通行量



資料：山口商工会議所「山口市商店街通行量調査」を基に山口市作成

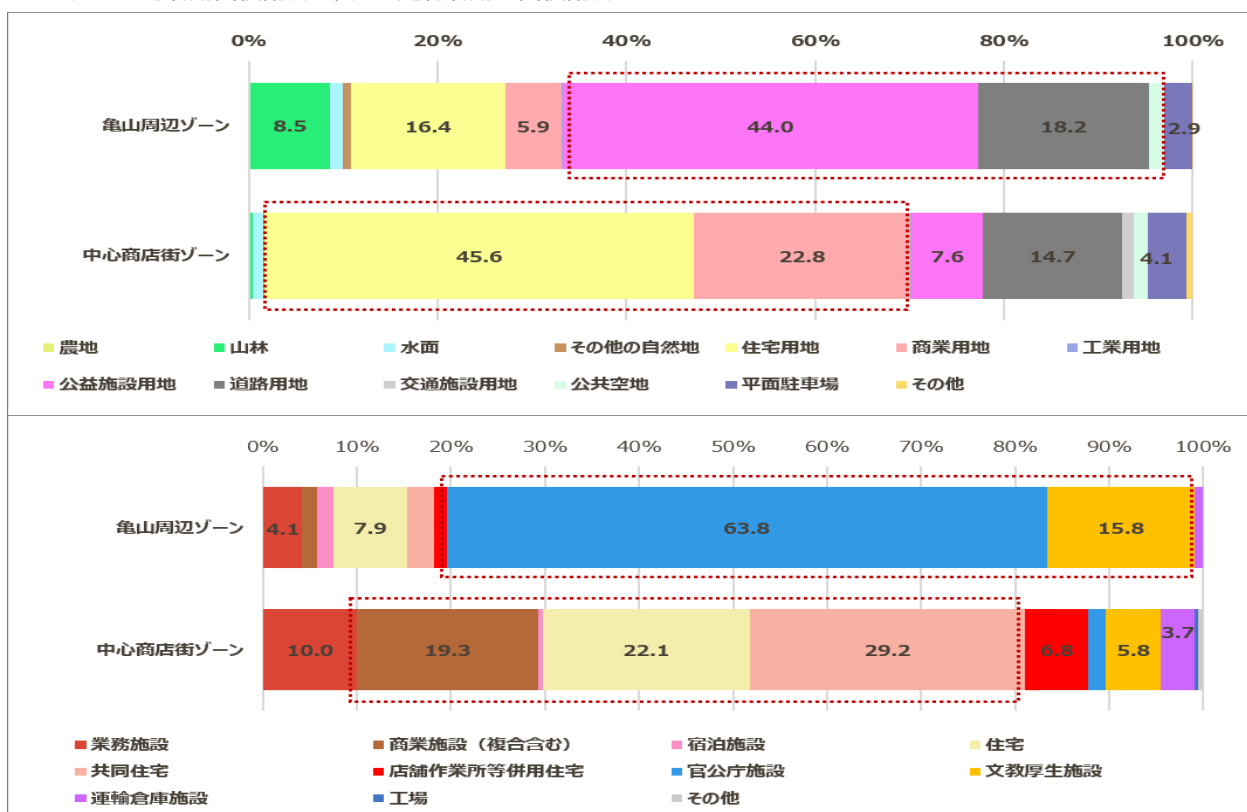
3) 土地利用・建物状況

中心市街地エリアでは、亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンで土地利用及び建物利用の状況が異なります。

亀山周辺ゾーンには、行政、文化・教育施設、公園等の公共・公益的な都市機能が集積しており、比較的大規模な敷地による土地利用がみられます。一方、中心商店街ゾーンには、商業・業務施設や住宅等が混在し、街区内に多様な用途の建物が連続して立地しています。

このように、両ゾーンにはそれぞれ異なる都市機能が集積していることから、各ゾーンの土地利用上の特徴を生かしつつ、既存施設、低未利用地及び空き店舗等の活用並びに施設間の連携を進め、中心市街地全体の魅力及び利便性の向上につなげる必要があります。

▼上段：土地利用面積割合、下段：建物利用別面積割合



「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」,「資料：都市計画基礎調査（令和4年）」

▼土地利用現況



「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」,「資料：都市計画基礎調査（令和4年）」

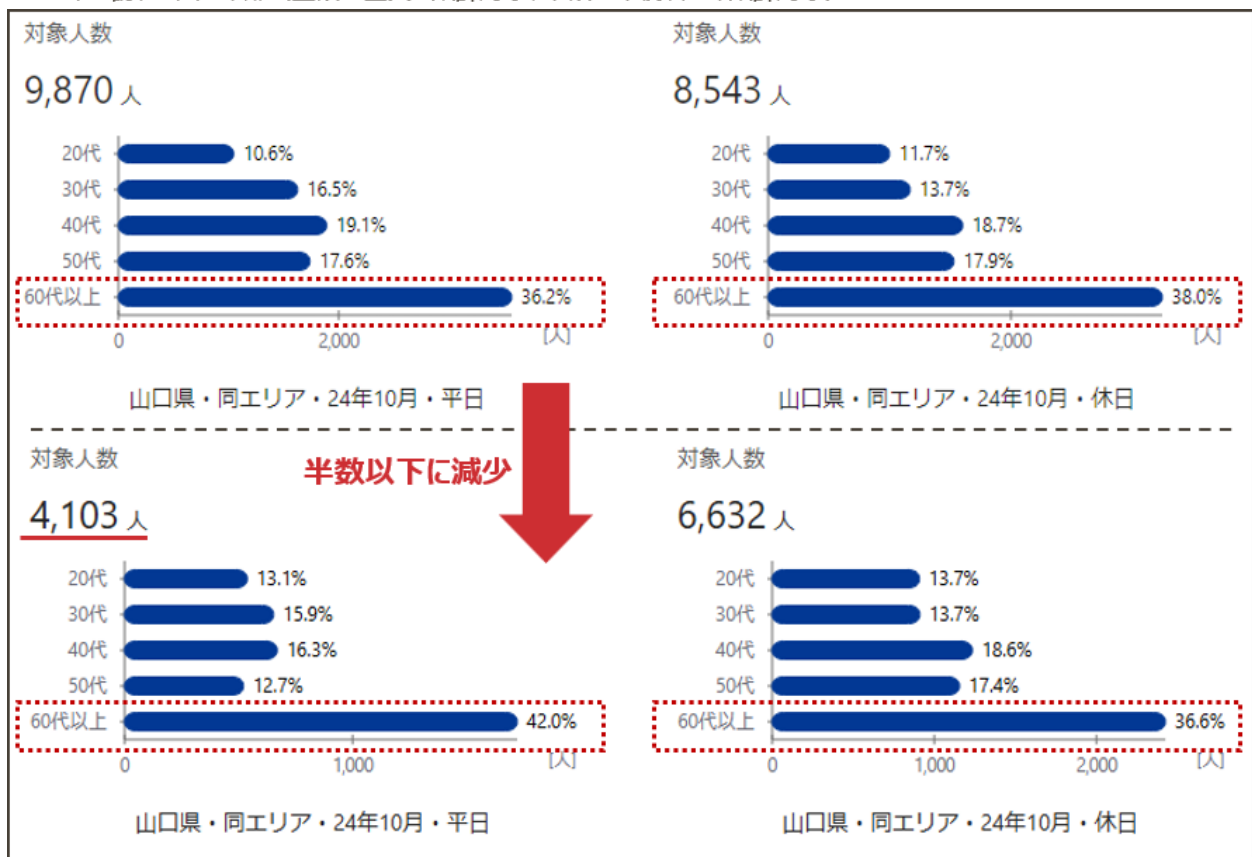
4) 人の流れに関する状況

人流データによると、滞在場所は、平日には山口県庁及び山口駅周辺、休日には中心商店街の商業施設周辺等に集中しています。一方、亀山公園及び文教施設周辺等の滞在者は相対的に少ないです。

また、滞在場所が特定の施設又は場所に集中していることに加え、エリア内を回遊する人並びに亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンとの間を移動する人の割合はいずれも低いです。このことから、各ゾーンに集積する行政、文化・教育、商業等の都市機能や個別施設への来訪が、他の施設への立ち寄りやゾーン間の移動に十分結び付いていないことが課題です。

このため、各都市機能及び施設間の連携を強化するとともに、公共空間の利活用、来街目的となる取組の充実、分かりやすい案内・情報発信及び移動環境の改善を通じ、個別施設への来訪をエリア内の滞在、立ち寄り及び回遊につなげる必要があります。

▼エリアを訪れた人の年齢（上段：全員が集計対象、下段：来街者のみ集計対象）

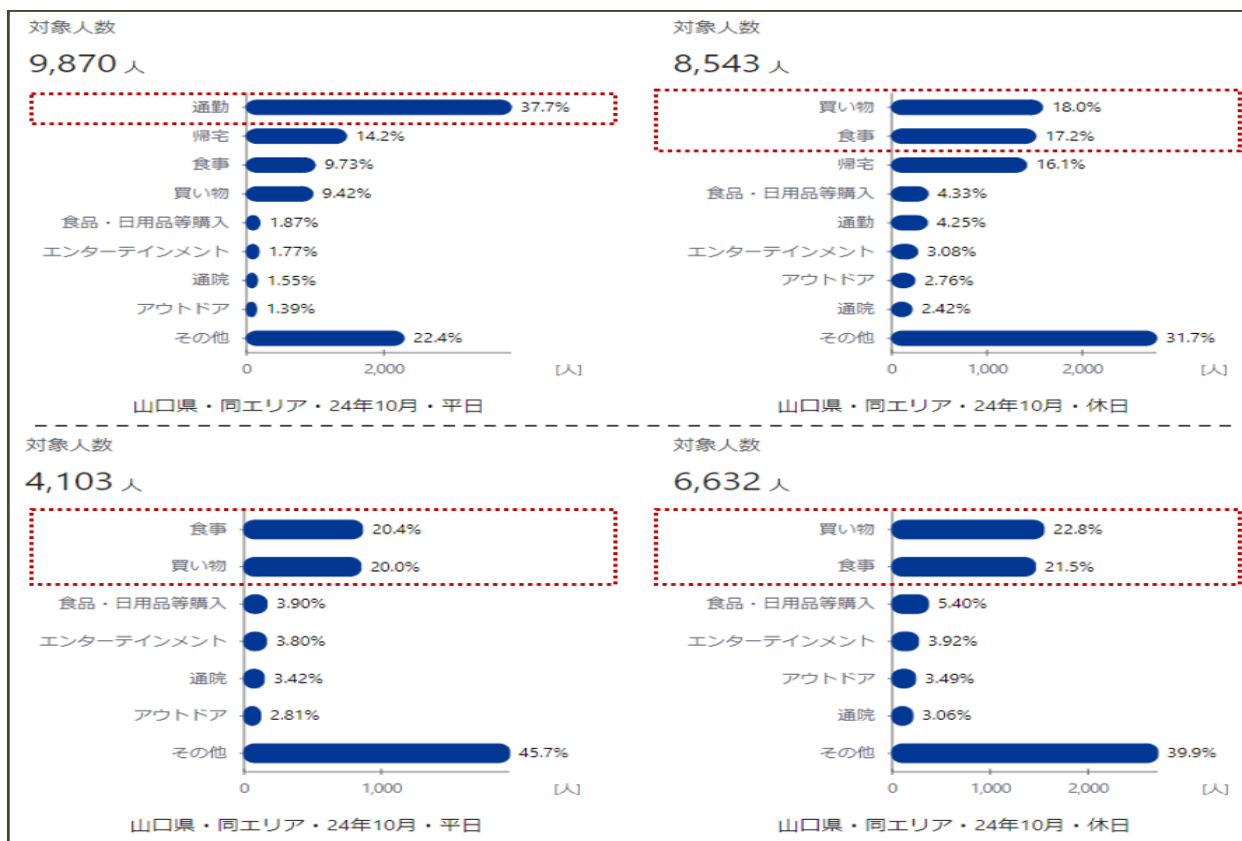


「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」、「資料：株式会社 GEOTRA 提供「GEOTRA Activity Data」」

※令和 6 年 10 月 1 か月間の平均的な人の動きを集計（人流データを活用した他のグラフについても同様）

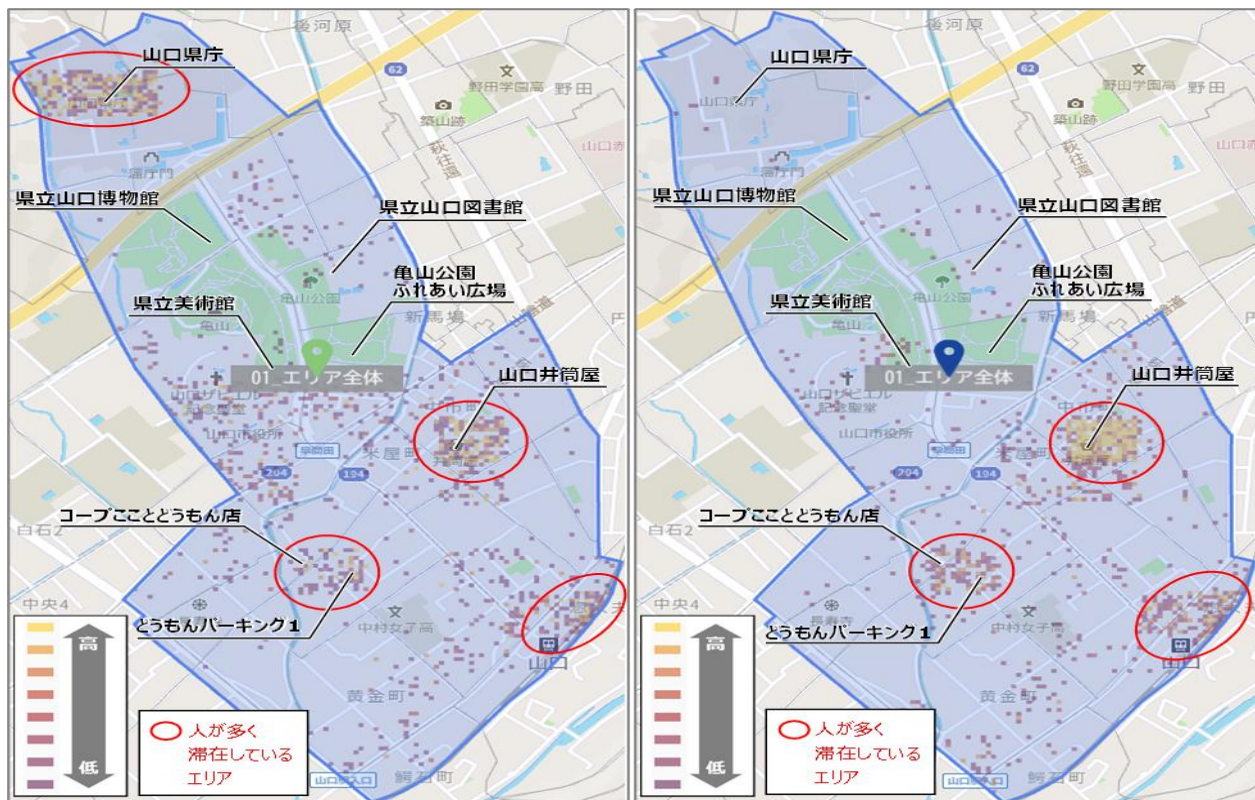
※「来街者」とは、分析対象区域を訪れた人又は区域内を回遊した人のうち、当該区域内に居住又は勤務している人を除いた者

▼エリアを訪れた人の移動目的（上段：全員が集計対象、下段：来街者のみ集計対象）



「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」、「資料：株式会社 GEOTRA 提供「GEOTRA Activity Data」」

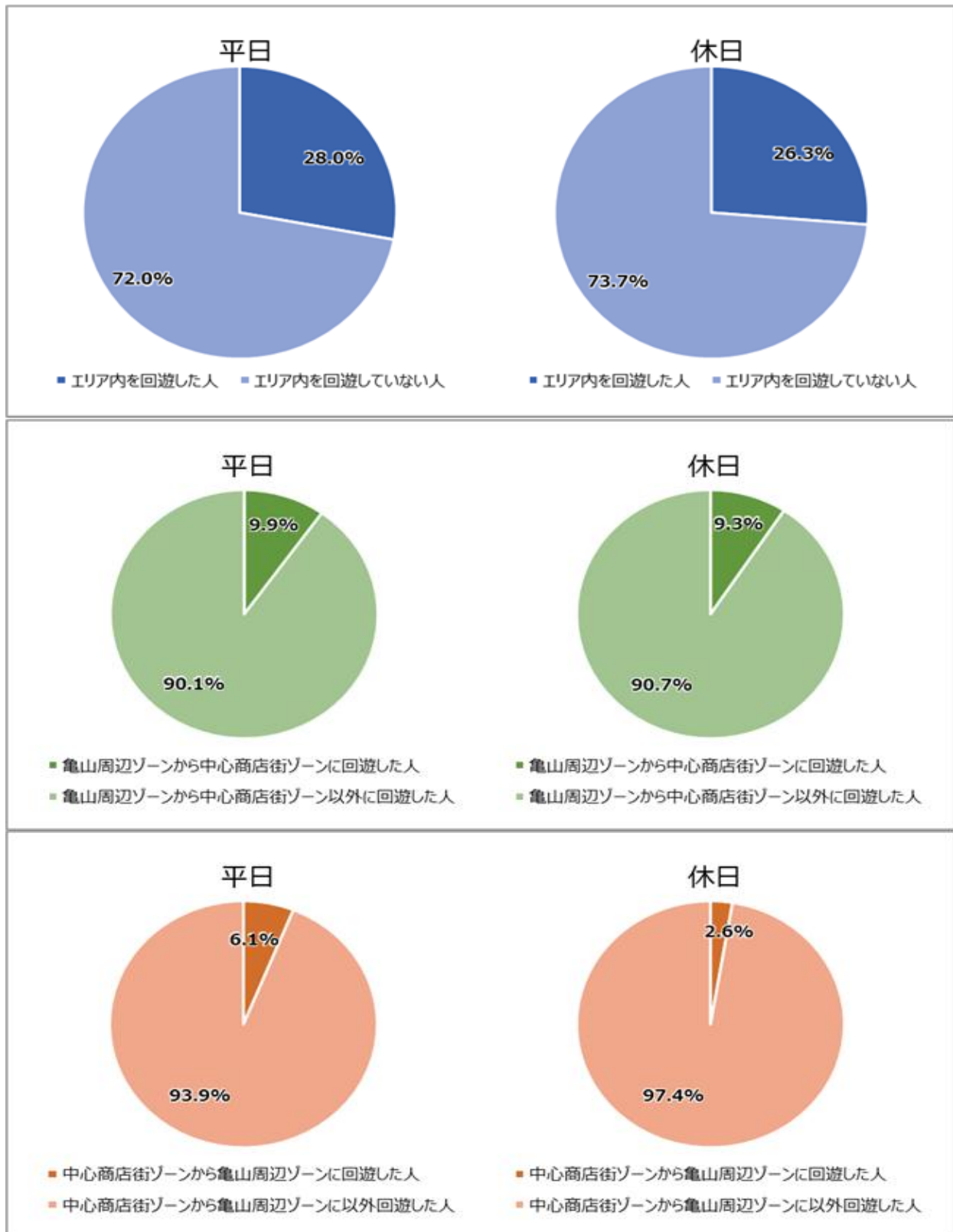
▼エリア内の滞在状況（左：平日、右：休日）



「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」、「資料：株式会社 GEOTRA 提供「GEOTRA Activity Data」」

※同一の 125m メッシュ内に 15 分以上存在した場合を「滞在」として集計

▼エリア内の回遊状況（上段：エリア全体を回遊した人の割合、中段：亀山周辺ゾーンから中心商店街ゾーンへ回遊した人の割合、下段：中心商店街ゾーンから亀山周辺ゾーンへ回遊した人の割合）



「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」、「資料：株式会社 GEOTRA 提供「GEOTRA Activity Data」」
 ※15 分未満で別の 125m メッシュに移動した場合を「通過」、同一の 125m メッシュ内に 15 分以上存在した場合を「滞在」とし、滞在地の前後が特定のエリア内となった場合を「エリア内を回遊」として集計

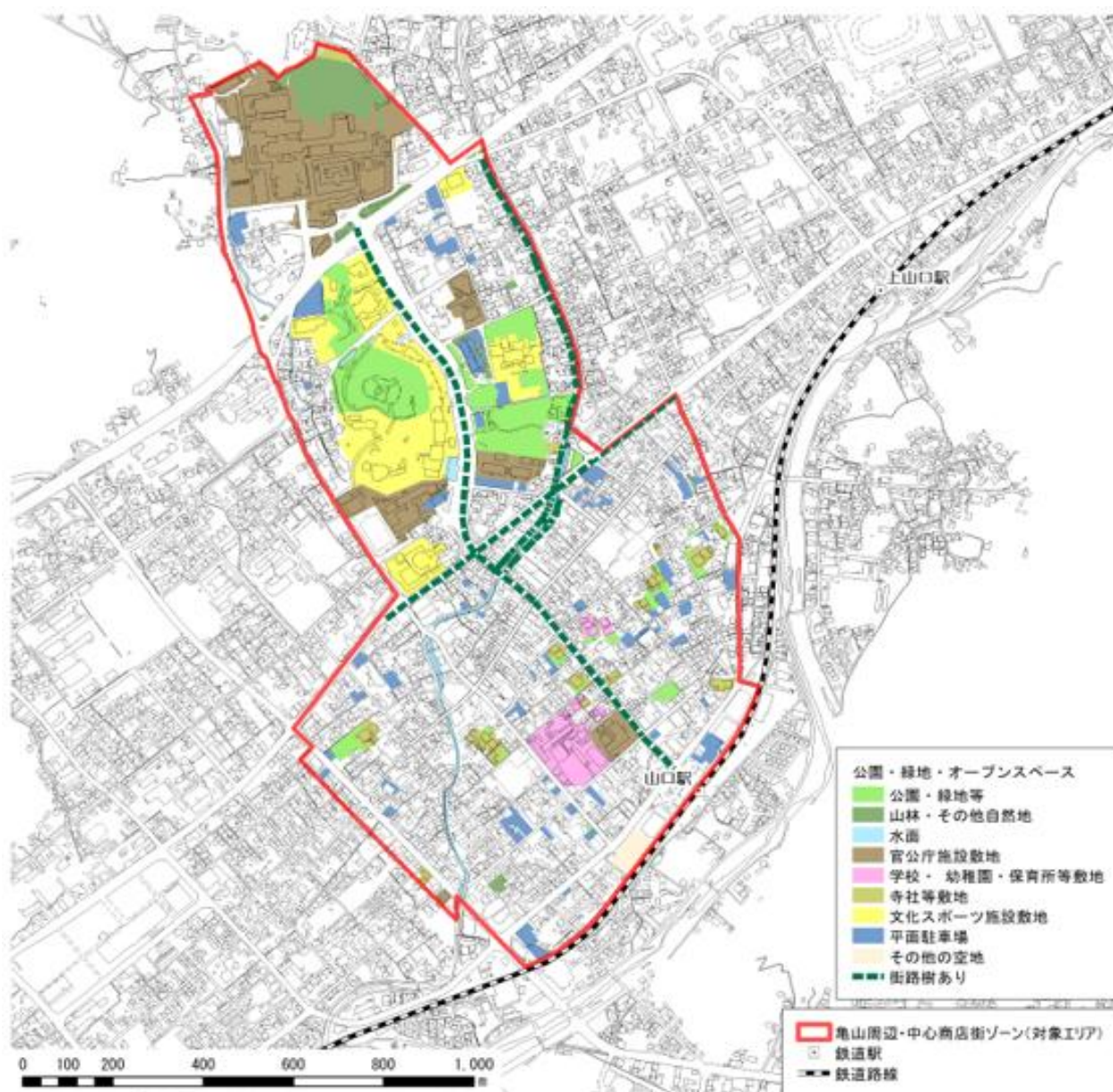
5) 公共空間に関する状況

中心市街地エリアには、パークロード、一の坂川、亀山公園をはじめ、良好な景観を有する空間や比較的大規模な公園・広場が存在する。また、中心商店街ゾーンにも小規模な公園・広場が点在しています。

一方、人流データでは、亀山公園及び文教施設周辺等の滞在者は相対的に少ないです。また、アーケード内及び山口駅通り沿いを含め、歩行者が日常的に休憩又は滞在できる空間は限られています。

このため、公園、広場、歩道等の一体的な利活用を進めるとともに、沿道施設との連続性の確保やイベント等による継続的な活用を図ることにより、歩行者が安全かつ快適に移動し、日常的に滞在・交流できる公共空間を形成することが重要です。

▼オープンスペース等の分布



「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」

6) 交通に関する状況

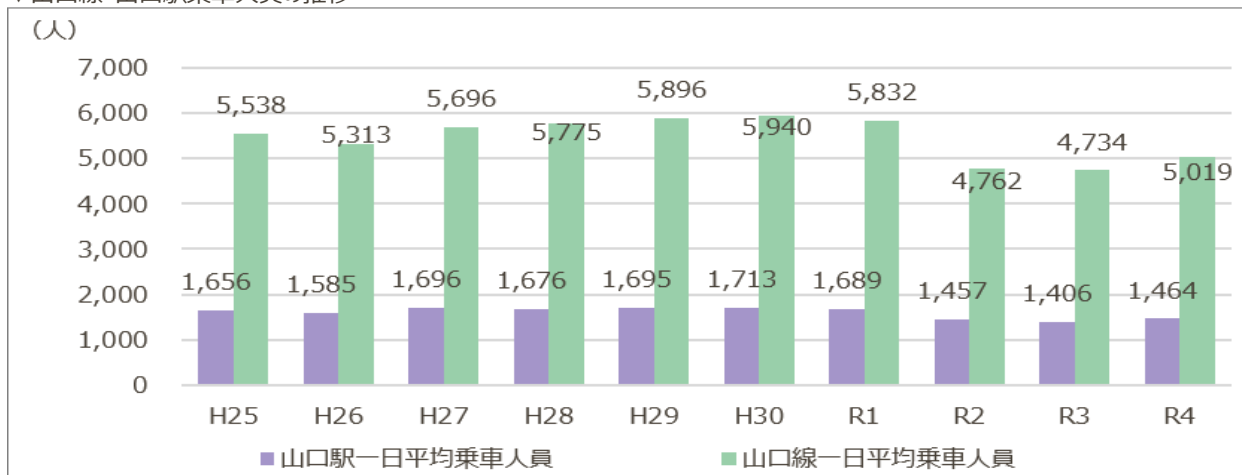
中心市街地エリアでは、山口駅を交通結節点として鉄道及び路線バスが運行されているほか、コミュニティバス及びシェアサイクルが導入されており、自家用車以外の移動手段が確保されています。

一方、JR 山口線及び山口駅の乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した後、回復傾向にあるものの、令和4年度時点では令和元年度の水準を下回っています。

また、人流データでは、亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンとの間を回遊する人の割合が低く、交通結節点や各施設への来訪がゾーン間の移動に十分結び付いていません。

このため、交通結節点から主要施設へのアクセス、公共交通相互の乗継ぎ及び移動手段に関する情報提供を改善し、来街者がエリア内を円滑に移動できる環境を形成する必要があります。

▼山口線・山口駅乗車人員の推移



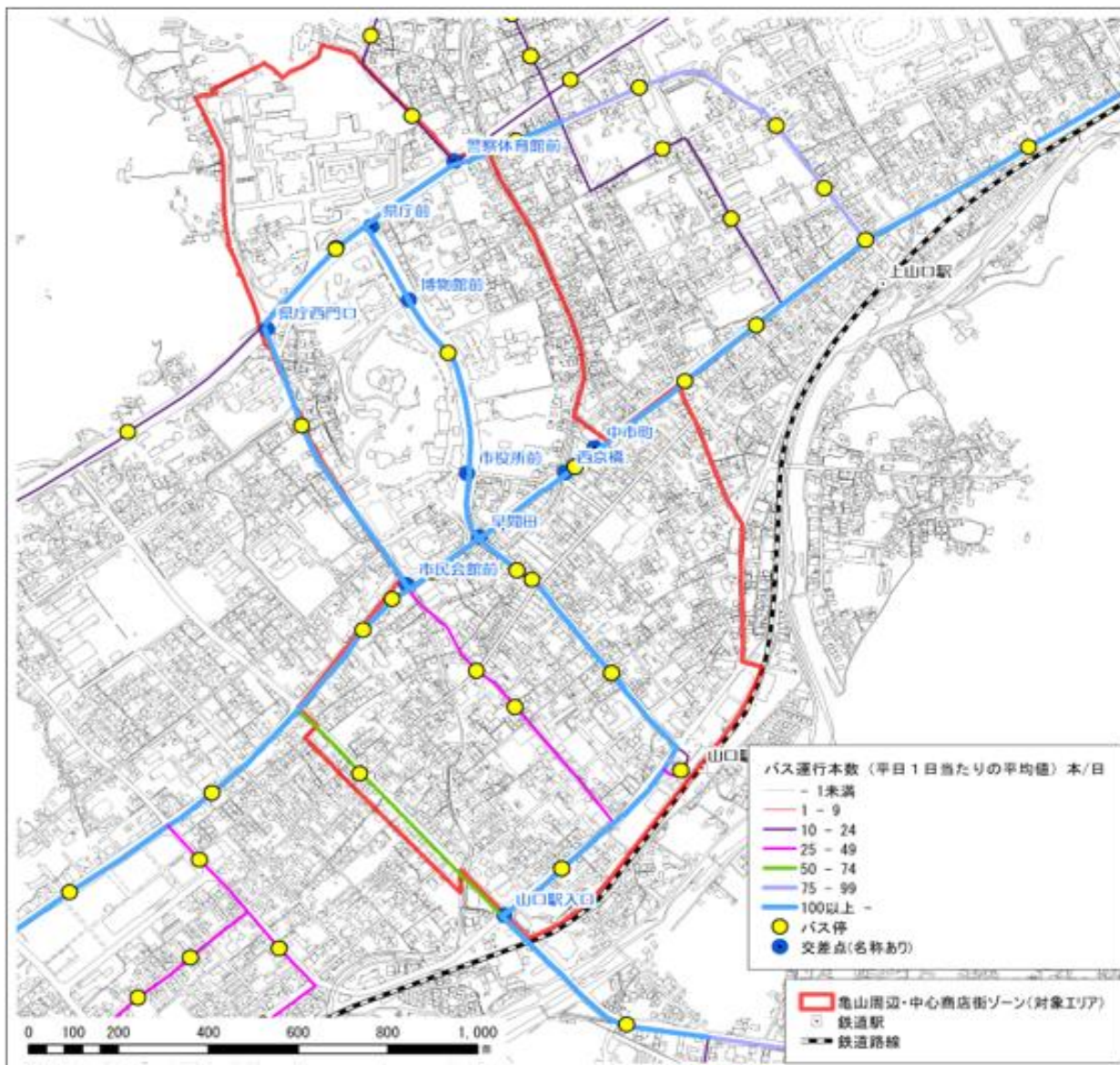
「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」、「資料：都市計画基礎調査（令和4年）」

▼中心市街地周辺のバス路線の状況



「資料：山口市総合時刻表」

▼バス運行本数



「出典：山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」、「資料：都市計画基礎調査（令和4年）」

〔3〕 地域住民のニーズ等の把握・分析

令和7年度に、市民、中心市街地居住者、中心商店街の不動産所有者及び事業者並びに高校生を対象として、中心市街地の利用状況、中心市街地に対する評価、必要とする機能及び今後の意向等を把握するため、5つのアンケート調査を実施しました。

各調査の結果から、中心市街地に対する一定の利用及び関心がみられる一方、来街頻度、滞在時間、中心市街地内での買物・サービスの利用、若年層の滞在・交流の場並びに空き店舗等の活用に関する課題が確認されました。

以下では、調査対象ごとの回答結果を整理するとともに、それぞれの結果から把握される課題を分析します。

（１）山口市の中心市街地に関する市民アンケート

目 的 市民の中心市街地の利用状況、中心市街地に対する評価及び活性化に向けた意向等を把握するために実施

調査時期 令和7年9月～10月

調査対象 住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の市民3,000人

調査方法 郵送による配布・回収

回収状況 有効配布数2,956件、有効回収数1,227件、有効回収率41.5%

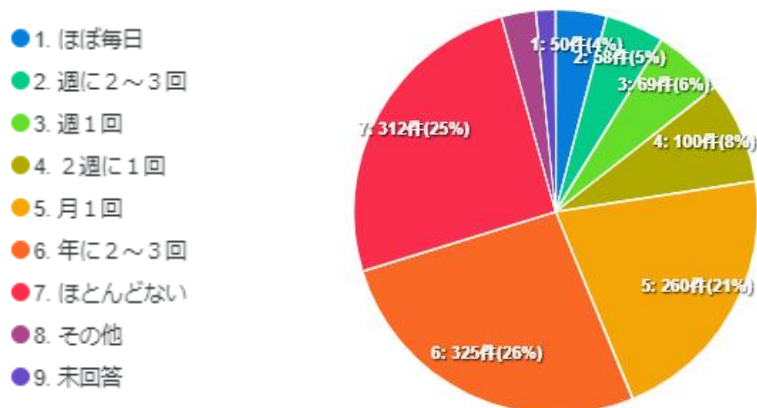
市民アンケートでは、中心市街地を訪れる頻度について、「ほとんどない」又は「年に2～3回」と回答した人が合わせて52%となっており、中心市街地を日常的には訪れていない市民が半数を超えています。

また、中心市街地を訪れた際の滞在時間については、「1時間未満」と回答した人が30%となっており、来街しても滞在時間が比較的短い人が一定割合を占めています。

中心市街地に魅力を感じない理由としては、「活気がない（空き店舗が増えてきた）」が37%、「魅力ある店が少ない」が34%となっており、商店街のにぎわいや店舗の魅力に関する項目が上位となっています。また、中心市街地に不足している、又は充実してほしい商業施設として、「映画館・劇場」「飲食店」「書店」が上位となっています。

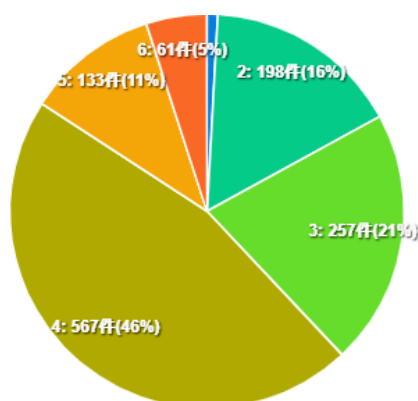
前回の令和元年度調査でも、滞在時間が「1時間未満」の人が約3割を占め、まちの活気や店舗の魅力が課題として挙げられていたことから、来街者の滞在時間の延伸並びに商店街のにぎわい及び店舗の魅力の向上は、引き続き課題です。

▼中心市街地へは、どれくらいの頻度で行かれますか。



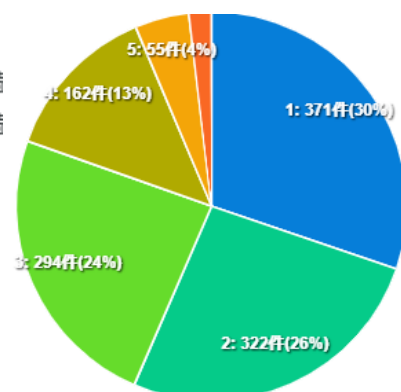
▼あなたは中心市街地に魅力を感じますか。

- 1. 強く魅力を感じる
- 2. やや魅力を感じる
- 3. どちらとも言えない
- 4. あまり魅力を感じない
- 5. 全く魅力を感じない
- 6. 未回答

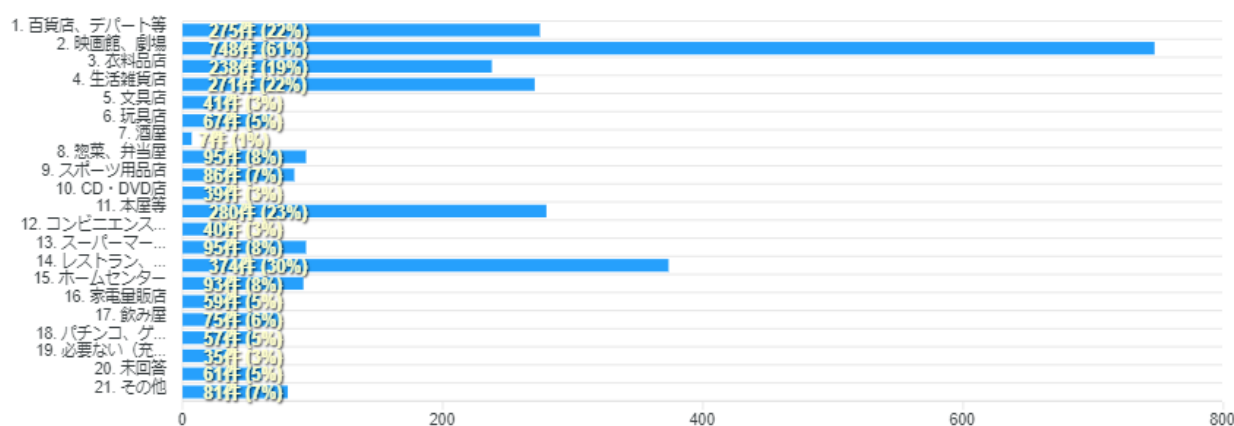


▼中心市街地に行かれた際の滞在時間はどれぐらいですか。

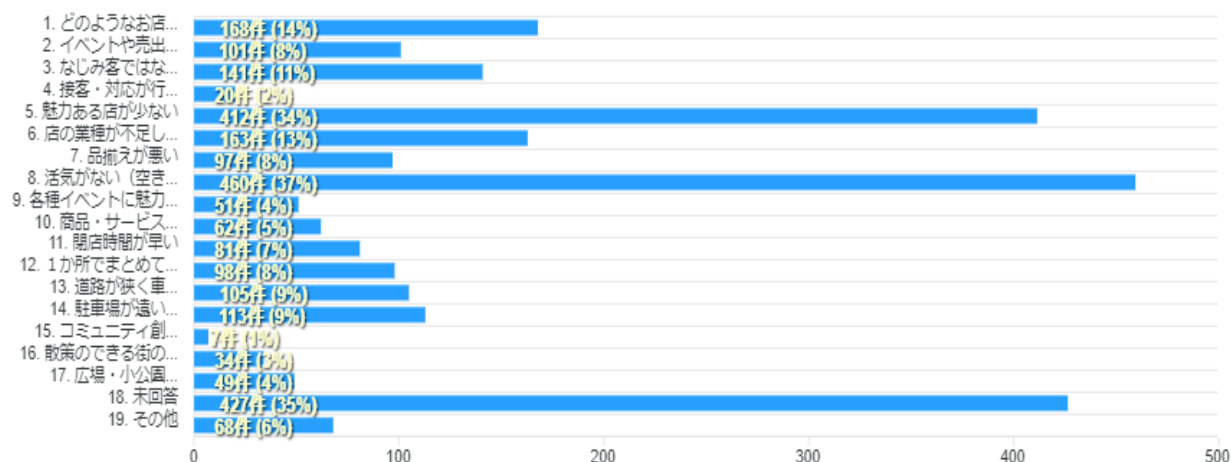
- 1. 1 時間未満
- 2. 1 時間以上～1 時間 3 0 分未満
- 3. 1 時間 3 0 分以上～2 時間未満
- 4. 2 時間以上～3 時間未満
- 5. 3 時間以上
- 6. 未回答



▼中心市街地に足りない（充実させて欲しい）と思われる商業施設 ※複数回答のため、回答割合の合計は 100%とならない。



▼中心市街地に魅力を感じない理由 ※複数回答のため、回答割合の合計は 100%とならない。



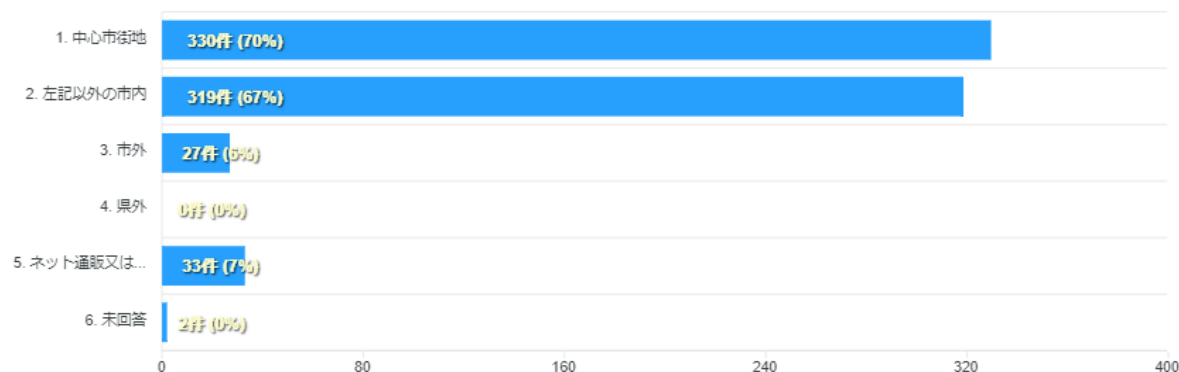
(2) 山口市のまちなか（中心市街地）居住者アンケート

目 的	中心市街地居住者の日常生活における中心市街地の利用状況、生活上必要とする機能及び今後の居住意向等を把握するために実施
調査時期	令和 7 年 9 月～10 月
調査対象	中心市街地に居住している約 1,000 世帯
調査方法	郵送による配布、回収
回収状況	有効配布数 1,032 件、有効回収数 474 件、有効回収率 45.9%

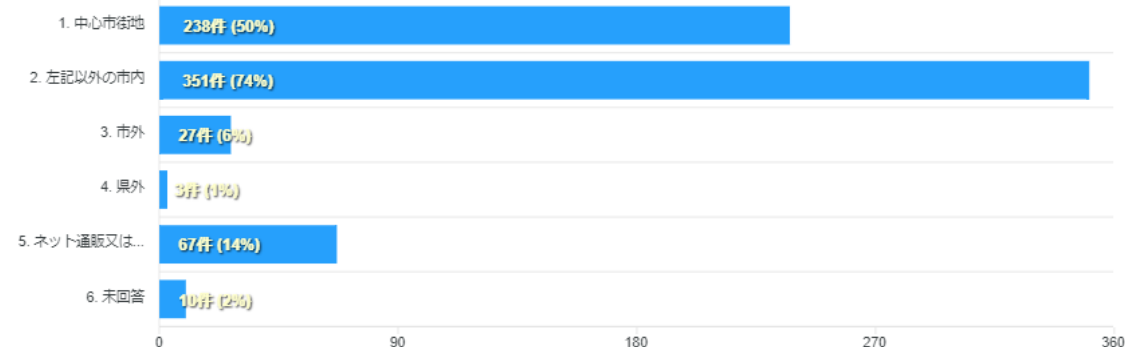
中心市街地居住者アンケートでは、食料品の買物でよく利用する地域等として、「中心市街地」が70%、「中心市街地以外の市内」が67%となっています。日用品についても、中心市街地内に加えて、中心市街地外の店舗又は地域が利用されています。中心市街地内で買物やサービスなどの消費活動を行う頻度については、「週2～3回以上」が60%となっており、居住者による日常的な利用が一定程度みられます。一方、「週に1回以下」も40%を占めており、利用頻度には差がみられます。また、中心市街地での居住継続意向は84%となっており、中心市街地での居住継続について高い意向が確認できます。前回の令和元年度調査では、現在の住まいについて「満足」又は「まあ満足」と回答した中心市街地居住者が7割を超えていました。今回調査では、中心市街地での居住継続意向が84%となっています。設問の内容が異なるため単純な比較はできないものの、中心市街地での居住に対する肯定的な評価及び意向は、引き続き高いことがうかがえます。

一方、前回調査では、住宅の老朽化、車利用の不便さ、火災や地震への不安等が居住上の課題として挙げられています。今回調査においても、食料品や日用品の買物では中心市街地外の店舗又は地域も利用されていることから、高い居住継続意向を維持していくため、生活利便性及び居住環境の維持・向上を図る必要があります。

▼日常生活において、よく利用されている地域等（食料品の買物）※複数回答のため、回答割合の合計は 100%とならない。

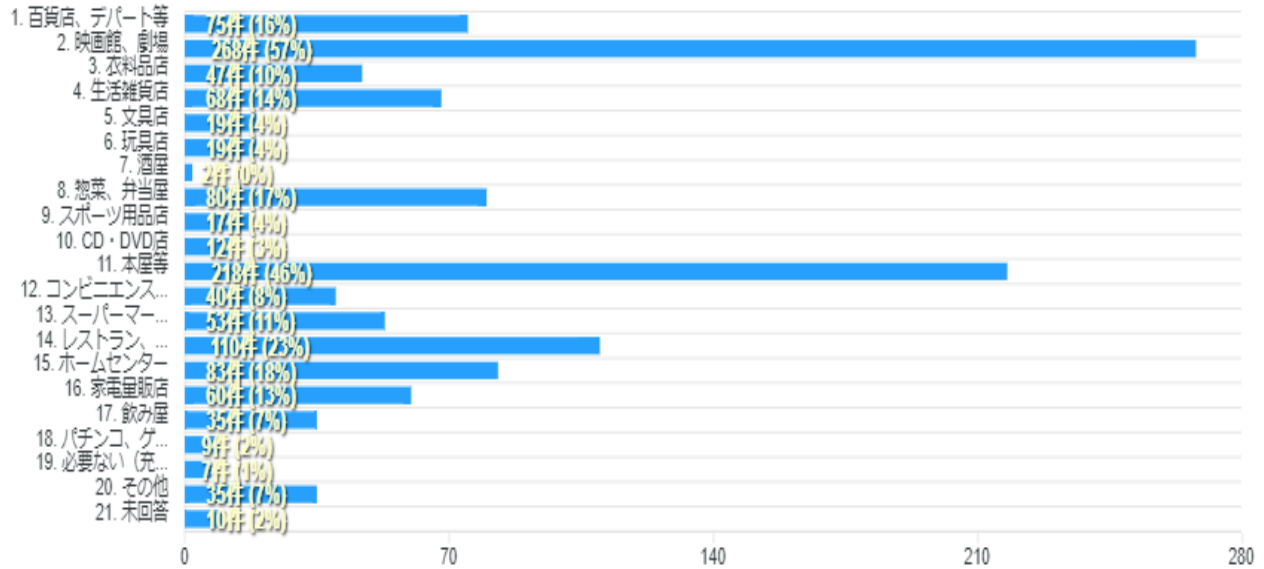


▼日常生活において、よく利用されている地域等（日用品の買物）※複数回答のため、回答割合の合計は 100%とならない。



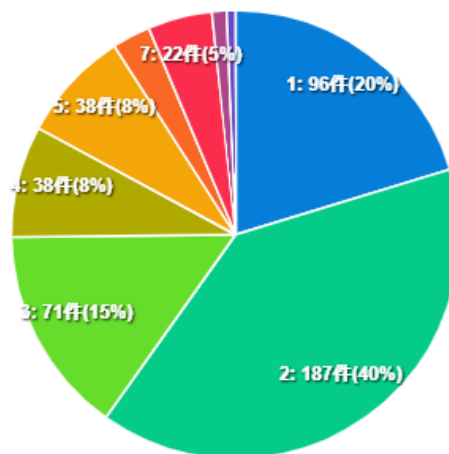
▼中心市街地に足りない（充実させて欲しい）と思われる主要な商業施設（キーテナント）

※複数回答のため、回答割合の合計は 100%とならない



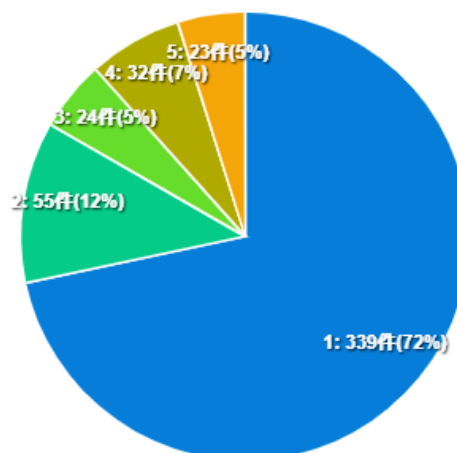
▼中心市街地内で買い物やサービスなどの消費活動をされる頻度

- 1. ほぼ毎日
- 2. 週に2～3回
- 3. 週1回
- 4. 2週に1回
- 5. 月1回
- 6. 年に数回
- 7. ほとんどない
- 8. 未回答
- 9. その他



▼望む将来の暮らし方（今後10年くらいを考えると）にもっとも近いのは

- 1. 今の場所に住み続けたい
- 2. 中心市街地内で、条件が良いところがあれば引っ越したい
- 3. 中心市街地外に移りたい
- 4. その他
- 5. 未回答



(3) 山口市中心商店街不動産所有者アンケート

目 的 中心商店街の不動産所有者を対象として、所有物件の状況、物件の管理・活用に関する意向及び中心商店街のまちづくりへの参加意向等を把握するために実施

調査時期 令和7年9月～10月

調査対象 中心商店街内の土地又は建物の所有者

調査方法 郵送による配布、回収

回収状況 有効配布数 197 件、有効回収数 104 件、有効回収率 52.8%

中心商店街の不動産所有者アンケートでは、回答者の年齢について「60 歳代以上」が 75%を占めており、高年齢層の所有者が多いです。

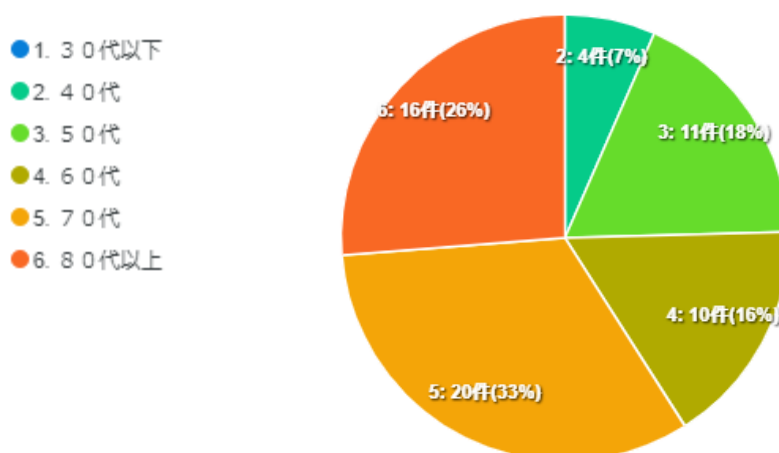
また、所有者の居住地又は法人の所在地については、中心市街地内が 68%、中心市街地外が 32%となっており、中心市街地外に居住又は所在する所有者が約 3 割を占めています。

所有建物の築年数については、築 50 年以上の建物が 54%となっており、築年数を経過した建物が半数を超えています。このため、今後の物件活用に当たっては、建物の維持管理、改修、建替え又は用途転換等を含めた検討が必要となります。

一方、不動産所有者と商店街事業者等が商店街の現状や取組方針を共有する「ランドオーナー会議」のような活動について、「自ら主体となって活動したい」「積極的に活動に参加したい」又は「できるだけ活動に参加したい」と回答した所有者が合わせて 63%となっており、所有者の 6 割を超える回答者に、何らかの参加意向が確認されました。

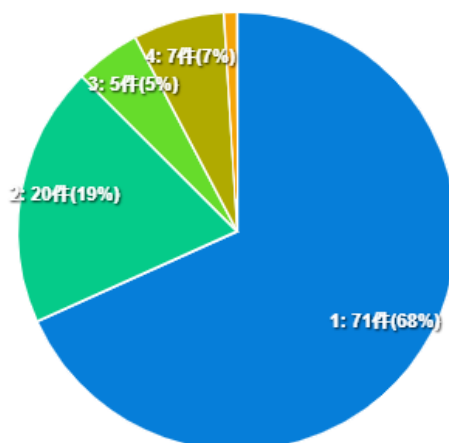
これらの結果から、空き店舗及び低未利用物件の活用を個々の所有者の判断のみに委ねるのではなく、所有者、事業者、商店街組織、行政及びまちづくり関係者が継続的に情報を共有し、物件の活用方法及びエリアの将来像を検討する体制を構築することが課題です。

▼所有者の方の年代を教えてください。



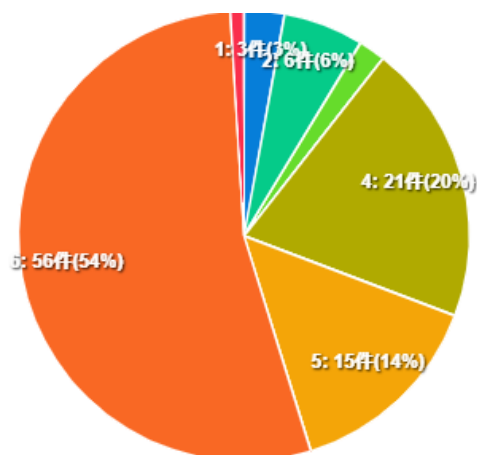
▼居住地（法人の場合は所在地）について教えてください。

- 1. 山口市中心市街地内
- 2. 山口市中心市街地内以外の市内
- 3. 山口県内
- 4. 山口県外
- 5. 未回答



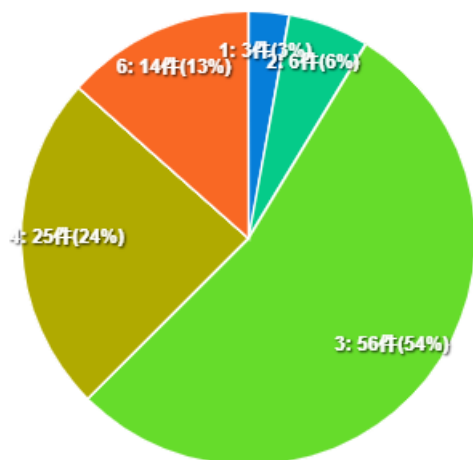
▼建物の築年数を教えてください。

- 1. 10年未満（平成28年以降築）
- 2. 10年以上20年未満（平成18年～平成27年築）
- 3. 20年以上30年未満（平成8年から平成17年築）
- 4. 30年以上40年未満（昭和61年から平成7年築）
- 5. 40年以上50年未満（昭和51年から昭和60年築）
- 6. 50年以上（昭和50年以前築）
- 7. 未回答



▼他市では、商店街組織の中に「ランドオーナー会議」を設置し、商店街事業者と不動産所有者のコミュニケーションを図り、商店街の現状や取組方針を定期的に共有し、連携しながら商店街のエリア価値の向上に努められている事例も見られます。このような活動について、どのように思われますか。

- 1. 自ら主体となって活動したい
- 2. 積極的に活動に参加したい
- 3. できるだけ活動に参加したい
- 4. 活動に参加したくない
- 5. このような活動は行われるべきではない
- 6. 未回答



(4) 山口市中心商店街事業者アンケート

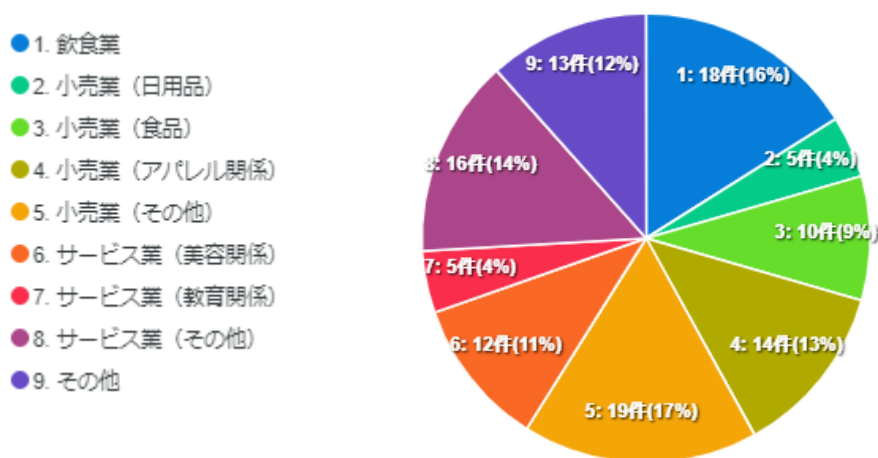
目 的	中心商店街の事業者を対象として、店舗の営業状況、歩行者通行量と営業との関係、商店街の取組に対する評価及び今後の意向等を把握するために実施
調査時期	令和7年9月～10月
調査対象	中心商店街に出店している店舗の事業主
調査方法	郵送による配布、回収
回収状況	有効配布数 246 件、有効回収数 112 件、有効回収率 45.5%

中心商店街事業者アンケートでは、中心商店街の歩行者通行量が店舗の売上に「大いに影響する」又は「多少影響する」と回答した事業者が合わせて62%となっており、6割を超える事業者が、歩行者通行量を店舗の営業に関係する要素として認識しています。また、商店街のイベントについては、「大いに必要」又は「まあ必要」と回答した事業者が合わせて87%となっており、売上への直接的な効果の有無にかかわらず、事業者の多くが、イベントを商店街全体の取組として必要と認識しています。

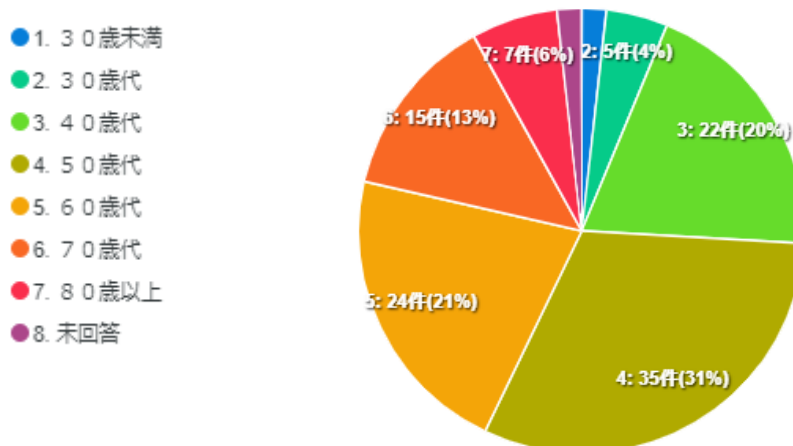
これらの結果から、歩行者通行量を確保するとともに、商店街のイベントによる集客を店舗利用及び再来街につなげることが課題です。

今後は、イベントを一時的な集客にとどめず、店舗情報の発信、回遊を促す仕掛け及び開催後の継続的な情報発信等を組み合わせて実施する必要があります。

▼業種を教えてください。

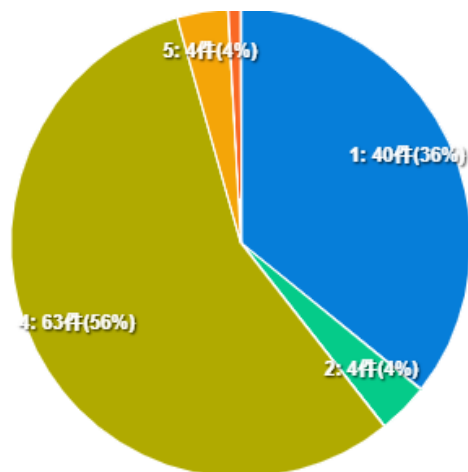


▼事業主の方の年齢を教えてください。



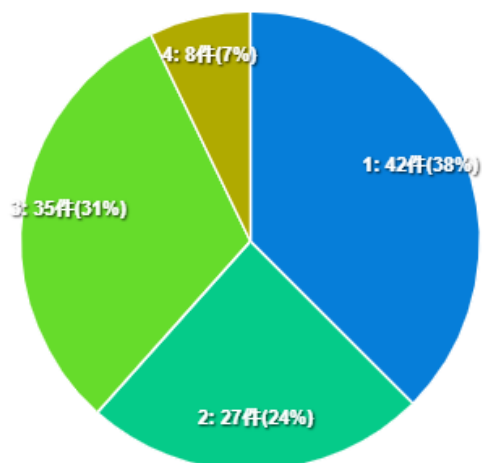
▼当該店舗の所有状況を教えてください。

- 1. 土地・建物ともに所有
- 2. 建物のみ所有
- 3. 土地のみ所有
- 4. 土地・建物とも借地・借家
- 5. 未回答
- 6. その他



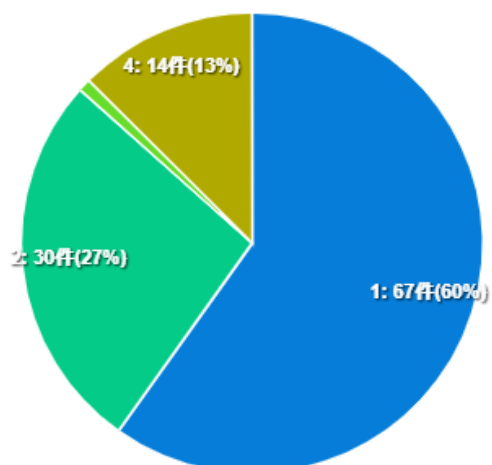
▼中心商店街の通行量（人通り）は、どの程度売り上げに影響しますか。

- 1. 大いに影響する
- 2. 多少影響する
- 3. あまり影響はない
- 4. 全く影響はない



▼売上への効果に関わらず、商店街のイベントは事業者や商店街全体にとってどの程度必要だと思いますか？お考えに近い項目を選択してください。

- 1. 大いに必要
- 2. まあ必要
- 3. あまり必要でない
- 4. 未回答



(5) 山口市中心市街地に関する高校生アンケート

目 的	中心市街地近隣の高等学校に在籍する高校生を対象として、中心市街地の利用状況、来街目的、必要とする施設・機能及び今後の利用意向等を把握するために実施
調査時期	令和7年9月～10月
調査対象	山口高等学校、山口中央高等学校、山口中村学園高等学校、野田学園高等学校に在籍する高校生
調査方法	各学校を通じて調査票を配布、回収
回収状況	有効回収数715件（※学校を通じて調査票を配布したため、配布数及び有効回収率は算出していない。）

高校生アンケートでは、中心市街地を週1回以上訪れる高校生が41%である一方、2週間に1回以下の高校生が59%となっており、約4割が週1回以上中心市街地を訪れています。

中心市街地を訪れる目的については、「食料品や日用雑貨など生活に必要なものの買物」及び「衣服や趣味のものの買物」がそれぞれ47%、「外食」が37%となっており、買物及び飲食が主な来街目的となっている。また、中心市街地での滞在時間は、「1時間未満」が27%である一方、「1時間以上」が65%となっています。

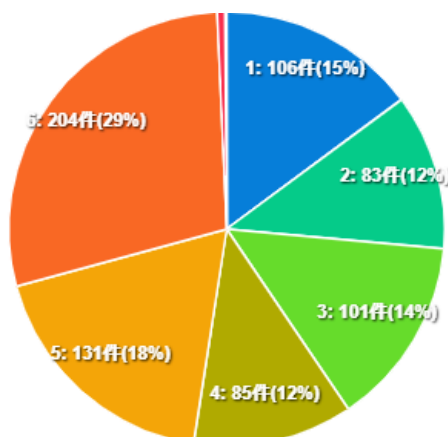
山口セタちょうちんまつりについては、「行ったことがあるし、また行きたい」と回答した高校生が77%となっており、高校生の参加経験が多く、再来訪意向も高いです。このことから、同まつりが高校生の来街機会の一つとなっていることが確認できます。

また、無料で利用でき、冷暖房を備え、飲食が可能な屋内フリースペースについては、「利用したい」と回答した高校生が83%となっており、高い利用意向が示されています。中心市街地に不足している、又は充実してほしい商業施設では、「映画館・劇場」「書店等」「ゲームセンター」が上位となっており、高校生が放課後や休日に利用しやすい店舗及び施設へのニーズが確認できます。

これらの結果から、高校生の継続的な来街を促すためには、祭りやイベント等による来街機会に加え、放課後や休日に休憩、飲食、学習及び交流等に利用できる居場所を確保することが課題です。

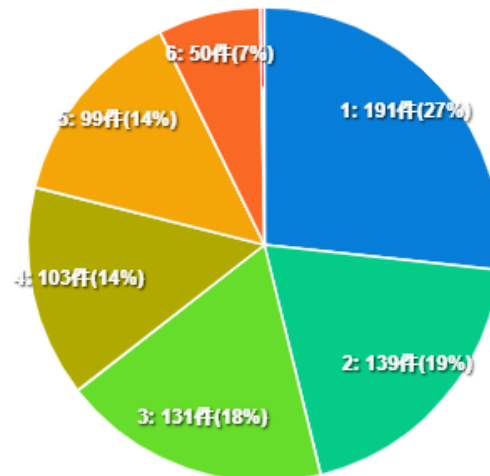
▼中心市街地へは、どれくらいの頻度で行かれますか。

- 1. ほぼ毎日
- 2. 週に2～3回
- 3. 週1回
- 4. 2週に1回
- 5. 月1回
- 6. ほとんど行かない
- 7. 未回答
- 8. その他



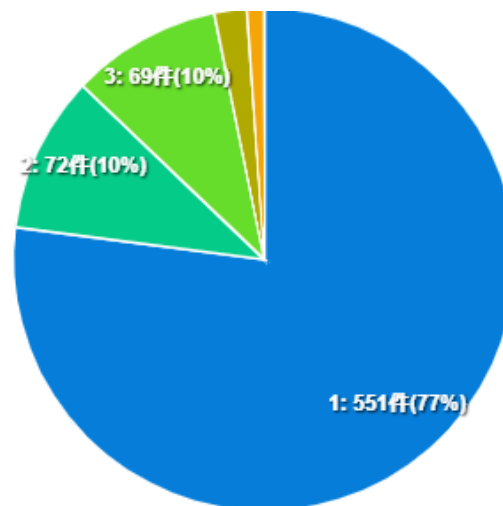
▼中心市街地に行かれた際の滞在時間はどれぐらいですか。

- 1. 1時間未満
- 2. 1時間以上～1時間30分未満
- 3. 1時間30分以上～2時間未満
- 4. 2時間以上～3時間未満
- 5. 3時間以上
- 6. 行かない
- 7. 未回答



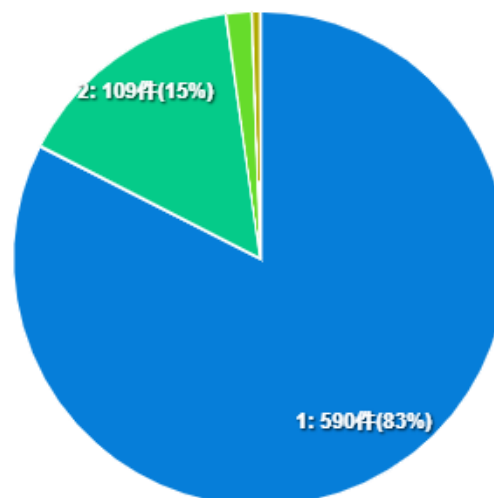
▼中心市街地の祭りやイベントについてお伺いします。山口七夕ちょうちんまつりについて、当てはまるものを1つずつ選んでください。

- 1. 行ったことがあるし、また行きたい
- 2. 行ったことはあるが、また行きたいとは思わない
- 3. 知っているが、行ったことはない
- 4. イベント（祭り）を知らない
- 5. 未回答



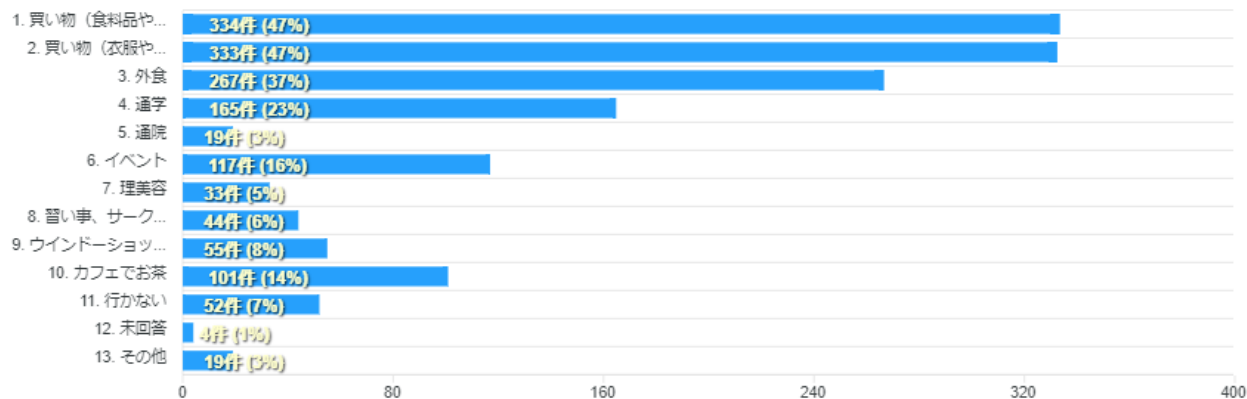
▼中心市街地内に、屋内フリースペース（無料、冷暖房完備、飲食可）があった場合、利用しますか。

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. 未回答
- 4. その他

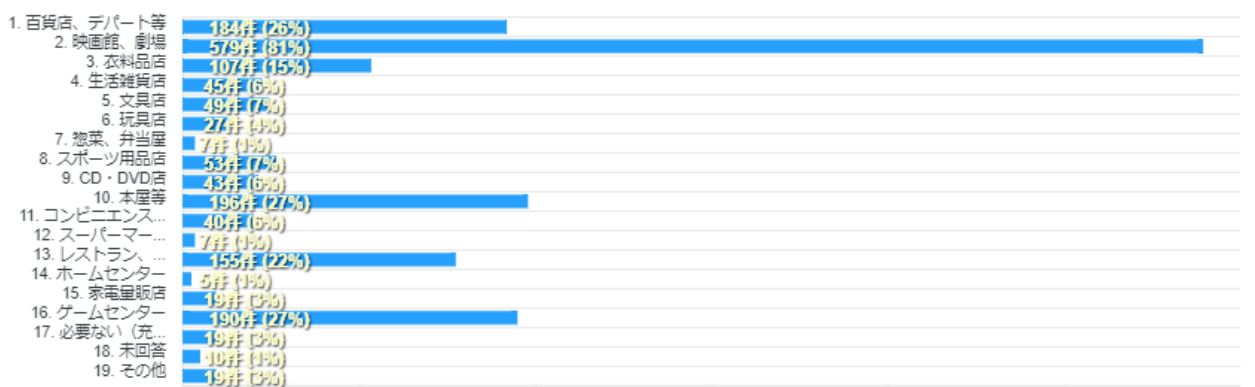


▼中心市街地に行かれる目的は何ですか。あてはまるものを全て選んでください。

※複数回答のため、回答割合の合計は 100%とならない。



▼中心市街地の施設についてお伺いします。中心市街地に足りない（充実させて欲しい）と思われる商業施設として、あてはまるものを3つまで選んでください。 ※3 項目までの複数回答のため、回答割合の合計は 100%とならない。



以上の 5 つのアンケート結果を総合すると、市民アンケートからは、商店街のにぎわいや店舗の魅力に関する課題が把握され、買物、飲食及び娯楽等の充実を求める意向がみられました。

高校生については、買物及び飲食が主な来街目的となっているほか、山口セタちょうちんまつりへの再来訪意向や、屋内フリースペースに対する高い利用意向が示されました。また、映画館・劇場、書店等及びゲームセンターなど、放課後や休日に利用しやすい店舗及び施設へのニーズがみられました。

中心商店街の事業者については、6 割を超える事業者が歩行者通行量を店舗の営業に係る要素として認識しており、約 9 割が商店街のイベントを必要と回答しています。また、不動産所有者については、高年齢層の所有者及び築 50 年以上の建物が多い一方、6 割を超える所有者にランドオーナー会議のような活動への参加意向が確認されました。

前回の令和元年度調査との比較では、設問及び選択肢が異なるため単純な比較ができない項目もありますが、中心市街地での滞在時間が 1 時間未満の市民が約 3 割を占める点や、商店街のにぎわい及び店舗の魅力が課題として挙げられている点については、同様の傾向が続いています。

また、前回調査では、現在の住まいについて満足している中心市街地居住者が 7 割を超えており、今回調査でも中心市街地での居住継続意向が 84%となっています。設問の内容が異なるため単純な比較はできないものの、中心市街地での居住に対する肯定的な評価及び意向は、引き続き高いことがうかがえます。

これらのことから、中心市街地の活性化に当たっては、来街者数の増加だけでなく、買物、飲食及び娯楽等の来街目的を充実させ、滞在時間の延伸、エリア内の回遊並びに店舗及びサービスの利用につなげる視点が重要です。あわせて、中心市街地での居住に対する肯定的な評価及び意向を維持しながら、生活利便性及び居住環境の向上を図るとともに、市民及び高校生等が、中心市街地を「利用する場所」に加えて、「過ごす場所」及び「活動する場所」として日常的に関わることができる環境を形成する必要があります。

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔4〕 山口市中心市街地活性化基本計画の検証

（１） 第１期計画の概要

平成１９年５月に第１期計画の認定を受けて中心市街地の活性化に取り組んできました。

１） 第１期計画期間：平成１９年５月～平成２５年３月（５年１１か月）

２） 第１期区域面積：約７５ｈａ

３） 第１期基本的な方針

- にぎわいのあるまち
- 暮らしやすいまち
- 自然と文化の薫るまち

４） 第１期中心市街地活性化の目標

- 自然と文化に彩られた人々を惹きつける魅力ある中心市街地の形成
- 自然と文化に彩られた誰もが住みたくくなるような中心市街地の形成

５） 第１期目標指標

中心市街地 活性化の目標	目標指標	基準値	目標値	実績値
自然と文化に彩られた人々を惹きつける魅力ある中心市街地の形成	商店街通行量 (休日)	５４，２５２人/日 平成１８年度	５６，０００人/日 平成２４年度	５４，４１１人 平成２４年度
	小売業年間 商品販売額 (※)	１０，７３１ 百万円/年 平成１５年度	１１，０００ 百万円/年 平成２４年度	９，９５３ 百万円/年 平成２４年度
自然と文化に彩られた誰もが住みたくくなるような中心市街地の形成	居住人口	３，９６８人 平成１８年度	４，２００人 平成２４年度	４，３０６人 平成２４年度

(※) 「織物・衣服・身の回り品小売業」と「飲食料品小売業」の合計額

（２） 第２期計画の概要

第２期計画は、第１期計画での課題を再整理し、段階的に課題解決していくための実行計画として位置付けました。

１） 第２期計画期間：平成２６年４月～令和２年３月（６年）

２） 第２期区域面積：約７６ｈａ

3) 第2期基本的な方針

- 様々な交流機会の創出によるにぎわいのある中心市街地の形成
- 地域資源を活用した経済活動による活力のある中心市街地の形成
- 個々のライフスタイルに合った安全で快適に暮らせる中心市街地の形成

4) 第2期中心市街地活性化の目標

- まちに来る人を増やし、楽しんでもらう
- まちの新陳代謝を図り、活力を高める
- まちの定住人口を増やす

5) 第2期目標指標

中心市街地 活性化の目 標	目標指標	基準値	目標値	実績値
まちに来る 人を増やし、 楽しんでも らう	商店街等通行量 (休日)	55,294人/日 平成24年度	58,000人/日 令和元年度	49,649人/日 令和元年度
	【参考指標】 滞在時間(1時 間30分以上) の割合	43.6% 平成24年度	50% 令和元年度	44.0% 令和元年度
まちの新陳 代謝を図り、 活力を高め る	中心商店街の 空き店舗数	45店舗 平成25年度	30店舗 令和元年度	28店舗 令和元年度
まちの定住 人口を増や す	居住人口の 社会増減 (5年間の総 数)	168人増 平成20- 24年度	250人増 平成26- 令和元年度	465人増 平成26- 令和元年度

(3) 第3期計画の概要

第3期計画は、第2期計画までの課題を再整理し、段階的に課題解決していくための実行計画として位置付けました。

1) 第3期計画期間：令和3年7月～令和9年3月(5年9か月)

2) 第3期区域面積：約76ha

3) 第3期基本的な方針

- 居心地が良く歩きたくなるまち
- 多様な人々の心が弾むまち

4) 第3期中心市街地活性化の目標

- 求心力のある商業・業務エリアの形成
- 交流と創造による来街機会の創出
- 誰もが安心して過ごすことができるまちへの再生

5) 第3期目標指標

中心市街地 活性化の目標	目標指標	基準値	目標値	実績値（中間）
求心力のある 商業・業務エ リアの形成	中心商店街営業 店舗数	275店舗 令和2年度	281店舗 令和8年度	279店舗 令和7年度
	中心商店街への 新規出店数	83店舗 平成27－令和 元年度	96店舗 令和3－8年度	69店舗 令和3－7年度
交流と創造に よる来街機会 の創出	商店街等通行量	34,700人/日 平成28－令和 2年度（平均）	36,800人/日 令和8年度	27,247人/日 令和7年度
誰もが安心して 過ごすこと ができるまち への再生	中心市街地にお ける建物更新件 数	3件 平成27－令和 元年度	12件 令和3－8年度	10件 令和3－7年度

（4）第3期計画事業の進捗状況（全72事業）

区分	事業名	事業内容	実施主体	進捗
4章 市街地の整備改善	路地のあるまちづくり推進事業	路地の新たな資源としての活用のための調査検討事業	山口市	完了
	山口駅前地区住宅市街地総合整備事業	現況調査、事業計画等の作成、老朽建築物の除却・建替え等を行う事業	山口市	完了
	歩きたくなるまちなか整備事業（山口駅通り）	道路バリアフリー化に併せた修景整備事業	山口市	実施中
	歩きたくなるまちなか整備事業（商店街アーケード）	アーケード内のタイル舗装改修事業	山口市	実施中

	歩きたくなるまちなか整備事業（大市商店街）	大市商店街の道路の修景整備事業	山口市	実施中	
	市民会館前交差点改良事業	市民会館前の交差点地下道の廃止や歩道整備を進める。	山口市	実施中	
	情報案内板設置事業	大内文化特定地域に誘導する情報案内板の設置事業	山口市	実施中	
	新本庁舎整備事業（新本庁舎棟、市民交流棟、新本庁舎前広場、中央駐車場整備）	新本庁舎棟、市民交流棟、新本庁舎前広場、中央駐車場の整備事業	山口市	実施中	
	市道東山二丁目道場門前二丁目線バリアフリー化事業	道路のバリアフリーと修景整備を進める事業	山口市	完了	
5章 都市福祉施設	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子を支援する事業	NPO法人 あっと	実施中	
	放課後児童クラブ運営事業	放課後に留守家庭児童となる小学生の健全な育成を図る事業	山口市	実施中	
	ほっとさろん中市「まちのえき」事業	高齢者、障がい者福祉の増進を図る事業	NPO法人 山口せわやきネットワーク	実施中	
	市民活動支援センター「さぼらんで」事業	市民活動の参加促進と活動を支援する事業	NPO法人 山口せわやきネットワーク	実施中	
	「オアシスどうもん」フィットネスクラブ事業	地域交流やシニア運動健康サロンを運営する事業	株式会社どうもんフィットネス	実施中	
業 環 6章 境の 章 住宅の 向上 供給・居住 のため ための事	山口駅前地区住宅市街地総合整備事業（再掲）	現況調査、事業計画等の作成、老朽建築物の除却・建替え等を行う事業	山口市	完了	
	グランドパレス米屋町プライムマークス（分譲マンション）	敷地面積：3,525.12㎡ 戸数：69戸	第一交通産業株式会社	完了	

7章 商業活性化	あきないのまち支援事業	中心商店街の空き店舗を活用し開業する個人 ・法人を支援する事業	山口市	実施中	
	中心市街地活性化計画推進事業	中心商店街の活力向上や活性化を支援する事業	山口市	実施中	
	アートでつなぐまちの活性化事業	YCAM 作品の展示等を空き店舗等を利用して行う事業	山口市	実施中	
	山口市芸術家育成支援事業	「やまぐち新進アーティスト大賞」受賞者の展覧会を開催する事業	山口市	実施中	
	集約駐車場適地検討事業	フリンジ駐車場のあり方について調査検討を行う事業	山口市	完了	
	クリスマスイルミネーション拡充事業	イルミネーションを拡充してにぎわいを創出する事業	山口市	完了	
	まちなか起業創業促進事業	商店街で創業したい方に支援を行う事業	山口市	完了	
	にぎわいのまち支援事業	中心商店街が行うイベントを支援する事業	山口市	実施中	
	中心市街地情報発信事業	中心市街地の情報を発信する事業	山口市	完了	
	遊休不動産活用推進事業	リノベーション物件の掘り起こしを行う事業	山口市	完了	
	中心商店街稼ぐ力向上支援事業	中心商店街全体の稼ぐ力の向上に向けて経費を助成する事業	山口市	完了	
	中心商店街賑わい創出事業	市内各地域や多様な活動主体と、商店街全体の集客に結びつくイベントを実施する事業	山口市	完了	

	店舗改修支援事業	サブリース事業に対して、改修費用等を助成する事業	山口市	完了	
	多様性あふれる商店街推進事業	商業活動以外も含めた多様な活動の展開を図る場を提供する事業	山口市	完了	
	中心商店街商環境向上支援事業	来街者の利便性の向上に資する店舗環境整備費用を助成する事業	山口市	完了	
	店舗取得支援事業	サブリース運営する事業に対して、取得費の一部を助成する事業	山口市	完了	
	にぎわいのまち支援事業（再掲）	中心商店街が行うイベントを支援する事業	山口市	実施中	
	中心市街地情報発信事業（再掲）	中心市街地の情報を発信する事業	山口市	完了	
	遊休不動産活用推進事業（再掲）	リノベーション物件の掘り起こしを行う事業	山口市	完了	
	中心商店街稼ぐ力向上支援事業（再掲）	中心商店街全体の稼ぐ力の向上に向けて経費を助成する事業	山口市	完了	
	中心商店街賑わい創出事業（再掲）	市内各地域や多様な活動主体と、商店街全体の集客に結びつくイベントを実施する事業	山口市	完了	
	店舗改修支援事業（再掲）	サブリース事業に対して、改修費用等を助成する事業	山口市	完了	
	多様性あふれる商店街推進事業（再掲）	商業活動以外も含めた多様な活動の展開を図る場を提供する事業	山口市	完了	

中心商店街商環境向上支援事業（再掲）	来街者の利便性の向上に資する店舗環境整備費用を助成する事業	山口市	完了	
店舗取得支援事業（再掲）	サブリース運営する事業に対して、取得費の一部を助成する事業	山口市	完了	
まちなみ規範策定支援事業	アーケード商店街として空間を形成するためのルールを定める事業	山口市	完了	
まちづくりファンド事業	マネジメント型まちづくりファンドにより、資金調達の一部に活用する事業	民間都市開発推進機構、金融機関	完了	
中心市街地活性化整備事業	中心商店街の活力向上や活性化を支援する事業	山口市	実施中	
山口市中心市街地活性化対策資金融資	低利融資制度の運用	山口市	実施中	
中心商店街開業サポートセンター事業	空き店舗情報や各種支援の案内を一元化して開業につなげる事業	株式会社街づくり山口	実施中	
「日本のクリスマスは山口から」事業	「日本のクリスマス発祥の地」という本市固有の歴史を活用したイベント	日本のクリスマスは山口から実行委員会	実施中	
山口セタちょうちんまつり	数万個の紅提灯を中心商店街及び周辺に飾りつけて行う祭事	ふるさとまつり実行委員会	実施中	
HOLA!やまぐちスペインフィエスタ事業	「スペイン」をキーワードに開催されるイベント	やまぐちスペインフィエスタ実行委員会	完了	
Halloween 仮装パレード事業	仮装して参加するイベント	サークルセブン	実施中	

商店街職場体験事業	小学生を対象に職場体験を実施するイベント	サークルセブン (株式会社街づくり山口)	実施中	
中心商店街イルミネーション事業	商店街全体をイルミネーションで飾りつける事業	各商店街	実施中	
山口祇園祭	山口市で約600年続く伝統的な祭事	祇園祭振興会	実施中	
山口天神祭	山口市で約650年続く伝統的な祭事	古熊神社	実施中	
市民総踊り「やまぐちMINAKO Iのんた」開催事業	音楽に合わせ中心商店街を練り歩くイベント	ふるさとまつり実行委員会	実施中	
冬の山口デー開催事業	商店街による販促イベント	山口市商店街連合会	完了	
共通駐車サービス券システム事業	中心商店街での買い物に応じて駐車料金を割り引く事業	株式会社街づくり山口	実施中	
「山口街中」運営事業	中心商店街ホームページ「山口街中」の運営事業	山口市商店街連合会	実施中	
次世代育成カフェ・サロン	まちづくりの次世代を担う若手人材の育成・交流拠点を運営する事業	株式会社みんなのショクバ	完了	
青空天国いこいの広場	5月5日のこどもの日に合わせて開催するイベント	青空天国いこいの広場実行委員会	実施中	
結人祭	「学生と地域をつなぐ」をコンセプトとしたイベント	山口市商店街連合会	実施中	
こめこめマルシェ	毎月第1日曜日に合わせてフリーマーケットを開催するイベント	米屋町振興会	実施中	
西門前100円商店街	年金支給日に合わせて100円商品を販売	本町商店街振興組合	実施中	

		するイベント			
	まちゼミ	商店街店舗の店員が講師となってミニ講座を開催する事業	株式会社街づくり山口	実施中	
8章 一体的推進事業	まちなかクリエイティブフィールド事業	空き店舗を活用し、子ども達が主体的に地域に関わることができる活動を展開する事業	山口市	完了	
	シェアサイクル実証事業	エリア内の各所にシェアサイクルを配置し、周遊促進等に向けた実証を行う事業	山口市	完了	
	新たなモビリティ導入の検討	ラストワンマイルの移動手段確保のため、小型モビリティ等の導入の検討を行う事業	山口市	完了	
	まちなかクリエイティブフィールド事業（再掲）	空き店舗を活用し、子ども達が主体的に地域に関わることができる活動を展開する事業	山口市	完了	
	シェアサイクル実証事業（再掲）	エリア内の各所にシェアサイクルを配置し、周遊促進等に向けた実証を行う事業	山口市	完了	
	新たなモビリティ導入の検討（再掲）	ラストワンマイルの移動手段確保のため、小型モビリティ等の導入の検討を行う事業	山口市	完了	
	歩きたくなるまちなか推進事業		山口市	実施中	
	コミュニティバス実証運行事業	交通弱者の移動手段を確保する事業	山口市	実施中	

第3期計画期間中に変更・削除した事業				
区分	事業名	事業内容	実施主体	変更・削除年度及び理由
4	歩きたくなるまちなか整備事業 (山口駅通り)	道路バリアフリー化に併せた修景整備を進める。	山口市等	令和4年度 実施主体の追加 令和8年度 支援措置の変更
4	歩きたくなるまちなか整備事業 (商店街アーケード)	アーケード内のタイル舗装を改修する。	山口市	令和8年度 支援措置の変更
4	歩きたくなるまちなか整備事業 (大市商店街)	大市商店街の道路の修景整備を進める。	山口市	令和8年度 支援措置の変更
4	市民会館前交差点改良事業	市民会館前の交差点地下道の廃止や歩道整備を進める。	山口市	令和8年度 支援措置の変更
4	情報案内板設置事業	大内文化特定地域に誘導する情報案内板の設置を行う。	山口市	令和8年度 支援措置の変更
4	新本庁舎整備事業 (新本庁舎棟、市民交流棟、新本庁舎前広場、中央駐車場整備)	「新本庁舎棟」、「市民交流棟」、「広場」及び来街者駐車場を新たに整備する。	山口市	令和4年度 実施内容の変更 令和8年度 支援措置の変更
7	あきないのまち支援事業	空き店舗への新規開業者に対して、出店時の店舗改装に係る費用を助成する。	山口市	令和4年度 実施内容の変更
7	山口七夕ちょうちんまつり	日本三大火祭りの一つといわれ、数万個の紅提灯を中心商店街及び周辺に飾りつける祭事。	ふるさとまつり実行委員会	令和4年度 実施時期の変更
7	山口祇園祭	山口三大祭の一つに数えられる約600年続く伝統的な祭事	祇園祭振興会	令和4年度 実施時期の変更

7	青空天国いこいの広場	こどもの日に親子を対象とした遊びや学び、グルメなど多岐にわたるブースの出店などを実施する。	青空天国いこいの広場実行委員会	令和4年度 実施内容の変更	
7	中心市街地活性化計画推進事業	イベントの企画・運営や空き店舗対策、タウンマネージャー設置費の一部を助成する。	山口市	令和5年度 事業名の変更	
7	にぎわいのまち支援事業	にぎわいの創出に向けた集客イベントに対して費用を助成する。	山口市	令和5年度 事業の追加 令和7年度 支援措置の変更	
7	中心市街地情報発信事業	広報誌の定期的な発行やインターネットを活用し、様々な取組や魅力情報等を発信する。	山口市	令和5年度 事業の追加 令和7年度 支援措置の変更	
7	遊休不動産活用推進事業	不動産オーナーへのストック活用の啓発や店舗経営者の発掘に向けたセミナーやワークショップ等を開催する。	山口市	令和5年度 事業の追加 令和7年度 支援措置の変更	
7	中心商店街稼ぐ力向上支援事業	中心商店街全体の稼ぐ力の向上に向けた取組等について、既存店舗等が負担する経費を助成する。	山口市	令和5年度 事業の追加 令和7年度 支援措置の変更	
7	中心商店街賑わい創出事業	市内各地域や多様な活動主体といった幅広いプレイヤーと、商店街全体の集客に結びつくイベントを実施する。	山口市	令和5年度 事業の追加 令和7年度 支援措置の変更	

7	店舗改修支援事業	リノベーションにより建物を再生し、テナントとして出店者にサブリースする事業に対して、建物調査費用及び改修費用を助成する。	山口市	令和5年度事業の追加 令和7年度支援措置の変更	
7	多様性あふれる商店街推進事業	商業活動以外も含めた様々なプレイヤーの多様な活動の展開を図る場を通年で運営するための費用を助成する。	山口市	令和5年度事業の追加 令和7年度支援措置の変更	
7	中心商店街商環境向上支援事業	来街者の利便性の向上に資する店舗環境整備費用を助成する。	山口市	令和5年度事業の追加 令和7年度支援措置の変更	
7	店舗取得支援事業	サブリース運営する事業に対して、取得費の一部を助成する。	山口市	令和5年度事業の追加 令和7年度支援措置の変更	
7	まちなかクリエイティブフィールド事業	空き店舗を活用し、子ども達が主体的に地域に関わることができる活動を展開する。	山口市	令和5年度支援措置の変更 令和6年度実施時期の変更 令和7年度支援措置の変更	
7	まちなか起業創業支援事業	中心商店街の中におけるテストマーケティングから実店舗出店に繋げる起業・創業の支援をする。	山口市	令和8年度事業の追加	
8	シェアサイクル実証事業	エリア内の各所にシェアサイクルを配置し、周遊促進等に向けた実証を行う。	山口市	令和7年度事業の追加	
8	新たなモビリティ導入の検討	ラストワンマイルの移動手段確保のため、小型モビリティ等の導入の検討を行う。	山口市	令和7年度事業の追加	

(5) 第3期計画数値目標の達成状況

目標指標① 商店街等通行量（通常時の休日・平日平均）

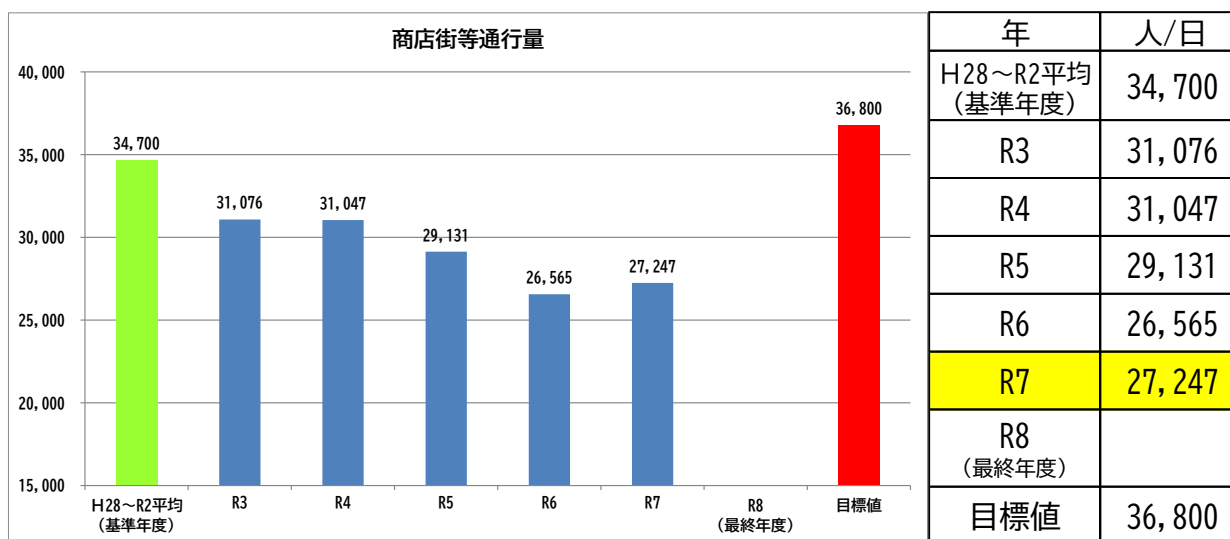
基準値（平成28～令和
2年度平均）
34,700人/日

2,100人増加目標

目標値（令和8年度）
36,800人

実績値（令和7年度）
27,247人
（目標値より9,553人減）

（単位：人）

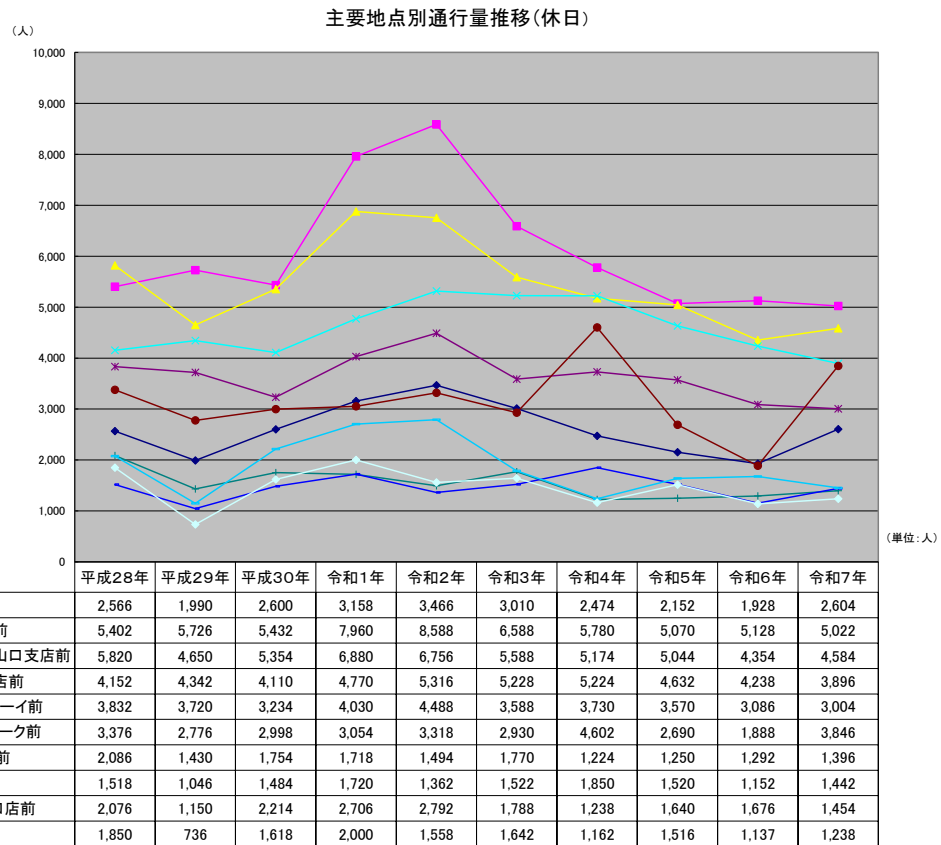


「商店街等通行量」については、歩きたくなるまちなかの形成に向けた「まちなかウォーカブル」の取組を進めるほか、各種事業の実施により来街機会の創出を図る中で、計画策定時に想定した来客見込みを下回る結果となり、目標値は達成できませんでした。目標達成に必要な事業を着実に実施したものの、コロナ禍より加速した電子商取引の普及による実店舗における買い物機会の減少や、少子高齢化の進展に見られる社会構造的な要因により、商店街の通行量は今後も減少傾向が継続することが見込まれます。

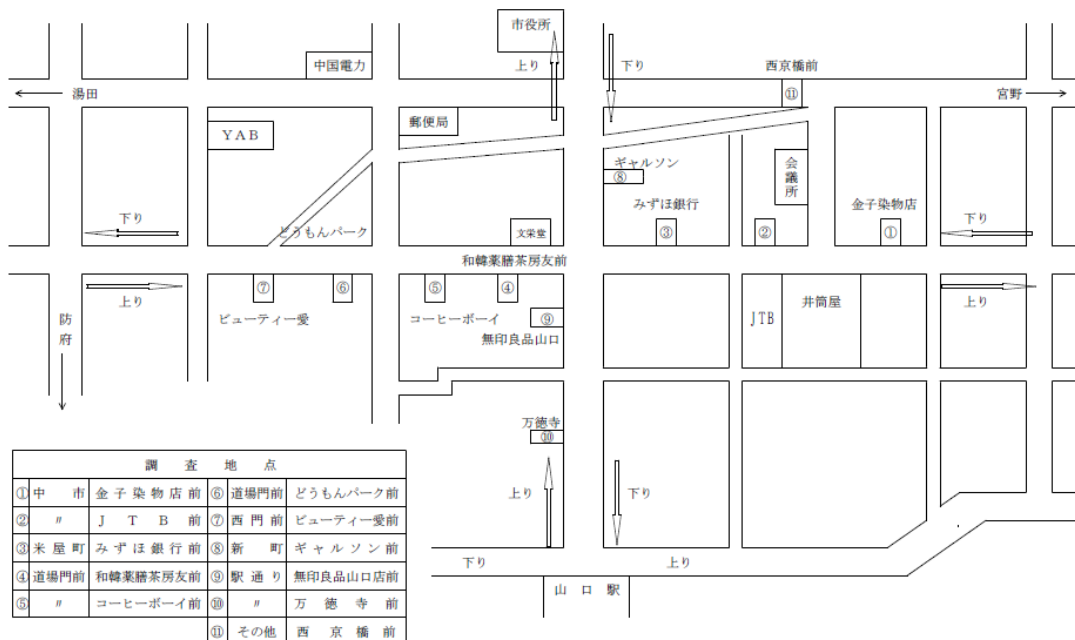
調査地点別では、地点ごとに数値の大小があり、アーケード商店街である中市、米屋町、道場門前の東西の通りは通行量が比較的多く、新町や駅通りは少ない状況です。

年度別の推移では、特定の地点における大きな変動は見られません。

アーケードのある横軸の人の流れを、中心市街地のシンボル軸を形成する駅通りから新町商店街、パークロードの縦軸に誘引し、エリア全体を回遊する仕掛けづくりが課題です。



通行量調査地点



目標指標② 中心商店街営業店舗数

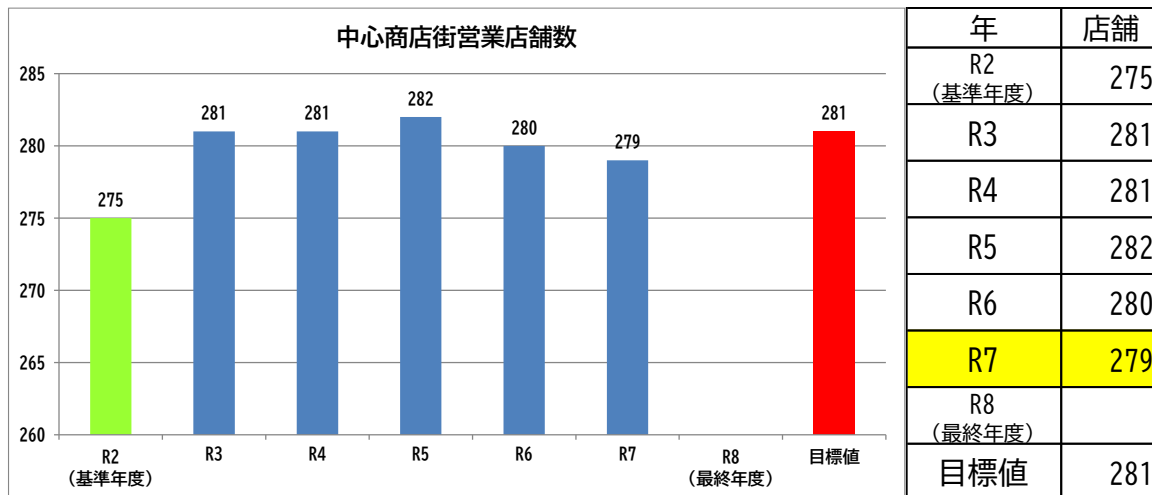
基準値
(令和2年度)
275店舗

6店舗の増加目標

目標値(令和8年度)
281店舗

実績値(令和7年度)
279店舗
(目標値を2店舗下回る)

(単位: 店舗)



中心商店街への新規出店数

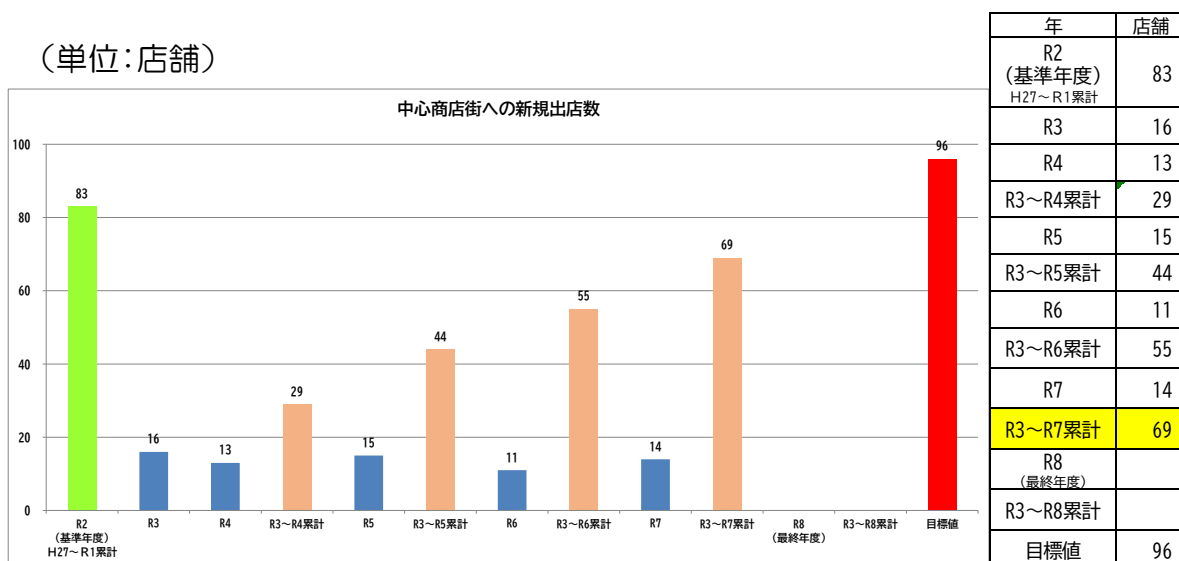
基準値
(令和2年度)
83店舗

13店舗の増加目標

目標値(令和8年度)
96店舗

実績値(令和7年度)
69店舗
(目標値を27店舗下回る)

(単位: 店舗)



「中心商店街への新規出店数」については、主要事業として位置付けた「あきないのまち支援事業」を活用した新規出店数は見込みに届かなかったものの、空き店舗への出店に向けた周知啓発等が促進された結果、「中心商店街営業店舗数」は、概ね目標値に近い数値となりました。

なお、貸出ができるにもかかわらず、借り手が不在となっている店舗（状態が悪い物件や、所有者の都合等で貸出できない物件は除く。）を空き店舗としています。

目標指標③ 中心市街地における建物更新件数

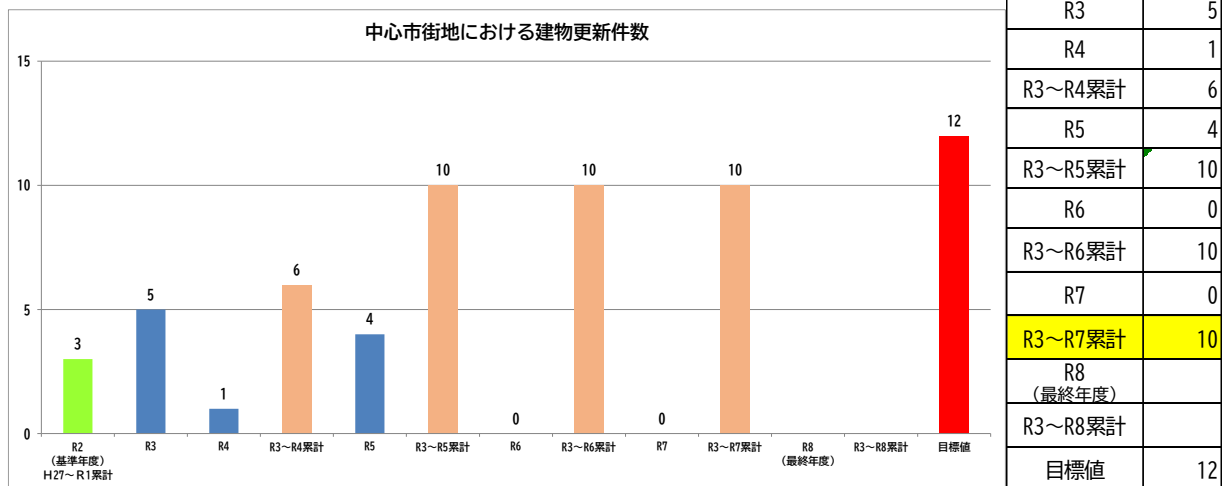
基準値
(平成27～令和元年度)
3件

9件の増加目標

目標値(令和3～8年度)
12件

実績値(令和3～7年度)
10件
(目標を2件下回る)

(単位：件)



令和7年度までに実施した「山口駅前地区住宅市街地総合整備事業」では、計画期間内に道路整備や老朽建築物除却を中心に一定の進捗がありました。今後も、関連する工事は継続する予定であり、老朽建築物等の更新が計画的に図られるため、最終的には目標が達成され、安全安心なまちづくりが図られる見込みです。

(6) 第3期計画の評価

第3期基本計画に基づいて官民連携し、各事業に取り組んできました。

「交流と創造による来街機会の創出」

「商店街等通行量(通常時の休日・平日平均)」を目標指標として、周辺エリアの文化施設等との連携によるゾーン間の回遊性の向上、市民が憩える空間整備、及び、まちのにぎわい創出等の中心市街地の魅力の向上に資する取組を実施しました。

減少傾向に歯止めをかけることはできず、目標達成に至りませんでした。通行量減少の

背景には、市全体の人口減少や電子商取引の普及に伴う実店舗での買い物機会の減少等の構造的要因が影響していると考えられます。

一方で、エリアや時間帯を限定した利用・滞留の増加など、質的な変化も徐々に現れており、商店街等通行量について、平日は微減しているものの、休日は増加傾向にあるポイントもあります。今後も、通行量全体では減少傾向が続いていくことが予測されることから、日常的な来街・滞留・回遊を促し、その減少幅を着実に抑制していく必要があります。

また、百貨店の地階に大手スーパーマーケットが出店するとともに、中心商店街において商店街等通行量に増加の兆しが見られています。今後は、当該店舗を新たな集客拠点の一つとして捉え、来店者を周辺の商店街や飲食店、公共空間、文化・教育施設等への立ち寄りに誘導し、中心市街地エリア全体の滞在及び回遊につなげていく必要があります。

なお、調査地点別では、東西に伸びるアーケード商店街である米屋町、中市、道場門前の横軸の通りは通行量が比較的多く推移しているのに対し、縦軸の通りである新町や駅通りは少ない状況です。横軸の人の流れを、中心市街地のシンボル軸を形成する駅通りから新町商店街、パークロード方面の縦軸に誘引し、エリア全体を回遊する仕掛けづくりが課題です。

「求心力のある商業・業務エリアの形成」

「中心商店街営業店舗数」と「中心商店街への新規出店数」を目標指標として、商店街のにぎわい創出を目指して各事業に取り組みました。「中心商店街営業店舗数」は、令和7年10月末時点において、279店舗となっており、「中心商店街への新規出店数」は、計画期間中に69店舗の出店実績がありました。

これは、「あきないのまち支援事業」ほか各種事業の実施による効果と、タウンマネージャーによる空き店舗情報のワンストップ化が寄与したものであり、中心商店街への出店意欲は継続しているものと考えられます。物価高や人手不足等の影響により出店ペースは年度ごとに変動があるものの、支援制度の継続や相談件数の状況から、累計ベースで一定の成果を見込んでいます。

一方で、店舗と住居が一体となっているため改修や貸出が困難な物件や、改修費用が高額のため改修を断念し貸出を諦める物件等の影響で営業店舗数は減少傾向にあります。また、店主の高齢化が進むにつれ、商形態・業種業態の転換や事業承継がうまく進まず、閉店せざるを得ない店舗等の存在が、まちのにぎわいの衰退につながる可能性があります。

「誰もが安心して過ごすことができる街への再生」

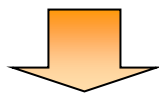
「中心市街地における建物更新件数」を目標指標として、居住環境の改善や中心市街地の防災性の向上を目指して、各事業に取り組みました。実績値は目標値の12件に迫る10件となりました。令和7年度で事業期間が終了しましたが、「山口駅前地区住宅市街地総合整備事業」を主要事業として、計画期間内に道路整備や老朽建築物除却を中心に一定の進捗があり、老朽した空き店舗の除却による広場整備や狭隘道路の拡幅等による居住環境の改善を図る取組など、安全で快適に過ごせるまちづくりも進めてきました。

また、生活拠点としての役割は果たしているものの、市民にとって魅力的な場所として認識されておらず、来街機会が減少しています。今後も、都市の既存ストックの活用によるにぎわい創出や回遊性を高める取組等により中心市街地の魅力を高め、さらなる活性化を進めていく必要があります。

(7) 中心市街地の課題整理（第3期中活計画の総括及びアクションプランによる考察）
 アクションプラン策定時の考察も踏まえた中心市街地の現状、各種のアンケートや意識調査の結果から、今後の活性化にあたっての課題を抽出し、整理しました。

目標「交流と創造による来街機会の創出」

中心市街地の現状	市民アンケート結果
●市全体の人口減少や電子商取引の普及に伴う実店舗での買物機会の減少等の構造的要因も影響し、「商店街等通行量」は目標達成に至らなかった。 ●若者が日常的に訪れ、滞在する目的となる店舗や施設、商業・娯楽機能、居場所が不足していることなどから、来街者に占める若者の割合が低く、若い世代の来街や滞留に十分に結び付いていない。 ●文化、商業等の都市機能や地域資源が相互に十分連携していないことに加え、ゾーン間の歩行者動線の分断などにより、施設への来訪が中心市街地内の立ち寄りや回遊につながっていない。 ●百貨店への大手スーパーマーケットの出店を契機として、商店街等通行量に増加の兆しが見られることから、当該店舗への来店者を周辺店舗や公共空間、文化・教育施設等への立ち寄りに誘導し、中心市街地エリア全体の回遊につなげていくことが課題である。	●来街目的は買い物が多くを占める一方、外食、イベント、通勤・通学、文化活動等の多様な目的も見られる。 ●公共交通、徒歩、自転車等による利便性を確保しつつ、自動車でも訪れやすい駐車場環境の形成が必要である。 ●来街者が、中心市街地やその近隣を日常生活圏とする人が中心となっていることから、それ以外の地域からの来街を促す必要がある。 ●滞在時間は比較的短い傾向が見られることから、買い物や用事に加え、飲食、休憩、交流等を楽しみ、長く滞在できる環境の整備が必要である。 ●中心市街地の魅力について、「どちらともいえない」又は「魅力を感じない」とする回答が一定数見られることから、店舗やイベント等の情報を、来街者に広く、効率的・効果的に発信する必要がある。

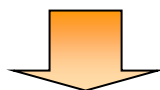


課題1 まちの魅力・回遊性の向上

●来街者が減少するとともに、来街者に占める若者の割合が低く、まちなかでの滞留や回遊も十分に生まれていない。特に、行政・文化・教育機能が集積する亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンとの往来が少ない状況にある。また、室町時代から受け継がれてきた町割りや、緑豊かで質の高い都市空間などの地域資源も、まちなかの魅力向上に十分に生かされていない。このため、若者をはじめとする多様な世代の来街機会を創出するとともに、両ゾーンの都市機能と地域資源を一体的に生かし、日常的な滞留や回遊を促進することが課題である。また、市外・県外からの来街者の利便性を踏まえ、立地や収容規模、利用の分かりやすさ等に配慮した駐車環境の在り方についての検討が求められる。

目標「求心力のある商業・業務エリアの形成」

中心市街地の現状	アンケート及び意識調査結果
●商店街事業者の高齢化等が進む中、従来の担い手だけでは、まちづくり活動を継続していくことが難しくなっている。 ●対象エリアを訪れる若者の割合が低く、中心市街地を知らない、または知っていても訪れたことがない大学生も一定数存在するなど、学生・若者と中心市街地との日常的な接点が十分に形成されていない。 ●イベント等を通じてまちづくりに関わる学生・若者が見られる一方、参加者同士の交流や既存のまちづくり関係者とのつながりを継続的な活動に発展させる仕組みが十分に整っていない。 ●公園や広場等を活用した子どもの遊びや学びの取組は一部で実施されているものの、子どもが中心市街地を日常的に訪れ、地域や多世代と関わる機会は限られている。 ●「中心商店街への新規出店数」は、累計で69店舗と目標値に届かなかったものの、「中心商店街営業店舗数」は、目標値に迫る279店舗となった。	●中心商店街事業者の約7割が50歳以上であり、廃業予定の事業者からは後継者の不在が主な理由として挙げられている。従来の担い手の高齢化と事業承継が課題となっている。 ●大学生等意識調査では、中心商店街ゾーンや亀山周辺ゾーンを知らない、または知っていても訪れたことがない学生が約5人に1人を占めており、学生・若者と中心市街地との日常的な接点が十分に形成されていない。 ●中心市街地近傍の高校生の83%が屋内フリースペースの利用意向を示すなど、若者が気軽に滞在し、交流や活動を行うことのできる居場所へのニーズが高い一方、こうした場や若者の来街目的となる商業・娯楽機能は十分に整っていない。 ●イベント等を通じてまちづくりに関わる学生・若者や子どもが見られる一方、参加者への継続的な情報発信、まちづくり関係者との交流、人材育成、企画・運営体制等が十分に整っておらず、単発の参加を継続的な活動や将来の担い手育成につなげる仕組みが確立されていない。

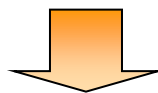


課題2 まちづくりを担う人材の確保

- 中心市街地が商業・業務の拠点として求心力を維持・向上させるためには、店舗や事業所の集積に加え、空き店舗等の活用、新たな事業の創出、イベントの企画・運営などを担う人材が継続的に活動することが不可欠である。一方、商店街事業者を中心とする従来の担い手が減少する中、その活動やノウハウを次世代へつなぎ、学生・若者を含む新たな人材の参画と育成を進める仕組みやコミュニティが十分に形成されていない。また、将来の担い手となる子ども達が中心市街地を訪れ、まちへの関心や愛着を育む機会も限られている。

目標「誰もが安心して過ごすことができる街への再生」

中心市街地の現状	市民アンケート・居住者アンケート結果
●「中心市街地における建物更新件数」は目標値に届かなかったものの、「山口駅前地区住宅市街地総合整備事業」の進捗により、道路整備や老朽建築物の除却など、まちの更新に一定の成果が見られた。 ●空き店舗等を含む遊休不動産を活用したマンション建設が見られるなど、民間による建物更新が進みつつある。 ●道場門前二丁目地区では、市街地再開発事業の実施に向けた準備組合が設立され、面的な建物更新に向けた機運が高まっている。 ●一方、中心商店街では築年数を経過した建物が多く、空き店舗や低利用物件の中には、老朽化や耐震性、改修費用等の問題により活用が困難なものがあり、リノベーションや建替え等の建物更新に結び付いていない。 ●また、亀山周辺ゾーンでは、県の文教施設をはじめとする公共施設の老朽化が進行しており、施設の更新・改修が課題となっている。	●中心市街地には、新耐震基準より前に建築された住宅や築年数の経過した住宅が一定数存在しており、住宅や設備の老朽化への対応が引き続き課題である。 ●分譲・賃貸マンションと比べ、一戸建て住宅や店舗併用住宅などでは築年数の経過した建物が多く、必要なリフォームや建替えなど、居住者による建物更新を促進するための環境整備が求められる。 ●居住者の多くは現在の住まいに満足し、今の場所に住み続けたいと考えている一方、住宅や設備の老朽化など、住環境に関する不満も見られる。 ●居住者の不満として、住宅や設備の老朽化、道路が狭く車が利用しづらいこと、火災時の延焼や地震時の建物倒壊・避難に対する不安、周辺の空地や空き家の増加等がある。 ●空き家や廃屋等への対応、老朽化した建物の更新、医療・福祉施設や子育て支援施設の充実、落ち着いて暮らせる住環境の整備を望む意見が見られる。 ●火災時の延焼や地震時の建物倒壊、緊急車両の通行が困難な狭い道路等に対する安全性を高めるとともに、防犯等にも配慮した、誰もが安心して過ごすことができる住環境の整備が求められている。



課題3 老朽化対策

- これまでの取組により、狭隘道路の解消など密集市街地の改善は一定程度進展したものの、建物のリノベーションや新築には十分に波及していない。築50年を超える建物が半数以上を占めるなど老朽化が進むとともに、空き店舗や低利用物件、公共空間等の既存ストックが十分に活用されておらず、まちなみの連続性や一体性の低下が課題となっている。

〔5〕第4期山口市中心市街地活性化基本計画の基本方針

（１）第4期計画策定にあたって

第1期計画においては、東西核の整備や空き店舗対策、にぎわい創出のイベント実施、借上型市営住宅の整備等を行いました。第2期計画においては、一の坂川周辺地区の整備や優良建築物等整備事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、あきないのまち支援事業などに取り組み、商業活性化や定住促進を進めてきました。また、第3期計画においては、まちなかウォーカブルの推進や、アートや子ども達のものづくりに代表されるソフト事業を中心に新たな来街機会の創出に力点を置いて事業を進めてきました。これまでの間、本市の総人口が減少を続けるなか、従前の中心市街地内（中心商店街ゾーン内）の居住人口は一定の水準を維持することができました。

また、本市は令和5年度に、山口県が実施する「持続可能なまちづくり集中支援事業」の支援対象地区として、「山口都市核（亀山周辺・中心商店街ゾーン）」の選定を受け、官民連携による将来ビジョンの検討や社会実験等の取組を進めてきました。本計画は、同事業において整理された将来像や方向性を踏まえ、ウォーカブルな都市空間の形成、公共空間の利活用、回遊性の向上、エリアマネジメントの推進等を通じて、県都にふさわしい持続可能な中心市街地の実現を目指すものです。

（２）第4期計画の基本方針と目標

本市の目指す中心市街地は、上位計画である第二次山口市総合計画後期計画及び山口都市核づくりビジョンに示すとおり、山口都市核の中心的な機能集積を図るとともに「広域県央中核都市」における県都としての役割を果たす中で、山口都市核の最も基幹を成すエリアです。第二次山口市総合計画では、中心市街地を含む大殿・白石・湯田地域の人口をKPI（重要業績評価指標）と定め、人口増加を目指しています。

KPI（重要業績評価指標）

大殿・白石・湯田地域の人口		
基準値	目標値 令和9（2027）年	指標の推移
30,759人 （令和4（2022）年10月1日時点）	31,000人	増加

中心市街地の居住人口についてもまちの活力を示す重要な指標となることから、中心市街地の自然増減、社会増減数も含め推移を把握し、その増減について分析、検証していきます。

基本方針については、従前計画の方針を継承・発展させるとともに、まちを歩き、滞留する人が、まちのにぎわいや新たな可能性を生み出すという視点を加えます。第期計画では、ウォーカブルなまちづくりに向けた「山口市まちなかウォーカブル推進ビジョン」を策定し、実証事業を通じて取組の効果を検証するとともに、実現に向けた課題を明らかにしてきました。第4期計画では、これまでの成果と課題を踏まえ、課題の解決を図りながら、ウォーカブルなまちづくりを実証から実装の段階へと進めます。

これにより、ウォーカブル推進都市として「車中心からひと中心のまちづくり」を一層推進するとともに、これまでに培われた物的ストックや人的なコミュニティを活かし、「人がつどい、つながり、育む 出かけたくなる中心市街地」を全体のテーマとします。その実現に向け、「住む人も訪れる人も笑顔になれる とともに育むまち」と「未来へ更新し続ける持続可能なまち」の2つを基本方針とします。

また、目標については、「多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出」、「次世代につながるまちなか応援人口の増加」、「まちなみの再生による持続可能なまちの実現」の3つの目標を設定します。

全体のテーマ

『人がつどい、つながり、育む 出かけたくなる中心市街地』

【基本方針1】 住む人も訪れる人も笑顔になれる とともに育むまち

【基本方針2】 未来へ更新し続ける持続可能なまち

<目標1> 多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出

<目標2> 次世代につながるまちなか応援人口の増加

<目標3> まちなみの再生による持続可能なまちの実現

(3) 第4期計画の位置付けと将来像

本計画は、第二次山口市総合計画、山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画、山口市まちなかウォーカブル推進ビジョン等との整合を図るとともに、山口県「持続可能なまちづくり集中支援事業」における検討成果（山口市亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン）を踏まえた実践計画として位置付けます。

第4期計画では、中心市街地の将来像の実現に向けて、これまで整備してきた既存ストックを生かし、都市機能の集積を促進します。また、第1期から第3期計画までの各種施策の効果を持続・発展させるとともに、積み残した課題の解決を図ります。さらに、中心市街地の現状や市民ニーズ等を踏まえて基本的な方針と目標を設定することで、既成市街地の維持・再生を図ります。

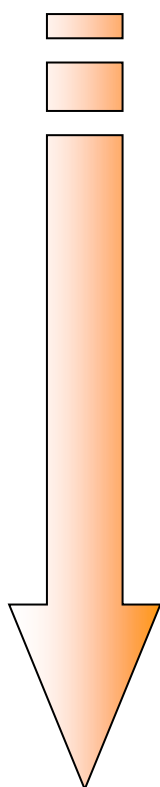
期 間	第3期計画期間 令和3年7月～令和9年3月	第4期計画期間 令和9年4月～令和14年3月
基 本 方 針	●居心地が良く歩きたくなるまち ●多様な人々の心が弾むまち	●住む人も訪れる人も笑顔になれる ともに育むまち ●未来へ更新し続ける持続可能なまち
目 標	●求心力のある商業・業務エリアの形成 ●交流と創造による来街機会の創出 ●誰もが安心して過ごすことができるまちへの再生	●多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 ●次世代につながるまちなか応援人口の増加 ●まちなみの再生による持続可能なまちの実現
戦 略	●中心商店街内の空き店舗対策として、空き店舗への新規開業希望者（個人・法人）に対する出店時の店舗改装費等の支援 ●老朽化や店舗一体型住居が原因で長期間空き店舗となっている大規模修繕が必要な物件の改修費用の一部について支援 ●メインストリートであるJR山口駅から本庁舎につながる駅通りやパークロードにおいて、歩きたくなる歩行空間の形成と沿道の土地や公共空間等の活用 ●新たに、歩きたくなる「やまぐちのまちなか」を形成する区域を設定し、山口駅通りその他においてふさわしい沿道の土地利用や民間事業者による道路空間の活用の検討 ●中心商店街アーケード内の市道のバリアフリー化と高質化	●商業施設、オフィス、映画館等の文化施設の進出を支援し、広域県央中核都市の中心部にふさわしい高次都市機能の集積を促進 ●一の坂川交通交流広場、新本庁舎前広場、中心商店街、山口駅前広場等における滞留・交流空間の創出と、山口駅通りや商店街道路等のバリアフリー化・高質化を一体的に進め、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成 ●県立美術館、博物館、図書館、亀山公園等の亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンを文化・芸術・学びでつなぎ、エリア内の回遊性とにぎわいを向上 ●百貨店、空き店舗、公共空間等を活用した多様な活動を支援し、中心市街地のファンを増やすとともに、子どもから大人までのまちづくり人材を育成し、次世代につながるまちなか応援人口を拡大 ●店舗・事務所と住居等が複合する建物の新築、市街地再開発、既存建物のリノベーション、空き店舗への新規出店を支援し、商業集積、まちなか居住及び建物更新を一体的に推進
効 果	●商店街店舗の連続性を確保し、まちなかにぎわいの維持向上 ●店舗の収益力の強化、営業店舗数の	●商業、娯楽、業務、教育文化、行政等の高次都市機能が集積し、住む人と広域から訪れる人の生活利便性や来街頻度が

維持確保、来街機会やチャレンジ機運の醸成

- 沿道の土地利用や公共空間の新たな活用によるにぎわいの創出
- 歩きたくなる歩行空間の形成が、中心市街地だけでなく隣接する区域との回遊性にも波及
- 自律的な市街地更新が可能な条件整備を行い、民間主体による住宅整備や都市機能の更新の促進

高まることで、多くの人がつどう魅力あるまちなかを形成

- 滞留・休憩・交流しやすい公共空間と安全で快適な歩行空間が形成され、山口駅、中心商店街及び亀山周辺ゾーンの回遊性が向上するとともに、日常的な人の滞留とにぎわいを創出
- 亀山周辺ゾーンの文化・芸術・学びに関する都市機能と中心商店街ゾーンの商業機能が相互に連携し、新たな来街機会の創出とエリア全体の回遊を創出
- 子どもから大人まで多様な主体が中心市街地の活動に関わり、まちのファンや新たなまちづくりの担い手が育成されることで、次世代につながる魅力あるまちなかを形成
- 店舗、事務所及び住宅等が複合する建物の新築や既存建物のリノベーション、市街地再開発等が促進され、商業集積とまちなか居住が進む持続可能な市街地を形成



目標とする「中心市街地の将来像」の実現に向け、計画を段階的に実施していく必要があります。

将来像を実現するための取組

- 広域県央中核都市の中心部として、高次都市機能を集積し、中心市街地エリアが一体となって、住む人にも訪れる人にも利便性や楽しさを提供する魅力ある都市拠点を形成する
・山口駅、中心商店街、新本庁舎、パークロード等をつなぐ、分かりやすく回遊性の高い都市構造の形成
- 公共空間や沿道空間の活用、歩行環境の高質化及び交流の創出により、日常的に人が集い、多様な人がまちづくりに関わる、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成する
・滞留・交流拠点の整備とまちづくり人材の育成・ネットワーク化による、次世代につながるまちなか応援人口の拡大
- 民間投資による建物の新築、リノベーション、市街地再開発及び都市機能の更新を促進し、持続可能なまちを構築する
・建物所有者が主体的に関わることができる基盤と、商業集積、まちなか居住を一体的に進める環境の整備

中心市街地の将来像

○人々とのつながりや関係性を基盤に、住む人も訪れる人も笑顔になれるまち

- 一定の足元人口を確保することにより、高次都市機能の維持・集積を図るとともに、安全・安心で快適に住み続けられる住環境と、来街者が快適に滞在できる環境を整え、魅力あるまちへと再生

- 都市生活に必要な利便性や楽しさ（消費、生産・労働、教育、医療、遊び、文化・芸術、スポーツ等）に関わり合いながら、多様な人々が集い、交流し、ともにまちの魅力を育む地域社会の形成

○過去から未来に向けて、歴史・文化、地域への愛着、誇り、まちとしての価値を紡ぐ持続可能なまち

- 一の坂川やパークロード等の自然環境と都市環境が調和した、山口らしい個性あるまちなみの形成

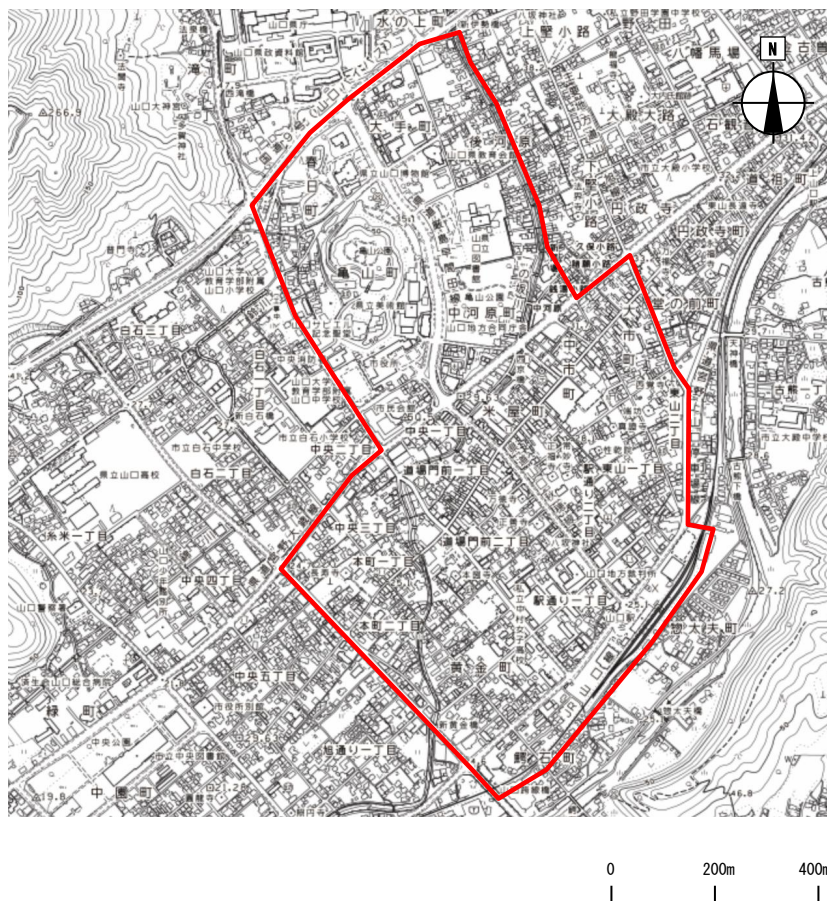
- 高次都市機能が集積し、中心商店街ゾーンと亀山周辺ゾーンが相互に連携する、歩いて快適に回遊できる利便性の高いまち

- 公共交通、自転車、徒歩等により安全で快適に移動でき、山口駅、中心商店街、行政・文化施設、公園広場等を回遊できる環境の整ったまち

- まちなみの再生を進める、持続可能なまち

（４）第４期計画の土地利用方針

中心市街地における様々な課題や活用すべき都市ストック（資源）を踏まえ、中心市街地の活性化に取り組んでいきます。



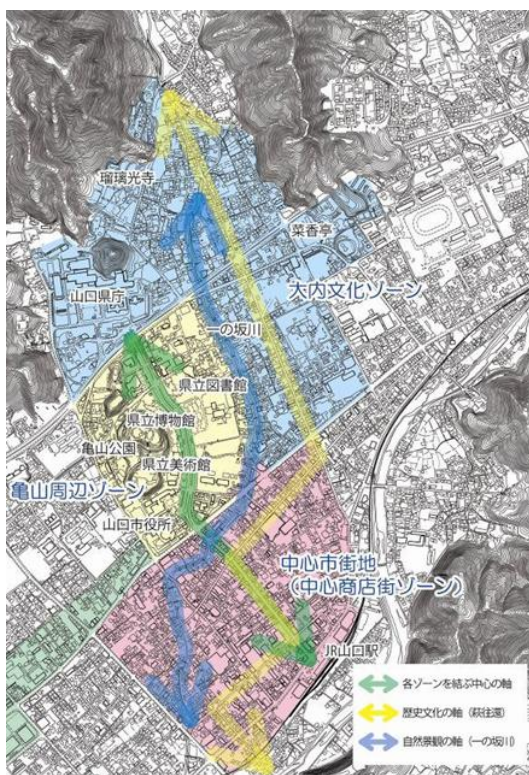
- 「山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画」における山口都市機能誘導エリア内でゾーン分けした中心商店街ゾーン（従前の中心市街地）と亀山周辺ゾーンの一部（国道9号より南側）をもって、今期計画における中心市街地エリアとします。
- 市役所新本庁舎とJR山口駅を結ぶ南北の中心軸に、商店街アーケードも含めた一帯を「歩きたくなるまちなか」とするための取組を進めていきます。
- 車中心からひと中心の空間への転換を図るため、新しい中心市街地に隣接する大内文化ゾーンを加えたエリアを、歩きたくなる「やまぐちのまちなか」を形成する区域としてウォカブルを促進します。
- 空き店舗対策による市民ニーズに沿った魅力的な店舗の誘致やイベントの開催支援等、にぎわいの創出や来街者数の増加のための取組を進めていきます。

〔6〕 周辺地域との連携

（1） 大内文化ゾーンとの連携

山口都市核は「行政・歴史文化」機能という都市機能を特化させることで、本市全体の持続可能な発展を目指すという位置づけとしています。そして、山口都市核を形成する中心市街地（中心商店街ゾーン、亀山周辺ゾーン）、大内文化ゾーンは、それぞれ特徴のある個性を持った地区が隣接していることから、各ゾーンを結ぶ軸の形成、商業、情報・文化、歴史・観光等、都市機能の連携、歩きたくなる「やまぐちのまちなか」を形成する区域の設定によりポテンシャルを高めていく必要があります。

中心市街地の活性化にあたっては、中心市街地における都市基盤の整備や経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで、回遊性の向上やにぎわいの創出など周辺ゾーンへの波及効果や相乗効果を生み出し、山口都市核の発展にとって有効かつ適切なものとなるよう留意する必要があります。



< 中心市街地エリア >

中心市街地（中心商店街ゾーン）

- アーケード街や駅通りを中心に小売店、広域からの利用が想定されるデパートや専門店舗などの商業機能、及び娯楽・文化機能の集積を図ります。

中心市街地（亀山周辺ゾーン）

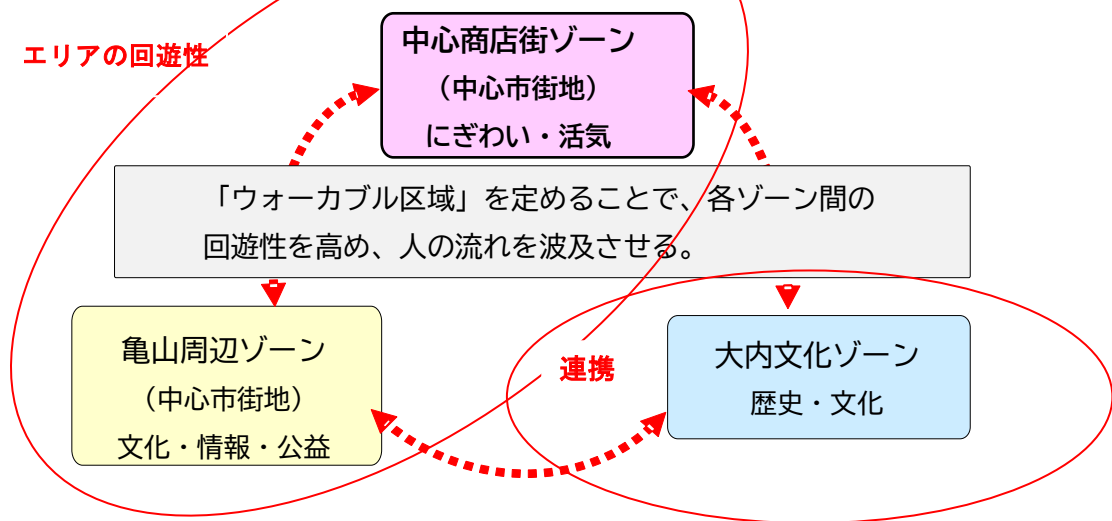
- パークロードを中心に市役所や税務署などの行政機能、県立美術館や博物館など教養や調査研究、文化的な要素を含む教育機能の集積を図ります。

< 連携 >

大内文化ゾーン

- 大内氏の時代からの歴史的遺産やまちなみを保存・活用することにより、市民が本市のアイデンティティを感じるとともに、歴史や伝統を学び継承する空間として、歴史を学ぶ拠点機能や伝統産業を継承する機能の集積を図ります。

【連携の視点】

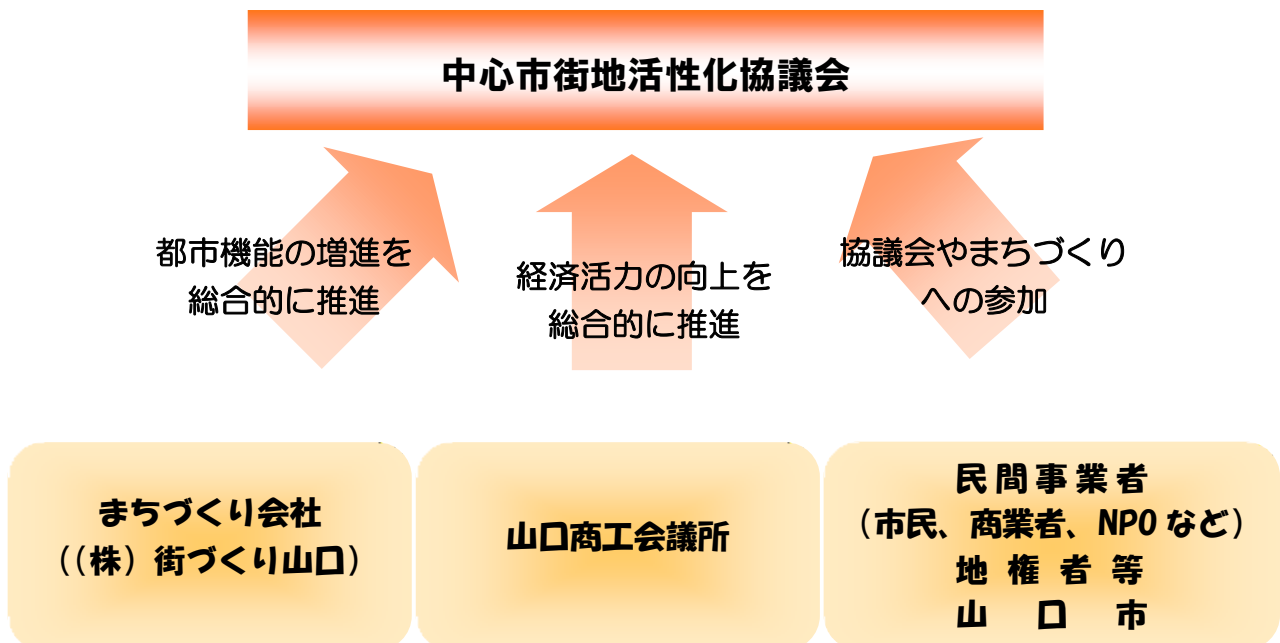


〔7〕計画の実現に向けて

(1) 推進体制

中心市街地活性化の推進にあたっては、中心市街地活性化協議会を中心に市民や民間事業者、まちづくり団体、大学、行政、まちづくり会社などの多様な主体の連携・協働により行っていきます。

【中心市街地活性化協議会を中心とした取組】



（２）人材育成の必要性

これからのまちづくりは、行政主導の施策や事業に対して、民間（事業者や居住者など）が同意・協力するだけでなく、まちづくりの担い手として、市と協働で進めていくことが必要になってきます。また、ハコモノをつくるだけでなく、施設や環境を維持管理し、守り育てていくことも視野に入れた活動が必要になります。

今後、民間（事業者や居住者など）が様々な場面で協働してまちづくりを進められる環境を整え、中心市街地活性化協議会を中心に市民の中から様々なまちづくり活動を担うことができる人材を育てていくことが求められます。

また、本地区には様々な地域の資源（施設、歴史・文化、自然、コミュニティ）が存在しており、それらを生かしたまちづくり活動への展開が期待されます。これからのまちづくり活動が醸成され展開できるよう、市民の自発的な活動を取り込みながら、まちづくりを進めていきます。

2. 中心市街地の位置及び区域

〔1〕 位置

位置設定の考え方

山口市のほぼ中央部で、ＪＲ山口駅から商店街を含み、小売商業の店舗、事業所等が集積する区域を「中心市街地」として位置付けます。

本市の中心市街地は、守護大名大内氏が京都に模したまちづくりを行ったことに始まり、中世、明治から現在にわたり、山口の政治の中心を担ってきました。

近代以降は、中心商店街を中心に多くの商店や飲食店が並び、金融機関、郵便局をはじめとした多種多様な事業所等が立地し、様々な都市機能が集積する地域となっています。

また、中心市街地区域の大半が大雨等による想定浸水深0.5m未満であることに加え、土砂災害の恐れのある箇所を含まず自然災害リスクの少ないエリアであることから、都市機能を集積するのに適した立地にあります。



〔2〕 区域

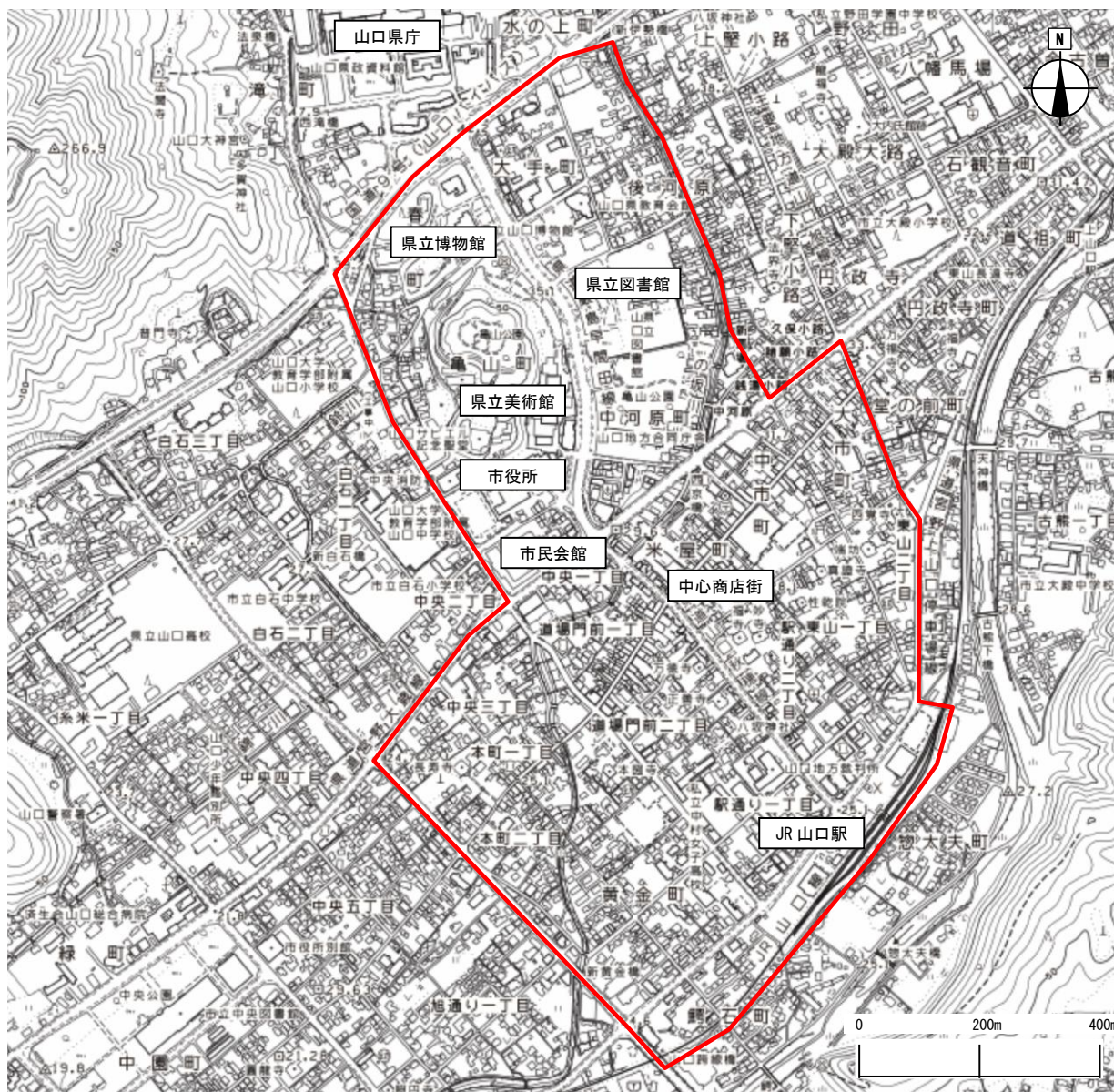
区域設定の考え方

本区域については、「駅通り1丁目、駅通り2丁目、大市町、黄金町、米屋町、中央1丁目、中央2丁目のうち市道黄金町野田1号線東側の部分、中央3丁目、道場門前1丁目、道場門前2丁目、中市町、東山1丁目、本町1丁目、本町2丁目、惣太夫町及び鰐石町のうちJR山口線北側の部分、東山2丁目のうち県道宮野上山口停車場線西側及び市道太刀売上縦小路線西側の部分、銭湯小路及び新馬場のうち市道上後河原東山二丁目線西側の部分、並びに、大手町及び春日町のうち国道9号南側の部分、亀山町、中河原町、後河原のうち一の坂川の左岸西側の部分、中河原」約120haの面積の区域とします。

これは第3期計画の区域（約76ha）に約44haを加えた区域となります。

（区域図）

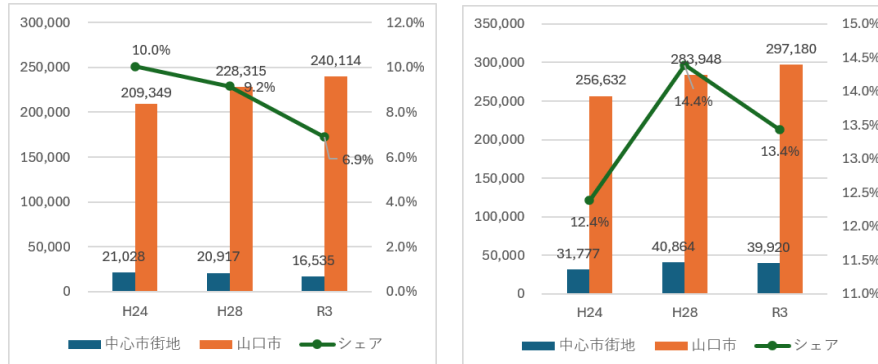
区域図(約120ha)



〔3〕 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																																
第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	産業別総生産の推移から、「卸売・小売」は、「製造業」に次いで高い生産性を示しており、本市の総生産において、貢献度が高い状況にあります。 山口市 産業別総生産 推移 資料：令和5年度市町内総生産について また、中心市街地の面積は市域に対して約0.12%ですが、商業機能等については、面積割合における集積度が高くなっています。 ① 小売業の集積 本市の小売業の集積を地域別に比較すると、中心市街地は、商店数、従業者数、年間商品販売額、売り場面積の全てにおいて一定程度集積しています。 ▼左：小売業商店数、右：小売業従業者数 <table><caption>小売業商店数 (単位: 店舗数)</caption><thead><tr><th>年次</th><th>中心市街地</th><th>山口市</th><th>シェア (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H24</td><td>307</td><td>1,856</td><td>16.5%</td></tr><tr><td>H28</td><td>269</td><td>1,773</td><td>15.2%</td></tr><tr><td>R3</td><td>223</td><td>1,529</td><td>14.8%</td></tr></tbody></table> <table><caption>小売業従業者数 (単位: 従業者数)</caption><thead><tr><th>年次</th><th>中心市街地</th><th>山口市</th><th>シェア (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H24</td><td>1,673</td><td>14,225</td><td>11.8%</td></tr><tr><td>H28</td><td>1,432</td><td>15,210</td><td>9.4%</td></tr><tr><td>R3</td><td>1,512</td><td>17,523</td><td>8.6%</td></tr></tbody></table> 資料：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」を基に山口市作成 ※本グラフにおける中心市街地は中心商店街ゾーンのみ（亀山周辺ゾーンを除く）	年次	中心市街地	山口市	シェア (%)	H24	307	1,856	16.5%	H28	269	1,773	15.2%	R3	223	1,529	14.8%	年次	中心市街地	山口市	シェア (%)	H24	1,673	14,225	11.8%	H28	1,432	15,210	9.4%	R3	1,512	17,523	8.6%
年次	中心市街地	山口市	シェア (%)																														
H24	307	1,856	16.5%																														
H28	269	1,773	15.2%																														
R3	223	1,529	14.8%																														
年次	中心市街地	山口市	シェア (%)																														
H24	1,673	14,225	11.8%																														
H28	1,432	15,210	9.4%																														
R3	1,512	17,523	8.6%																														

▼左：小売業年間商品販売額、右：小売業売場面積



資料：総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」を基に山口市作成

※本グラフにおける中心市街地は中心商店街ゾーンのみ（亀山周辺ゾーンを除く）

※全体傾向を把握しやすくするため、年間商品販売額が100,000百万円以上となる集計値をグラフ表示から除外している。

小売業の状況

小売業では、店舗のうち約15%、従業者数のうち約9%、年間商品販売額のうち約7%が中心市街地に集積しています。

(単位：%)

区分	中心市街地	山口市	対市シェア
店舗数(店)	223	1,529	14.6
従業者数(人)	1,512	17,523	8.6
年間商品販売額(百万円)	16,535	240,114	6.9

資料：令和3年経済センサス

※中心市街地を含む白石地区の数値により集計。

② 各種事業所の集積

各種事業所では、事業所数のうち約7%、従業者数のうち約5%が集積しています。また、小売業については、事業所数の約15%、従業者数のうち約9%が集積しています。

各事業所の状況

(単位：%)

区分	中心市街地	山口市	対市シェア
事業所数(所)	566	8,289	6.8
従業者数(人)	4,230	94,212	4.5
事業所数(所) (小売業)	223	1529	14.6
従業者数(人) (小売業)	1,512	17,523	8.6

資料：令和3年経済センサス

③ 都市機能の集積

計画区域はＪＲ山口駅と県庁を結ぶ軸線上にあり、中心商店街アーケードと百貨店等の商業施設を含め、市役所、裁判所等の行政機関、県立美術館、県立博物館、県立図書館、山口市民会館などの教育文化施設、銀行・放送局等の事務所、病院等の医療施設、高等学校、保育園、子育て支援施設及び高齢者デイサービス施設等の教育・福祉施設等の都市機能が集中しています。

さらに周辺においても、国の出先機関、県庁、県警本部といった行政機関、幼稚園、小・中・高等学校、山口情報芸術センターなどの教育文化施設、病院などの医療施設、社会福祉施設など多数の都市福利施設が立地しています。

④ 人口動態

令和２年は、夜間人口に比べて昼間人口が約２，６００人多く、市外からの通勤・通学者等の流入が流出を上回っています。このことから、本市は、雇用、行政、教育等の都市機能を背景に、周辺地域から人を引き付ける一定の拠点性を有していることがうかがえます。

昼夜間人口における流出・流入人口の推移

(単位：人、％)

区分	夜間人口	昼間人口	流出人口	流入人口	昼夜間人口比率
平成 12 年	140,445	142,430	15,914	17,899	101.4
平成 17 年	199,284	201,629	18,945	21,290	101.2
平成 22 年	196,628	198,863	17,905	19,242	101.1
平成 27 年	197,422	200,470	17,888	19,080	101.5
令和 2 年	193,966	196,594	18,017	20,396	101.4

資料：国勢調査 ※平成 12 年は旧山口市のみの人口

また、流出人口に比べ流入人口が上回っており、その流入元としては、近隣の防府市と宇部市で６０％以上を占めています。

【参考】宇部市・防府市との人口動態(R2.10.1～R7.9.30)



資料：市内・県内・県外の転出入状況（R2.10.1～R7.9.30）

<

③小売業商店数・小売業従業者数・小売業年間商品販売額

小売業商店数は、山口市全体、中心市街地ともに減少しています。
中心市街地では、平成16年から令和3年の17年間で191店（46.1%）減少しています。

小売業従業員数は、山口市全体では増加傾向にあるものの、中心市街地では概ね減少傾向にあり、平成16年から令和3年の17年間で576人（27.6%）減少しています。

小売業年間商品販売額は、中心市街地では平成16年から令和3年にかけて、12,765百万円（43.6%）減少しています。

小売業商店数

（単位：店、%）

区分	平成16年	平成19年	平成24年	平成28年	令和3年
a 中心市街地	414	355	307	269	223
b 山口市	2,236	2,073	1,856	1,773	1,529
a/b×100	18.5	17.1	16.5	15.2	14.6

資料：経済センサス H19 以前は商業統計調査 ※中心市街地を含む白石地区の数値により集計。

小売業従業者数

（単位：人、%）

区分	平成16年	平成19年	平成24年	平成28年	令和3年
a 中心市街地	2,088	1,859	1,673	1,432	1,512
b 山口市	14,033	13,668	14,225	15,210	17,523
a/b×100	14.9	13.6	11.8	9.4	8.6

資料：経済センサス H19 以前は商業統計調査 ※中心市街地を含む白石地区の数値により集計。

小売業年間商品販売額

（単位：百万円、%）

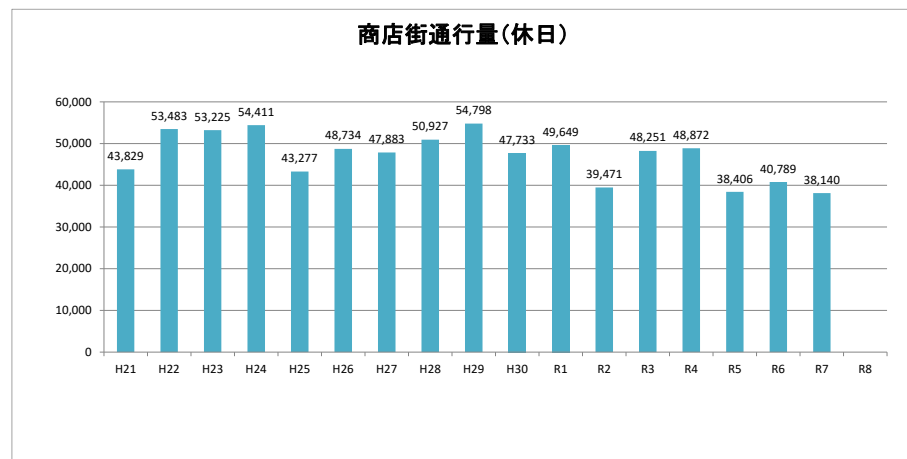
区分	平成16年	平成19年	平成24年	平成28年	令和3年
a 中心市街地	29,300	27,024	21,028	20,917	16,535
b 山口市	230,804	215,356	209,349	228,315	240,114
a/b×100	12.7	12.5	10.0	9.2	6.9

資料：経済センサス H19 以前は商業統計調査 ※中心市街地を含む白石地区の数値により集計。

⑤ 中心商店街の通行量（イベント時の休日）の推移

年によって差があり、一定の通行量は確保できていますが、増加傾向ではありません。

（単位：人）



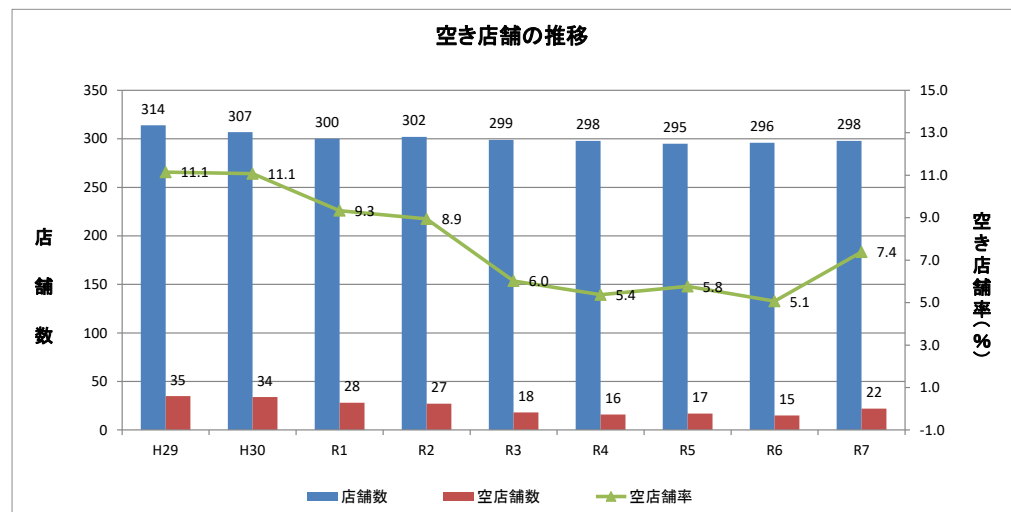
⑥ 空き店舗数

空き店舗対策により、近年空き店舗数は減少傾向にありましたが、最新の令和7年は増加に転じており、今後も継続的に店舗数の増加を促す必要があります。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
a 店舗数	307	300	302	299
b 空き店舗数	34	28	27	18
空き店舗率 (b/a×100)	11.1	9.3	8.9	6.0
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
a 店舗数	298	295	296	298
b 空き店舗数	18	17	15	22
空き店舗率 (b/a×100)	6.0	5.4	5.1	7.4

資料：山口市ふるさと産業振興課（年度末時点）

※店舗数及び空き店舗は利用可能な店舗のみ計上し、利用不可の空き店舗は含んでいない



以上のとおり、中心市街地内の事業所数、小売業商店数、小売業従業者数、小売業年間販売額は、市域全体に対して一定程度のシェアを占めているものの、その実数は減少を続けています。

こうした状況から、現在の中心市街地は機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じるおそれがあると認められる市街地となっています。

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

(1) 第二次山口市総合計画（平成30年度～令和9年度）

「豊かな暮らし 交流と創造のまち 山口～これが私のふるさとだ～」をめざすまちの姿とし、「広域県央中核都市づくり」と「個性と安心の21地域づくり」を政策の柱に、多様な個性を有する各地域が主体的に連携し、多様な「人・モノ・資金・情報」が活発に交流することで、更なる価値創造や経済循環を図るまちづくりを進めています。

(2) 第二次山口市総合計画後期基本計画（令和5年度～令和9年度）

後期基本計画では、施策体系を「子育て・健康福祉」、「教育・文化・スポーツ」、「安全安心・環境・都市」、「産業・観光」、「協働・行政」の5つの「政策グループ」に分け、施策別計画の推進にあたって、横断的に、重点的に対応すべき取組を、将来都市像の実現に向けた8つの重点プロジェクトとして構築し、効果的に事業を展開しています。

1つめの重点プロジェクトが魅力あふれる県都づくり「広域県央中核都市づくり」です。県都としての役割を果たす中で、山口・小郡の都市核づくりを進め、高次の都市機能を集積し、サービス業の振興等を図ります。あわせて、広域交通網や都市間ネットワークの形成を進め、市内や山口県央連携都市圏域等に対して高次の都市機能を提供することで、あらゆる地域に安心して住み続けられる魅力的で躍動感あふれる広域県央中核都市づくりを進め、広域的な経済活力や交流を創出します。

取組の方向性等

1. 高次の都市機能の集積や提供

(1) 民間活力導入や都市機能誘導の促進

・民間活力導入やリノベーション等による価値創出、都市機能の維持

・市街地再開発、店舗整備、居住環境整備等への支援

・まちなか居住や出店支援、空き店舗対策

・山口・小郡都市核づくりマスタープランの改定、立地適正化計画の策定と推進等

(2) バリアフリー化、まちなみ景観・自然と調和した都市基盤整備の推進

(3) 山口都市核づくり

・中心市街地等の活性化

中心市街地活性化を図る計画の策定、山口駅通りやパークロード等を軸とした都市再生整備促進（教育・文化・観光拠点としてのパークロードエリアの再創造）、現在の本庁舎及び中央駐車場の所在地における新本庁舎の建替え整備等

・湯田温泉おもてなしのまちづくり～住んでよし・訪れてよしの湯

田温泉～

南北の回遊促進軸の形成、市民温泉を含む多世代交流施設整備、錦川通りをはじめとした街路の修景整備、湯田温泉酒まつりをはじめ交流創出イベントの開催支援等

- ・大内文化ゾーンの歴史空間の再生

亀山公園山頂広場整備、幕末明治維新を学ぶ観光と学びの施設整備、築山跡の憩いの広場整備、亀山公園ふれあい広場の再生整備等

- ・情報文化都市づくり

山口情報芸術センターの活用や、情報関連企業等との連携による新産業・交流創出、教育・学習支援活動の強化等

（４）小郡都市核づくり～新たなビジネスと交流のまちづくり～

- ・新山口駅ターミナルパーク整備

新山口駅北口駅前広場整備、南口駅前広場の整備、南北駅広線（既存自由通路）の改修整備

- ・新山口駅北地区重点エリア整備

産業交流拠点や市民交流としての新山口駅北地区拠点施設の整備、広域的な起業創業や中小企業支援機能の強化、民間主導の市街地再開発や居住環境整備への支援等

・新山口駅北口と県道山口宇部線長谷ランプを結ぶアクセス道路の整備促進

・駅北地区エリア内道路の整備、矢足新山口駅線の整備等の市街地整備

・雨水貯留施設、長通り雨水幹線、長谷ポンプ場の整備等による浸水・排水対策

２．広域ネットワークの強化

- ・幹線道路等の整備促進

中国縦貫自動車道湯田パーキングエリアにおけるスマートＩＣの整備、地域高規格道路小郡萩道路の事業促進、国道２号（防府市台道～山口市鑄銭司今宿）の４車線化・歩道設置の早期事業化、地域高規格道路山口宇部小野田連絡道路の朝田ＩＣ～嘉川ＩＣの全線４車線化の早期事業化や未整備区間（宇部湾岸線西中町ＩＣ～新町ＩＣ）の早期事業化、渋滞混雑の解消に向けた新たな都市計画道路の整備着手

- ・広域交通ネットワークの強化

基幹交通の維持、鉄道利用の促進、鉄道駅及び駅周辺環境整備

- ・連携中枢都市圏の取組推進

山口県央連携都市圏域ビジョンの推進

(3) 山口市都市計画マスタープラン（平成24年3月策定：令和2年3月改定）

将来にわたり市民が心豊かに暮らし続けることができる都市を構築するため、「豊かな暮らし 交流と創造のまち 山口」を目指すべき将来都市像とし、将来都市構造を「重層的集約型環境共生都市」として、現在の土地利用や都市機能等の配置などに配慮しながら都市づくりを進めています。

中心市街地とその周辺エリアについては、地域別構想の中で、次のように定めています。

- ・中心市街地を中心としたエリアにおいては、広域交流の拠点として、既存ストックの活用とさらなる高次都市機能の集積・誘導、都市基盤施設の優先的整備により、広域的に求心力や拠点性の高い市街地整備を推進し、都市活力をけん引する原動力として中心的な役割を担う拠点の形成を図ります。また、これらの中心に位置する範囲には、医療機能・教育機能・ターミナル機能の集積を図ります。

- ・アーケード街を中心に小売業の集積する中心商店街については、中心市街地活性化基本計画と連携し、空き店舗対策や老朽化した店舗の更新の促進により、店舗の多様性と連担性を確保し、広域から多くの人々が集い、にぎわいのある中心市街地の形成を図ります。また、このような市街地の再整備にあたっては、あわせて、利用者が円滑に移動できるようバリアフリー化を推進します。

- ・中心市街地と湯田温泉地区や大内文化特定地域の間について、快適に移動できる交通環境の整備を推進し、回遊を促進するネットワークの形成を図ります。

(4) 山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画（令和7年4月改定）

「重層的集約型環境共生都市」を目指し、「都市活動や市民生活を支える都市機能の集積を図る都市核の形成」、「誰もが利用しやすい、公共交通を主体とした持続可能なネットワークの確保」、「安全・安心に暮らせる都市づくりの推進」を基本方針としています。高次な都市機能を維持誘導する区域として「山口都市機能誘導エリア」、「小郡都市機能誘導エリア」の2つの都市機能誘導エリアを設定し、「山口都市機能誘導エリア」の中心商店街ゾーンには商業・娯楽・文化機能を集積すべきとしています。

(5) 山口市都市核づくりビジョン（令和4年3月策定）

山口都市核は、行政、文化、教育、商業、観光、医療等の都市機能や既存ストック、地域資源などを有しており、そうした特性等を更に伸ばしていくことで、住む人、訪れる人、働く人、学ぶ人など、多様

な人々を惹きつけ、質の高い時間消費を可能とする都市空間を形成するとしています。特に、亀山周辺・中心商店街ゾーンにおいては、中心商店街ゾーンの十字型の「賑わい交流軸」の東西南北の核である4つの拠点（山口井筒屋・マルシェ中市、コープこことどうもん、山口駅、山口市役所）の機能強化を図り、この軸を中心に賑わいの創出を図るとともに、亀山周辺ゾーンにおける行政、文化、教育等の都市機能の維持・集積を図ることとしています。

（6）第2期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）

第二次山口市総合計画前期基本計画における8つの重点プロジェクトを移住・定住の促進や少子化対策などの視点から再構築した上で、国や県の第2期総合戦略を踏まえ、IoT・AI・5Gなどの革新的な技術を活用した便利で豊かな未来社会である「Society 5.0」や人生100年時代の到来などの「新たな視点」を加えたかたちで、5年間における基本目標や具体的な施策を定めた計画として策定しています。

5つの基本目標のうち、地域の特性に応じた持続可能な都市圏・生活圏の形成を目指す方策のひとつとして、中心市街地活性化をかねて行っています。

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕 山口市中心市街地活性化の目標

第4期計画における活性化の目標については、第1期から第3期計画の効果・検証から、今後の中心市街地活性化に向けた課題を再整理しており、その課題解決を目指す目標としています。

これらの目標達成に向け、達成状況を把握するため数値目標を設定し、中心市街地の活性化を進めることとします。

【基本方針①】

住む人も訪れる人も笑顔になれる ともに育むまち

中心商店街ゾーンと亀山周辺ゾーンの都市機能を一体的に生かし、歩きやすく滞留・回遊しやすいまちなかを形成するとともに、若者・学生等の参画を促し、住む人も訪れる人も楽しめる中心市街地の活性化を図ります。

【基本方針②】

未来へ更新し続ける持続可能なまち

パークロードや亀山公園など緑豊かな公共空間を生かしつつ、老朽化した建物や低利用物件の更新・活用を進め、文化と都市機能が調和した、将来にわたり価値を高め続ける中心市街地の形成を図ります。

<目標①> 多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出

市役所や美術館をはじめとする行政・文化機能が集積する亀山周辺ゾーンを、中心商店街と一体的な都市空間として位置付けます。多様な都市機能を生かした回遊性の向上と滞留空間の創出により、日常的な利用を促進し、にぎわいの創出を図るとともに、高次都市機能の維持・集積及びエリア価値の向上を目指します。

<目標②> 次世代につながるまちなか応援人口の増加

商店街事業者に加え、学生・若者、子ども、地域住民など、多様な人々がまちづくりに参加できる機会を創出します。あわせて、参加者同士がつながり、継続的に活動できるコミュニティの形成や人材育成を進め、中心市街地への関心と愛着を持つ次世代の担い手を育みます。

<目標③> まちなみの再生による持続可能なまちの実現

老朽化した建物の新築・リノベーションや空き店舗等の活用を促進するとともに、公共空間との一体的な利用を進めます。歴史的景観や地域資源と調和したまちなみの連続性を確保し、将来にわたって更新され続ける持続可能な都市空間を形成します。

〔2〕計画期間の考え方

第4期計画の計画期間は令和9年4月からスタートし、目標達成のための事業が完了し、事業実施の効果発現が見込まれる令和14年3月までの5年間とします。

〔3〕目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の目標達成状況を的確に把握できるよう、それぞれの目標に対して、以下の指標を設定しました。

（1）「多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出」の目標指標の考え方

中心市街地が地域経済を牽引する商業エリアとして、また生活を豊かにする場として発展するためには、地域住民、事業者等の社会的・経済的・文化的活動が活発に行われ、活動量を高めていく事業展開が必要です。これまでの計画においては、休日イベント時における歩行者等通行量を目標指標としてきましたが、本計画ではウォークブルなまちづくりを促進し、日常の回遊や恒常的な人通りの増加を図ることから、イベントを開催していない通常時の「**商店街等通行量**」も含めた数値を目標指標として設定しました。

（2）「次世代につながるまちなか応援人口の増加」の目標指標の考え方

商店街事業者を中心とした従来の担い手が減少するなか、学生・若者を含む新たな担い手の参画と官民連携の場が求められています。現在、商店街事業者において、まちづくり活動に取り組んでいますが、歴史・文化・まちの継承と新たな魅力創造を担う人材の育成とコミュニティの確立が不十分であり、継続的に関わる仕組みづくりが重要となってくることから、こうした取組を見える化する数値として「**中心市街地イベント開催件数**」を目標指標として設定しました。

（3）「まちなみの再生による持続可能なまちの実現」の目標指標の考え方

本市の中心市街地は、650年以上前の室町時代から続く町並が残し、自然災害も少なく、比較的、安全・安心なエリアです。

こうしたことから、中心商店街の店舗等は老朽化した建物も多く立ち並んでおり、建物更新が進んでいない状況です。また、大雨時におけるアーケードや店舗建築物等の雨漏り、台風時における建築物等の剥離や倒壊による被害、また、密集した木造建築物が立ち並ぶエリアでは火災時の延焼など、災害に対する安全性を高めていく必要があります。

誰もが安心して過ごすことができる中心市街地への再生を図るためには、建築物の適正な更新を促進することにより、居住者も来街者も安全・安心と思える商業空間を確保し、役割を持続させ、継続的なまちの再生に取り組むことで、人々が安心して過ごすことができる「まちなか」が形成され、エリアの価値が高まっていきます。

そのため、市街地再開発事業等により市街地更新を図ることから「**中心商店街に面した建物更新件数（新築又はリノベ件数）**」を目標指標として設定しました。

〔4〕 具体的な数値目標の考え方

（１） 商店街等通行量（通常時の休日・平日平均）

１） 中心商店街等の主要調査地点の歩行者・自転車通行量（通常時の休日・平日平均）

令和２年度のコロナ禍以降、中心商店街を取り巻く環境は、人口減少や消費行動の変化、電子商取引の定着等の影響を引き続き受けていると推測され、商店街等通行量は減少傾向で推移しています。

本計画においては、記載事業の実施をはじめ、中心市街地エリアに隣接する大内文化ゾーンとも連携することで、中心市街地への来街者の増加を図っていくこととしています。加えて、前期計画に引き続き、中心市街地を「歩きたくなるまち」となるようなウォーカブルなまちづくりを進め、イベント等に左右されず普段から人が集い、にぎわいのある中心市街地を目指します。

商店街等通行量（通常時の休日・平日の平均値）は、令和３年度の３１,０７６人から令和７年度の２７,２４７人に減少しています。令和３年度から令和７年度までの各年度の増減率を単純平均した場合の減少率は約３.１３％ですが、期間全体の累積的な変化を反映させるため、年平均減少率（CAGR）を採用し、５年間の年平均減少率を約３.２５％と設定しています。

減少率３.２５％で計算すると、令和８年度時点での基準値が２６,３６２人/日と推計され、そのままの減少率で推移すると仮定した場合、令和１３年度には、通行量が２２,３４８人/日となり、約４,０００人（約１５％）減少する見込みです。

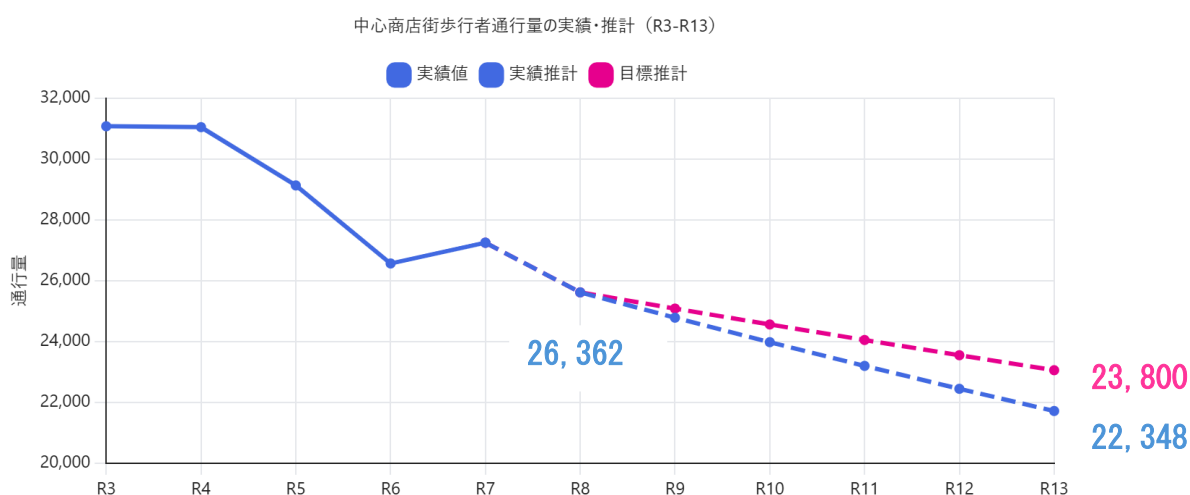
$$\begin{aligned} 27,247 \times (1 - 0.0325) &= 27,247 \times 0.9675 = 26,361.4725 \div 26,362 \text{ (人)} \\ 26,362 \times (1 - 0.0325)^5 &= 26,362 \times 0.9675^5 = 22,347.72 \div 22,348 \text{ (人)} \\ 26,362 - 22,348 &= \Delta 4,014 \div 4,000 \text{ (人)} \\ (4,014 \div 26,362) \times 100 &= 15.226 \div 15 \text{ (\%)} \end{aligned}$$

令和１３年度までの５年間における減少率を約１５％から１０％未満まで抑制するためには、令和８年度の２６,３６２人/日を基準として、年間減少率を概ね２.０８％以下に抑える必要があります。

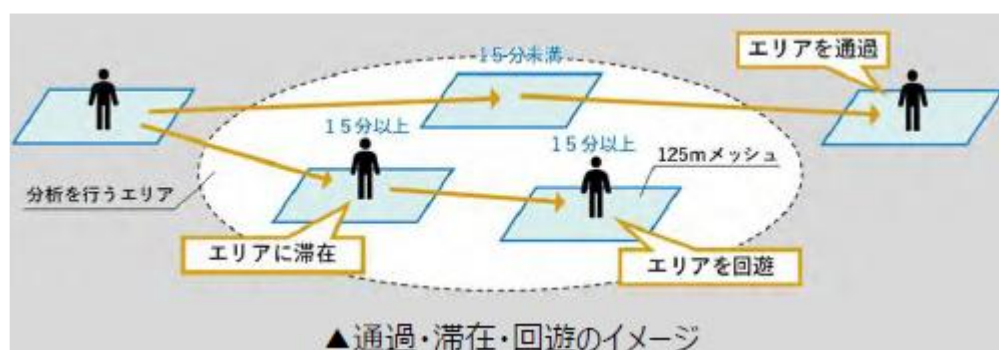
このことが達成された場合、令和１３年の通行量は２３,７３２人となり、令和８年度に比べて２,６３６人以内（１０％未満）の減少にとどまると想定されることから、令和１３年度の目標値を１００人単位に整えて、２３,８００人に設定します。

$$\begin{aligned} 26,362 \times (1 - 0.0208)^5 &= 26,362 \times 0.9792^5 = 23,732.05 \div 23,732 \text{ (人)} \\ 26,362 - 23,732 &= \Delta 2,630 > \Delta 2,636 \text{ (人)} \end{aligned}$$

	基準値（令和８年度）	目標値（令和１３年度）
商店街等通行量（人/日） （通常時の平日・休日平均）	26,362人/日	23,800人/日 （減少率１０％未満）
回遊率 （エリア全体を回遊した人の割合：平日・休日の平均）	27.2％（27.15％）	30.2％



回遊率の定義として、１５分未満で別の１２５ｍメッシュに移動した場合は「通過」、１５分以上同じ１２５ｍメッシュに存在した場合は「滞在」、滞在地の前後が特定のエリア内となった場合は「エリア内を回遊」として集計します。



なお、「エリア内を回遊」に関して、仮に回遊率が令和８年度と同水準の２７．２％で推移した場合、回遊する人数も減少することとなるため、通行量の減少抑制とあわせて、来街者が複数地点を巡る取組により、回遊率の維持・向上を図る必要があります。

令和１３年度に回遊する人数を、基準値である令和８年度と同水準に維持するためには、回遊率を上げる必要があります。商店街等通行量を２３，８００人／日とした場合、目指すべき回遊率は、基準値より３％ほど高い３０．２％となります。

（回遊する人数）

※令和13年度に、令和8年度に比べて同数以上の人が回遊していると仮定

令和 8年度 $26,362 \text{人} \times 27.2\% = 7,170.46 \div 7,170 \text{（人）}$

令和13年度 $(7,170 \div 23,800) \times 100 = 30.126 \div 30.2\%$
 $23,800 \text{人} \times 30.2\% = 7,187.6 \div 7,187 \text{（人）}$

2) 数値目標設定の考え方

中心商店街を中心とした調査地点の13箇所で、10月の平日及び休日の各1日に調査し、両日の平均値をその年の実績値とします。

中心市街地における各種事業の取組による事業効果を推計し、中心商店街等の調査地点を往復して通過する歩行者・自転車通行者数として積み上げを行います。

加えて、人流データを活用し、対象エリア内における毎年の回遊率を定点計測します。

3) 目標達成に必要な事業

①まちなかウォーカブル推進事業（中心商店街ほか）【新規事業】

中心商店街やどうもん広場等の公共空間を活用し、滞留・交流・イベント等の場を創出することで、歩いて楽しい商店街空間の形成を進め、来街者の回遊促進とエリア全体のにぎわい創出につなげていきます。

JR 山口駅からパークロードにかけて、沿道の土地活用や道路空間を含む公共空間等の活用を検討し、歩きたくなる歩行空間を形成するための官民連携の協議体が策定した「山口市亀山周辺・中心市街地アクションプラン」で提案のあった道路空間の利活用を緩和する「ほこみち指定」によるにぎわいの創出を図り、来街者の増加を図っていきます。

また、歴史資源としての街道の一部を含む中心商店街では「情報案内板設置事業」により情報案内板を設置し、一の坂川など四季折々（桜並木・ホテルなど）の魅力を有する大内文化特定地域との回遊性を促進します。

本事業による通行量の算定は、来街頻度のあまり高くない市民が、バリアフリー化や修景整備による質の高い空間づくりをはじめ、各種ソフト事業の展開により来街頻度が高まると仮定して推計します。

来街頻度のあまり高くない市民の数（割合）は、市民アンケート調査において「年に2～3回」と回答した人（27.7%）、「月1回」と回答した人（22.1%）で、該当する人たちが、それぞれ「年に2～3回」から「月1回」へ、「月1回」から「月2回」に来街頻度が高まったと仮定して推計します。

なお、「年に2～3回」を「年2.5回」に置き換えると、年間で増加する来街回数は、「9.5（＝12－2.5）」回となります。また、「月1回」が「月2回」になると、年間で増加する来街回数は、「12（＝24－12）」回となります。

また、中心市街地に「あまり魅力を感じない」「全く魅力を感じない」と回答した人のうち、理由のうちの一つとして、「散策のできる街の景観や緑の豊かさが不十分」（複数回答のうちの 4.9%）が挙げられているため、散策条件が良くなることで、一定の効果が見込めるものとして推計します。

【算定方法】

$$\frac{156,027 \text{人} (18 \text{歳以上のアンケート対象人口}) \times 27.7\% (\text{年2.5回来街する人の割合}) \times 9.5 (\text{回}) \times 20\% (\text{改善効果発現率})}{365 (\text{日})} = 224 \text{人/日}$$

$$\frac{156,027 \text{人} (18 \text{歳以上のアンケート対象人口}) \times 22.1\% (\text{月1回来街する人の割合}) \times 12 (\text{回}) \times 20\% (\text{改善効果発現率})}{365 (\text{日})} = 226 \text{人/日}$$

$$224 + 226 = 450$$

よって、まちなかウォークブル推進事業による通行量効果の合計は、**450人/日**の増加を見込みます。

②中心市街地文化回遊プログラム創出事業 【新規事業】

パークロード周辺に位置する県の文教施設（図書館・美術館・博物館の三館）と商店街が連携し、来街者の回遊を図ることで、通行量の増加を図ります。各文教施設の知見を活用したイベント等の実施により、来街機会の創出を図ります。各文教施設で実施した事業の実績（三館合計）により、通行量を算定し推計します。

【算定方法】

$$\frac{10 \text{人/日} (三館合計での追加来場者として10組程度の親子の参加と見込む。通行量の計測は高校生以上のため保護者のみ集計) \times 2 (\text{往復})}{1} = 20 \text{人/日}$$

この事業効果により、**20人/日**の通行量の増加を見込みます。

③その他効果を促進する事業等

新本庁舎整備事業による効果

市民交流棟整備、新本庁舎前広場整備、新立体駐車場整備 【継続事業】

中心市街地エリアの北部に位置する亀山周辺ゾーンにおいては、令和7年度に市役所本庁舎棟の建替え整備が進み、継続して周辺の整備事業を推進しています。新本庁舎整備基本計画では「市民が集う親しみをもてる庁舎」を整備方針に掲げ、市民が集う開かれた庁舎を目指し、新たな本庁舎の機能充実を図ることとしています。

引き続き本事業では、市民が多目的に利用可能な「市民交流棟」、市民の憩いの場となる新本庁舎前「広場」の整備、及び、新本庁舎の来庁者用駐車場として「新立体駐車場」の整備に着手し、令和10年度までに全ての事業を完了する予定としています。

本事業と周辺道路整備等を合わせて推進することにより、県立美術館や県立山口図書館、亀山公園（総合公園）などの文化・レクリエーション施設を擁する「亀山周辺

ゾーン」と「中心商店街ゾーン」との結び付きをより強固になり、来街者の増加が期待できます。

新庁舎に併設する市民交流棟及び交流広場は、市民活動、イベント、休憩、交流及び滞在の場として機能することとしており、今後、庁舎利用者をはじめ、来街者の回遊性向上及び新たな来訪機会の拡大を図っていきます。全国の複合庁舎事例を踏まえると、来庁者数の5～20%程度の増加が見込まれるところであり、本計画では5%の増加率を見込むものとします。

令和8年度における新本庁舎への1日あたりの来庁者は約1,300人（繁忙期を除いた通常期の人数）とし、本事業が完了することにより、新たに来庁者が約5%増加し、新たに中心市街地へ滞在・回遊するものと見込みます。

【算定方法】

$1,300人 \times 5\%（追加の来庁者分） \times 2（往復） \div \text{※} = 130人/日$

※・・・調査地点のうち1ヶ所を往復して通過すると仮定した。以下、通行量算定については同じ。

新本庁舎整備事業による通行量効果は、130人/日の増加を見込みます。

早間田交差点改良工事による効果

早間田交差点の平面交差化【新規事業】

中心商店街ゾーンと亀山周辺ゾーンの結節点となる早間田交差点について、更なるエリア内の回遊性を高めていくため、平面交差化・地下道廃止を含めた検討を道路管理者である山口県と進めていきます。計画期間中に検討に向けた動きを具体化していきます。

高次都市機能集積促進事業による効果

中心市街地高次都市機能集積促進事業【新規事業】

中心市街地エリアにおいて商業施設や映画館等の文化施設の進出に必要な費用の一部を補助することで、現行の中心市街地エリアに不足している高次都市機能の中心市街地への誘導を図ります。本事業による通行量効果は、進出する都市機能施設の種類や規模等により異なりますが、増加要因として見込んでいきます。

⇒以上の事業効果により、計画が終了する令和13年度の商店街等通行量については、約600人/日の増加を見込みます。

4) フォローアップの考え方

毎年10月の平日（火曜日）と休日（日曜日）の各1日に、山口商工会議所が行っている通行量調査により効果を検証します。本計画に記載した事業の完了が本調査以降となりフォローアップ報告書提出後に最新値が確定する見込みであるため、確定次第報告に追記します。また、ウォークブルエリアの設定により、その事業の発現効果

を新たに検証する必要がある場合には、調査箇所の追加について検討します。

なお、まちなかでの買い物や食事による経済的活動のほか、様々なサービスの享受や各種イベント等への参加により回遊性を高めることに加え、ウォークブル推進事業による時間消費型の取組を図ることとしていることから、人流データを活用して中心市街地エリア内の回遊率も計測します。併せて、これまでの計画において目標指標とした「商店街等通行量（イベント休日時の平均）」も中心市街地の持つポテンシャルを把握するため、参考指標としてフォローアップします。

（２）中心市街地イベント開催件数

１）中心市街地イベント開催件数

中心市街地イベント開催件数は、商店街連合会や山口商工会議所等多様な主体が実施するイベントを市においてカウントします。現状では中心市街地のイベント開催件数は、年間 17 件で、5 年に 1 つ程度イベントが継続できなくなっている現状であることから、事業を実施しなかった場合の 5 年後の推計値は 16 件となります。

	基準値（令和８年度）	目標値（令和１３年度）
イベント開催件数	17 件	22 件

２）数値目標設定の考え方

「まちなか応援人口」は、「イベント参加・まちづくり活動を通じて中心市街地の維持・発展に関わる人」と定義します。こうしたイベントへの参加者を通じたネットワークの構築や参加者から生まれる新たな活動の創出を図っていくため、「イベント開催件数」をカウントすることで数値化するものとしています。

これまでの商店街事業者が中心となったイベントに加え、まちの新たな担い手が企画する新規のイベントを想定しています。また、新たな担い手としては、「コトサイト」における実践者や、第３期計画で実施した「アートでつなぐまちの活性化事業」における卒業生であるアートコミュニケーター等が想定されます。単体でイベントを企画・運営する人や、集団イベントに個人として参加する人など、何らかのかたちでまちを応援してくれる人に対して、中心市街地の中に発信できる場を設ける事業を実施します。

なお、令和 13 年度の推計値「16 件」に対し、「プラス 6 件」として最終目標値を「22 件」としています。

３）目標達成の考え方と必要な事業

①多様性あふれる商店街推進事業 【継続事業】

百貨店内の子育て世代を中心に来街者が集える場所である「コトサイト」に隣接する実践スペース「コトサイトスタジオ」を活用し、子ども向けのワークショップや体験プログラムをつくってみたい人を対象に、企画・試作・実施・振り返りまでを一体的に支援する実践型プログラム「ワクパ！」を実施します。本事業は単発のイベント

開催を目的とするものではなく、子どもたちの学びや遊びを生み出す実践者を育成し、地域に継続的な体験機会を創出していくための人材育成事業です。

また、中心市街地における「活動の入口機能」として、市民、学生、クリエイター、教育関係者などの多様な主体が地域で活動を始めきっかけをつくり、将来的には商店街や公共施設、学校、文化施設、民間施設などへ活動が展開していくための基盤づくりを目指します。事業の実施により年1件（計画期間中に5件）のイベント件数の増加を見込みます。

②みんなのまちづくり会議プロジェクト事業 【新規事業】

今後、市街地再開発事業が予定されている道場門前二丁目地区において、地元のエリアマネジメント組織が立ち上がりました。令和9年度以降は、対象エリアを同地区に限定せず、中心市街地全体に範囲を拡大してエリアマネジメントを実施する見込みとなっており、常駐の専門スタッフを1名配置することを想定し、関連イベントの実施や勉強会の開催を予定しています。本事業の実施により、計画期間中に1件のイベント増を見込みます。

③その他効果を促進する事業等

まちなかプレーパーク事業【新規事業】

中心市街地エリア内に点在する広場や公園を活用し、経験豊富な大人（プレーリーダー）が見守るなかで、子ども達が自由な遊びを通じて、感性や主体性を育むとともに、子育て世代の交流機会の創出や子育て環境の充実を図り、「子育てなら山口」の実現につなげます。

また、副次的な効果として、幼少期にまちなかで遊んだ記憶が、楽しい思い出として、将来的にシビックプライドの醸成へとつなげ、潜在的なまちのファンを増やしていきます。

4) フォローアップの考え方

毎年3月末時点の状況を把握することで達成状況を確認し、状況に応じて必要な措置を講じます。

(3) 中心商店街に面した建物更新件数（新築又はリノベ件数）

1) 中心商店街に面した建物更新件数

戦火をのがれ昔ながらのたたずまいを有する中心商店街やその周辺地域は、建物の多くが木造で建築年次が古く密集した地区になっており、街区によっては道路幅員が狭いことから防災面での課題や建て替え等の制約があります。地震等の災害時に危険性を有する建物として、S56年の新耐震基準以前に建てられた物件が多く、これらの物件を改築、改修、模様替え等を行うことで安全・安心なまちづくりを図ることを目指します。

このことから、市の事業を活用し、改修・改築等を実施した物件を建物更新の対

象件数として集計します。

	基準値（令和８年度）	目標値（令和１３年度）
中心商店街に面した 建物更新件数（件）	４件 （Ｒ３—Ｒ７年度）累計	１０件 （Ｒ９—Ｒ１３年度）累計

２）数値目標設定の考え方

中心市街地エリアのうち、中心商店街の「まちなみ規範」が適用される道路に面した物件において、築年数に関わらず市の事業を活用して新築・リノベーション等更新された物件の件数を集計し、事業効果を積み上げ目標値を定めます。

なお、第３期と異なり、単なる除却のみの件数はカウントしません。

３）目標達成の考え方と必要な事業

①商業集積・まちなか居住推進事業 【新規事業】

本事業は、「店舗等の連続性」及び「まちなか居住」というソフト要件を満たす建物整備への補助事業です。中心市街地のまちなみ規範策定エリアにおいて、下層階を店舗又は事務所、上層階を住居とする建物を新築する場合、建築費等の補助を行うことで、建物の更新を促進し、まちなか居住及び店舗が連続したまちなみを実現します。

本事業の実施により、１年につき１件の建物更新を目指し、計画期間中に**５件**の更新を見込んでいます。

②道場門前二丁目地区市街地再開発事業 【新規事業】

組合施行により、商業施設、共同住宅、駐車場等の整備を行い、中心市街地のにぎわい創出、及び、まちなか居住の促進を図ります。計画期間中に面的な建物更新を計画していることから、当該再開発エリアに存する**５件**の建物更新を見込んでいます。

③その他効果を促進する事業等

中心市街地タウンマネジメント事業 【新規事業】

本事業は、建物の老朽化が進む中心商店街において、店舗が立ち並びまちなみを維持し、今後もにぎわいと利便性の高い生活空間を提供していくために、中心市街地の建物所有者が商店街組合等と連携し、まちづくりの当事者として建物の管理や建替えの検討等を主体的に取り組むことを促進するとともに、その支援を行うことを目的とします。

上記の事業により、計画期間中では**１０件**の建物更新を見込みます。

４）フォローアップの考え方

毎年３月末時点の状況を把握することで達成状況を確認し、状況に応じて必要な措置を講じます。

なお、上記事業以外の事業効果も含め、中心市街地が安全で安心して過ごすことができる空間となっているかを把握するため、来街者アンケートを実施します。「商店街についての印象・評価」のうち、「歩きやすさ」、「高齢者・障がい者への配慮」に加え、「中心市街地が安全で安心して過ごすことができる空間となっている」と「中心市街地は安全である」についても聞き取り、参考指標としてフォローアップします。

◇ 4 から 8 ままでに掲げる事業一覧

◇4 から 8 ままでに掲げる事業一覧

・全 7 6 事業（うち、再掲 3 事業）

※「目標（目標指標）」における凡例 ◎：直接目標（目標指標）への効果が見込まれる／○：間接的に目標（目標指標）への効果が見込まれる

事業番号	再掲事業 番号	事業区分 (新規/ 継続)	事業名	事業主体	支援措 置区分	支援措置	支援主体	目標（目標指標）			
								目標 1（商 店街等通行 量）	目標 2（中 心市街地イ ンショップに ペント開業 件数）	目標 3（中 心市街地に 面した建物 更新件数）	目標 4（目 標指標）
4-1		新規	みんなのまちづくり会議プロジェクト事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	◎	○	—
4-2		新規	通場門前二丁目地区市街地再開発事業	山口市	(3)	社会資本整備総合交付金	国土交通省	○	—	◎	—
4-3		継続	歩きたくなるまちなか整備事業（商店街アーケード）	山口市	(3)	都市構造再編集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区）	国土交通省	◎	—	○	—
4-4		継続	歩きたくなるまちなか整備事業（大市商店街）	山口市	(3)	都市構造再編集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区）	国土交通省	◎	—	—	—
4-5		新規	まちなかウォークアブル推進事業（山口駅通り）	山口市	(3)	都市構造再編集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区）	国土交通省	◎	—	—	—
4-6		継続	市民会館前交差点平面横断化事業	山口市	(3)	都市構造再編集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区）	国土交通省	○	—	—	—
4-7		継続	情報案内板設置事業	山口市	(3)	都市構造再編集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区）	国土交通省	○	—	—	—
4-8		継続	新本庁舎整備事業（市民交流棟、新本庁舎前広場、新立体駐車場整備）	山口市	(3)	都市構造再編集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区）	国土交通省	◎	—	—	—
4-9		新規	市道中央二丁目湯田温泉四丁目緑道路整備事業	山口市	(3)	都市構造再編集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区）	国土交通省	○	—	—	—
4-10		新規	市道善福寺地蔵通り緑道路改良事業	山口市	(3)	都市構造再編集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区）	国土交通省	○	—	—	—
4-11		新規	商店街アーケード老朽化対策検討事業	山口市	(4)	—	—	○	—	—	—
4-12		新規	早開田交差点の平面交差化	山口県	(4)	—	—	◎	—	—	—
5-1		継続	市民活動支援センター「さばらんで」事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	—	—
5-2		新規	まちなかブレーバーク事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	—	—
5-3		新規	山口市ずっと元気PFSプロジェクト	山口市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	○	—	—	—
5-4		継続	地域子育て支援拠点事業	NPO法人あっと	(3)	子ども・子育て支援交付金	厚生労働省、こども家庭庁	○	—	—	—
5-5		継続	放課後児童クラブ運営事業	山口市	(3)	子ども・子育て支援交付金	こども家庭庁	○	—	—	—
5-6		継続	ほっとさろん中市「まちのえき」事業	NPO法人山口せわやきネットワーク	(4)	—	—	○	—	—	—
5-7		継続	「オアシスどうもん」フィットネスクラブ事業	株式会社どうもんフィットネス	(4)	—	—	○	—	—	—
6-1		新規	商業集積・まちなか居住推進事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	◎	—
6-2	4-2	新規	通場門前二丁目地区市街地再開発事業【再掲】	山口市	(3)	社会資本整備総合交付金	国土交通省	○	—	◎	—
7-1		新規	中心市街地高次都市機能集積促進事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	—
7-2		新規	まちなかウォークアブル推進事業（一の坂川交通交流広場）	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	○	—	—
7-3		新規	まちなかウォークアブル推進事業（中心商店街・どうもん広場）	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	○	—	—
7-4		新規	まちなかウォークアブル推進事業（庁舎前広場）	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	○	—	—
7-5		新規	中心市街地文化回遊プログラム創出事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	○	—	—
7-6		継続	あきないのまち支援事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	○	—
7-7		継続	中心市街地活性化計画推進事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	○	—
7-8		継続	山口市芸術家育成支援事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	—
7-9		継続	観光資源活用観光誘客事業(ライトアップ等)	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	—
7-10		新規	情報関連産業等誘致促進事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	○	—
7-11	5-2	新規	まちなかブレーバーク事業【再掲】	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	○	—	—
7-12		新規	パークロード活用検討・実証事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	◎	—	—	—
7-13		新規	コログ公園開設事業	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	—	—
7-14	6-1	新規	商業集積・まちなか居住推進事業【再掲】	山口市	(2)①	中心市街地活性化ソフト事業	総務省	○	—	◎	—
7-15		新規	中心市街地エリアマネジメント事業	山口市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	○	○	—	—
7-16		新規	中心市街地タウンマネジメント事業	山口市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	○	—	○	—
7-17		新規	中心市街地人が集うまちづくり支援事業	山口市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	○	○	—	—
7-18		新規	まちなかウォークアブル推進事業（山口駅前広場）	山口市	(2)②	地域未来交付金	総務省	◎	—	—	—
7-19		継続	多様性あふれる商店街推進事業	山口市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	○	◎	—	—
7-20		継続	匠のまち創造支援事業補助金	山口市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	○	—	—	—
7-21		新規	省CO2設備導入促進事業	山口市	(3)	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	環境省	—	—	○	—
7-22		新規	ミュージアム・タウン・ヤマグチ推進プロジェクト	ミュージアム・タウン・ヤマグチ実行委員会	(4)	—	—	○	—	—	—
7-23		継続	山口市中心市街地活性化対策資金融資	山口市	(4)	—	—	○	—	—	—
7-24		継続	山口市大内文化特定地域活性化対策資金	山口市	(4)	—	—	○	—	—	—
7-25		継続	中心商店街開業サポートセンター事業	株式会社街づくり山口	(4)	—	—	○	—	○	—
7-26		継続	Halloween 仮装パレード事業	ザークルセブン	(4)	—	—	○	—	—	—
7-27		継続	商店街職場体験事業	山口市商店街連合会	(4)	—	—	○	○	—	—
7-28		継続	中心商店街イルミネーション事業	各商店街	(4)	—	—	○	—	—	—
7-29		継続	中心市街地風物詩事業	山口市商店街連合会	(4)	—	—	○	○	—	—
7-30		継続	「日本のクリスマスは山口から」事業	日本のクリスマスは山口から実行委員会	(4)	—	—	○	○	—	—
7-31		継続	山口セクショうちょうまつり	ふるさとまつり実行委員会	(4)	—	—	○	○	—	—
7-32		継続	市民総踊り「やまぐちMINAKOIのんた」開催事業	ふるさとまつり実行委員会	(4)	—	—	○	○	—	—
7-33		継続	山口祇園祭	祇園祭振興会	(4)	—	—	○	○	—	—
7-34		継続	山口天神祭	古無神社	(4)	—	—	○	○	—	—
7-35		継続	共通駐車サービス券システム事業	株式会社街づくり山口	(4)	—	—	○	—	—	—
7-36		継続	「山口街中」運営事業	山口市商店街連合会	(4)	—	—	○	—	—	—
7-37		継続	青空天国いこいの広場	青空天国いこいの広場実行委員会	(4)	—	—	○	○	—	—
7-38		継続	結人祭	中市商店街振興組合	(4)	—	—	○	○	—	—
7-39		継続	come come marche（こめこめマルシェ）	協同組合米屋町振興会	(4)	—	—	○	○	—	—
7-40		継続	西門前 1 0 0 円商店街	本町商店街振興組合	(4)	—	—	○	○	—	—
7-41		継続	まちなかの安全性確保支援事業（旧：中心市街地活性化整備事業）	山口市	(4)	—	—	○	—	—	—
7-42		継続	体験博（旧：まちゼミ）	株式会社街づくり山口	(4)	—	—	○	○	—	—
7-43		新規	山口クラフトマルシェ	山口クラフトマルシェ運営委員会	(4)	—	—	○	○	—	—
7-44		新規	やまぐちクリスマスマーケット	やまぐちクリスマスマーケット実行委員会	(4)	—	—	○	○	—	—
7-45		新規	調査研究支援・読書活動推進事業	山口県	(4)	—	—	○	—	—	—
7-46		新規	博物館イベント普及事業	山口県	(4)	—	—	○	○	—	—
7-47		新規	美術館まちなか交流事業	山口県	(4)	—	—	○	○	—	—
7-48		継続	どうもカレンダーフェスティバル	山口通場門前商店街振興組合	(4)	—	—	○	○	—	—
7-49		継続	こめこめフェスティバル	協同組合米屋町振興会	(4)	—	—	○	○	—	—
8-1		継続	シェアサイクル事業	山口市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	○	—	—	—
8-2		新規	C・S 赤れんが企画運営事業	山口市	(2)②	地域未来交付金	内閣府	○	—	—	—
8-3		新規	地域脱炭素推進事業	山口市	(3)	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	環境省	—	—	○	—
8-4		新規	電力の地産地消の推進	山口グリーンエネルギー株式会社	(4)	—	—	—	—	○	—
8-5		継続	コミュニティバス実証運行事業	山口市	(4)	—	—	○	—	—	—
8-6		新規	市民会館企画運営事業	山口市	(4)	—	—	○	—	—	—

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

（1）現状分析

本市の中心市街地では、中心商店街やその後背地に木造・老朽建物が密集し、狭あい道路や無接道宅地も多く、建物更新や防災性の確保に課題を抱えています。また、空き家・空き地の増加や平面駐車場化により、まちなみの連続性や土地利用の一体性が損なわれつつあります。こうした課題に対応するため、道路の修景整備や狭あい道路の改善、市街地再開発による土地の高度利用と建物更新、交差点の平面交差化等による歩行者動線の改善を進め、安全で快適に歩ける市街地環境を形成し、中心商店街と亀山周辺ゾーンの回遊性向上につなげる必要があります。

（2）市街地の整備改善の必要性

中心市街地の来街者を増加させていくためには、老朽化した建物や狭あい道路、低未利用地等の課題に対応しながら、安全で快適に歩ける市街地環境を整えとともに、良好な景観や憩える空間の形成を一体的に進めていく必要があります。特に、中心商店街やその後背地においては、建物更新や土地利用の適正化を促進し、まちなみの連続性を確保することで、来街者が歩き、滞留し、回遊したくなる都市空間の形成が求められます。

密集市街地の課題については、老朽建物の状況、狭あい道路や無接道宅地の分布、空き家・空き地の発生状況等を十分に把握した上で、長期的な視野と将来像を持って適切な事業計画を策定し、優先順位の高い箇所から段階的に事業化を進めていきます。あわせて、道路の修景整備や交差点の平面交差化等により歩行者動線の改善を図るとともに、市街地再開発等を通じて土地の高度利用や建物更新を促進し、中心商店街と周辺ゾーンの一体的な回遊性向上につなげていく必要があります。

これらのことから、次の事業は、本計画の目標である「多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出」「次世代につながるまちなか応援人口の増加」「まちなみの再生による持続可能なまちの実現」の3つの視点から、中心市街地の活性化を図る上で必要性が高いものです。このため、道路空間や交差点、公共空間の整備改善、老朽建物の更新、低未利用地の活用等を通じて、中心市街地における街区の整備改善を進める事業として、基本計画に位置付けます。

（3）フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】4-1 【事業名】みんなのまちづくり会議プロジェクト事業（仮）

【事業実施時期】	令和9年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	道場門前二丁目地区市街地再開発事業の実施に伴い、地権者や事業者、関係団体等によるエリアマネジメント組織の立上げを支援するとともに、将来ビジョンの共有や合意形成、土地・建物の有効活用に向けた調整を行う。また、組織設立後は、公共空間や民間ストックの活用、賑わい創出、居住・商業機能の集積など、中心市街地エリア全体を対象とした持続的なまちづくり活動を推進するための運営支援を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加 まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」 目標2「中心市街地イベント開催件数」 目標3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	市街地再開発に公共的視点を取り入れ、地権者・事業者等が連携した面的なまちづくりを進めることで、再開発エリア周辺にも賑わいが波及し、「商店街等通行量」や「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】4-2 【事業名】道場門前二丁目地区市街地再開発事業

【事業実施時期】	令和9年度～
【実施主体】	道場門前二丁目地区再開発準備組合
【事業内容】	老朽化した建築物の更新と土地の高度利用を図るため、道場門前二丁目地区において市街地再開発事業を推進する。あわせて、商業・居住機能の集積や公共空間の整備を進め、にぎわいと回遊性の向上を図ることで、中心商店街の魅力向上と持続可能なまちなみの形成につなげ、中心市街地の再生と活性化を目指す。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出

	まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	老朽化した建物が集積する道場門前二丁目地区において、市街地再開発により土地利用の高度化と面的な建物更新を進め、商業・居住機能の再編とまちなみの連続性確保を図ることとで、「中心商店街に面した建物更新件数」の増加とまちなみの再生につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-3 【事業名】 歩きたくなるまちなか整備事業（商店街アーケード）

【事業実施時期】	令和 4 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心商店街の安全で快適な歩行環境を確保するため、アーケード内のタイル舗装を改修し、まちなみの質や回遊性を高めることで、誰もが歩きたくなる商店街空間の形成と来街機会の創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	アーケード内の舗装改修により、安全で快適に歩ける歩行空間を形成し、来街者の滞留や店舗間の移動を促進することで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区（第 2 期））		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-4 【事業名】 歩きたくなるまちなか整備事業（大市商店街）

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	大市商店街の道路について、歩行者が安全・快適に通行できる修景整備を進め、商店街のまちなみの質を高めるとともに、滞留・回遊しやすい歩行空間を形成し、中心市街地のにぎわい創出と来街機会の拡大につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	大市商店街の道路修景整備により、安全で快適に歩ける歩行空間を形成し、来街者の滞留や店舗間の移動を促すことで、中心商店街全体の「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区（第 2 期））		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	国土交通省

【その他特記事項】	
-----------	--

【事業番号】4-5 【事業名】まちなかウォーカブル推進事業（山口駅通り）

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	山口駅通りにおいて、歩道のバリアフリー化や道路空間の再整備案の策定、歩行者・自転車の通行環境改善を進め、安全で快適に歩けるメインストリートを形成し、中心商店街と亀山周辺ゾーンをつなぐ回遊性向上とにぎわい創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	山口駅通りのバリアフリー化や道路空間の再整備により、山口駅から中心商店街、亀山周辺ゾーンへ安全・快適に歩ける動線を形成し、来街者の移動や滞留を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区（第 2 期））		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-6 【事業名】市民会館前交差点平面横断化事業

【事業実施時期】	令和４年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	市民会館前交差点について、地下道の廃止や横断歩道整備を進め、歩行者が地上部を安全・快適に横断できる環境を形成する。山口駅通りからパークロード、亀山周辺ゾーンへの連続性を高め、車中心からヒト中心の回遊しやすいまちなかづくりにつなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標１「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	市民会館前交差点の地下道廃止や横断歩道整備によるバリアフリー化を実施し、中心商店街ゾーンと亀山周辺ゾーンの間で安全・快適に相互移動できる歩行者動線を形成し、ゾーン間の移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区（第２期））		
【支援措置実施時期】	令和８年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-7 【事業名】情報案内板設置事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	山口市		

【事業内容】	萩往還や石州街道でつながる中心商店街と、大内文化特定地域の相互に誘導する情報案内板の設置を行うことで、歴史文化資源を生かしたまち歩きと回遊性向上を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標１「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	山口駅通りや中心商店街に情報案内板を設置し、大内文化特定地域への誘導を強化することで、来街者のまち歩きやゾーン間移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区（第２期））		
【支援措置実施時期】	令和８年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】４-８ 【事業名】新本庁舎整備事業（市民交流棟、新本庁舎前広場、新立体駐車場整備）

【事業実施時期】	令和 6 年度～令和 10 年度		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	新本庁舎整備に合わせ、市民交流棟や本庁舎前広場、新立体駐車場を一体的に整備し、市民の交流・憩い・情報発信の場を創出するとともに、パークロード沿道との連続性やアクセス性を高め、亀山周辺ゾーンのにぎわいと回遊性向上につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	市民交流棟や庁舎前広場等の整備により、交流・憩い・来庁の拠点性を高め、亀山周辺ゾーンへの来街者増加や中心商店街への移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区（第 2 期））		
【支援措置実施時期】	令和 6 年度～令和 10 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】４-９ 【事業名】市道中央二丁目湯田温泉四丁目線道路整備事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～
【実施主体】	山口市
【事業内容】	市役所と市民会館を結ぶ道路を拡幅し、歩道整備により安全で快適な歩行空間を確保する。新本庁舎やパークロード、中心商店街との連続性を高め、亀山周辺ゾーンへの回遊性向上とにぎわい創出につなげる。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」

【活性化に資する理由】	市役所と市民会館を結ぶ道路の拡幅や歩道整備により、亀山周辺ゾーン内の安全で快適な歩行者動線を確保し、歩きたくなる歩行空間を形成して周辺施設や中心商店街への移動を促進することで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区（第2期））		
【支援措置実施時期】	令和8年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】4-10 【事業名】市道善福寺地蔵通り線道路改良事業

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	密集市街地における道路拡幅により、防災性や居住環境の改善、安全な歩行空間の確保を図るとともに、中心市街地における暮らしやすさと回遊性を高め、安心して住み続けられる持続可能なまちなか形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	密集市街地における道路拡幅や歩行環境の改善により、安全で快適に歩ける生活動線を確保し、歩きたくなる歩行空間を形成して居住環境や防災性を高めることで、まちなかへの来訪・移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（山口市中心市街地周辺地区（第 2 期））		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】4-11 【事業名】商店街アーケード老朽化対策検討事業

【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心商店街の安全性とまちなみの連続性を維持するため、アーケードを所有する商店街等に対し、老朽化状況の把握や改修・更新方針の検討を支援し、歩きやすく快適な商業空間の形成と、持続可能な商店街環境の保全につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	老朽化したアーケードの改修・更新等の対策検討を支援し、安全で快適に歩ける商店街環境とまちなみの連続性を維持することで、来街者の滞留や店舗間移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	

【その他特記事項】	
【その他特記事項】	

【事業番号】 4-12 【事業名】 早間田交差点の平面交差化

【事業実施時期】	令和９年度～		
【実施主体】	山口県		
【事業内容】	早間田交差点について、地下道の廃止や横断歩道整備により、歩行者が地上部を安全・快適に横断できる環境を形成するための検討を始める。山口駅通りからパークロード、亀山周辺ゾーンへの連続性を高め、車中心からヒト中心の回遊しやすいまちなかづくりにつなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標１「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	早間田交差点の地下道廃止や横断歩道整備によるバリアフリーを実現化することで、山口駅通りからパークロード、亀山周辺ゾーンへ安全・快適に移動できる歩行者動線を形成し、ゾーン間の移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

（1）現状分析

中心市街地は、中心商店街をはじめ、市役所、県立美術館、県立博物館、県立図書館、高等学校、地域交流センター、医療施設、子育て支援施設、市民活動支援施設、高齢者交流施設、郵便局、金融機関、報道機関等が集積する本市の中核的なエリアです。さらに周辺にも、国の出先機関、県庁、県警本部、幼稚園、小・中・高等学校、総合病院など、多数の都市福利施設が立地しており、行政、教育文化、医療、福祉、交流等の機能が重層的に集まっています。

一方、アクションプランでは、亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーンとの人の流れが希薄であり、エリア内の回遊や滞留が十分に生まれていないこと、また若者の来街割合が低く、日常的に訪れたい居場所づくりが課題であることが示されています。こうしたことから、既存の都市福利施設を単体で捉えるのではなく、中心商店街や公共空間、文化・教育資源と連携させ、来街目的の創出や交流・滞留の促進につなげる必要があります。

中心市街地と関係の深い大蔵・白石地域の65歳以上の高齢者の割合は、令和2年国勢調査において、大蔵地域が27.6%（2,027人）、白石地域が25.4%（2,662人）と、いずれも地域全体の4分の1を占めており、今後も老年人口の増加が見込まれます。このため、高齢者の外出や健康づくり、子育て世代や若者を含む多世代交流を支える機能の充実が求められます。

また、市民アンケートでは、人と触れ合う機会やコミュニティの場としての中心市街地の評価が十分に高まっていないことから、市民活動、子育て支援、高齢者交流、文化芸術活動等を中心市街地で展開し、誰もが活動しやすく、訪れやすく、過ごしやすいまちなかを形成していく必要があります。

（2）都市福利施設の整備の必要性

上記の情勢を踏まえ、中心市街地及びその周辺に集積する行政、教育文化、医療、福祉、交流等の既存ストックを生かしながら、子育て世代、学生、高齢者、来街者など多様な人々が利用しやすい機能やサービスの充実を図る必要があります。特に、NPO法人等が実施してきた市民活動支援、子育て支援、高齢者交流等の取組を継続・発展させることで、人と人がつながる機会や日常的な来街目的を創出し、誰もが活動しやすく、訪れやすく、過ごしやすいまちなかの形成につなげていくことが重要です。

こうした取組は、本計画の目標である「多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出」「次世代につながるまちなか応援人口の増加」「まちなみの再生による持続可能なまちの実現」の3つの視点から、中心市街地の活性化を図る上で必要性が高いものです。このため、多様な世代に対する市民サービスの提供や交流機会の創出を担う都市福利施設を整備・活用する事業として、次の事業を基本計画に位置付けます。

（3）フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】 5-1 【事業名】 市民活動支援センター「さぼらんて」事業

【事業実施時期】	平成 13 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	空き店舗を活用した市民活動支援センターにおいて、講座、イベント、交流会等を継続的に開催し、市民・団体・行政の協働を促進する。多様な主体がまちづくりに参画するきっかけをつくり、地域課題の解決や中心市街地を支える人材・コミュニティの育成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	空き店舗を活用した市民活動支援センターで、講座やイベント、交流会等を継続的に開催し、多様な市民の来街目的や滞留機会を創出することで、中心商店街への人の流れを生み出し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内 ※施設運営の人件費、消耗品費等の経常経費は対象外		

【事業番号】 5-2 【事業名】 まちなかプレーパーク事業

【事業実施時期】	令和 9 年度～
【実施主体】	山口市
【事業内容】	中心市街地内の広場や公園を活用し、子どもが自由に遊び、多世代が交流できるプレーパークを実施する。日常的に訪れたくなる居場所を創出し、子育て世代や若者の来街機会を広げ、まちなかにぎわいと地域コミュニティの育成につなげる。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」
【活性化に資する理由】	子どもや子育て世代が気軽に訪れ、多世代が交流できる遊び・滞留の場を創出することで、日常的な来街目的を生み出し、中心市街地エリア内での移動を促して、「商店街等通行量」と「中心市街地イベント開催件数」双方の向上につながるため。
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業

【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】5-3 【事業名】山口市ずっと元気・PFS プロジェクト

【事業実施時期】	令和 7 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	「成果連動型民間委託契約（PFS）」を用いて、高齢者の社会活動への参加促進に向け、市内ヘルスケア・生活関連産業における新たなサービス提供や既存サービスの付加価値向上を行うことで、地域経済の活性化や高齢者の QOL の向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	成果連動型民間委託契約を活用し、高齢者の健康づくりや社会参加を促すサービス創出を進めることで、まちなかで活動・交流する機会を広げ、高齢者を含む多世代の来街や滞留を生み出し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】5-4 【事業名】地域子育て支援拠点事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～		
【実施主体】	NPO 法人 あっと		
【事業内容】	子育て中の親子が気軽に集える「つどいの広場」を運営し、親子同士や地域住民との交流、相談・情報提供を行う。まちなかに日常的な居場所を生み出し、子育て世代の来街機会や多世代交流を促進することで、中心市街地のにぎわいとコミュニティ形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	子育て中の親子が気軽に集える「つどいの広場」を運営し、相談・交流・情報提供を通じて子育て世代の日常的な来街目的を創出することで、中心商店街周辺への滞留や店舗間移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	重層的支援体制整備事業交付金、子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	平成 15 年度～	【支援主体】	厚生労働省、こ

			ども家庭庁
【その他特記事項】			

【事業番号】5-5 【事業名】放課後児童クラブ運営事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	保護者の就労等により放課後に留守家庭となる児童に、安心して過ごせる遊びと生活の場を提供し、健全育成を図る。まちなかで子どもが安全に過ごせる環境を整え、子育て世代の暮らしやすさと地域コミュニティの形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	放課後に児童が安心して過ごせる遊びと生活の場を中心市街地で提供し、子育て世代の日常的な利用や送迎時の来街機会を生み出すことで、商店街周辺への滞留や移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	子ども・子育て支援交付金		
【支援措置実施時期】	平成 29 年度～	【支援主体】	こども家庭庁
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】5-6 【事業名】ほっとさろん中市「まちなかのえき」事業

【事業実施時期】	平成 15 年度～		
【実施主体】	NPO 法人 山口せわやきネットワーク		
【事業内容】	中心商店街の空き店舗を活用し、誰もが気軽に立ち寄れる交流サロンを運営する。地域住民や来街者の憩い・交流の場を創出し、日常的な滞留やまちなかへの来訪を促すことで、中心市街地のにぎわいとコミュニティ形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	中心商店街の空き店舗を活用し、高齢者や来街者が気軽に立ち寄れる交流・休憩の場を提供することで、日常的な来街目的や滞留機会を創出し、周辺店舗への移動を促して、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】5-7 【事業名】「オアシスどうもん」 フィットネスクラブ事業

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	株式会社どうもんフィットネス		
【事業内容】	中心商店街の空き店舗を活用し、シニア向け運動健康サロンや無料休憩所を備えた地域交流サロンを運営する。高齢者の健康づくりや社会参加を促し、日常的な来街・滞留を生み出すことで、まちなかににぎわいと多世代交流の創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	中心商店街の空き店舗を活用し、シニア向け運動健康サロンや無料休憩所を備えた交流拠点を運営することで、高齢者の健康づくりや社会参加、日常的な来街・滞留を促し、周辺店舗への移動を生み出して、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

〔1〕 まちなか居住と来街促進を一体とした活性化の必要性

（１） 現状分析

中心市街地では、これまでの再開発事業や民間マンション等の立地により、まちなか居住の促進が図られてきました。居住者アンケートでは、買い物の利便性、職場への近さ、車がなくても生活できることに加え、公共・文化施設、教育施設、医療・福祉施設へのアクセスの良さが評価されており、生活機能が身近に集積する中心市街地の強みがうかがえます。一方で、住宅や設備の老朽化に伴う建替え、狭あい道路による車利用のしづらさ、火災・地震時の不安、空き家・空き地の増加などの解消といった安全・安心に住み続けるための課題も残されています。

今後は、まちなか居住の促進に加え、居住者が日常的に商店街や公共空間を利用し、その活動が来街者の呼び込みや交流につながるよう、居住環境の向上とまちの魅力づくりを一体的に進める必要があります。

（２） まちなか居住と来街促進を一体とした活性化の必要性

中心市街地には、商業機能をはじめ、公共交通や道路、行政、教育、文化、医療・福祉等の都市機能が集積しており、「歩いて暮らせるまちづくり」に適したエリアです。また、居住者が日常的に買い物や飲食、公共・文化施設の利用等を行うことは、まちのにぎわいや都市機能を支える基盤となります。

第１期及び第２期計画では、再開発や居住環境整備等によりまちなか居住を促進し、第３期計画では、その成果を基礎として、イベント等による新たな来街機会の創出に取り組みました。しかし、居住人口の増加や一定の来街機会の創出は見られたものの、商店街の通行量の増加には十分に結び付かず、来街者の呼び込みだけではにぎわいを維持することが難しい状況が明らかとなりました。

このため、第４期計画では、まちなか居住の促進と来街者の呼び込みを一体的に進めます。居住者等による日常的な利用と滞留を促し、平常時のにぎわいを生み出すことで、民間投資や建物更新、魅力ある店舗や高次都市機能の集積を促進し、さらに広域からの来街者の増加につなげる好循環を目指します。

また、密集市街地や建物の老朽化、空き家・空き地の増加等の現状については、長期的な視点から、道路の拡幅、建物の新築・リノベーション、市街地再開発等を進め、安全で快適な居住環境の形成を図ります。これらのことから、本計画の３つの目標の実現に向け、まちなか居住と来街者の増加を一体的に進めるため、まちなか居住の促進及び居住環境の向上に資する事業を基本計画に位置付けます。

（３） フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】 6-1 【事業名】 商業集積・まちなか居住推進事業

【事業実施時期】	令和 9 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心市街地のまちなみ規範策定エリアにおいて、既存建物の低未利用となっている上層階等への居住機能の導入を促進するため、建物所有者等に対し、建物の複合利用に向けた活用計画の作成、専門家による助言、居住希望者等とのマッチングその他の伴走支援を行う。併せて、下層階の店舗・事務所等と上層階の住居等が共存する建物への転換に必要な、躯体の改変を伴わない範囲での内装、設備等の改修を支援する。これらの取組により、既存建物の有効活用とまちなか居住の集積を促進し、建物の複合利用による持続的にぎわいの創出及びまちなみの再生を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標 1 商店街等通行量 目標 2 中心商店街に面した建物更新件数		
【活性化に資する理由】	下層階に店舗又は事務所、上層階に住居等を備えた建物の有効活用とまちなか居住の集積を促進することで、中心商店街のファサード維持やまちなみの連続性確保、エリア内の居住者増加が見込まれ、「中心商店街に面した建物更新件数」の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 6-2 【事業名】 道場門前二丁目地区市街地再開発事業【再掲】

【事業実施時期】	令和 9 年度～		
【実施主体】	道場門前二丁目地区再開発準備組合		
【事業内容】	老朽化した建築物の更新と土地の高度利用を図るため、道場門前二丁目地区において市街地再開発事業を推進する。あわせて、商業・居住機能の集積や公共空間の整備を進め、に		

	ぎわいと回遊性の向上を図ることで、中心商店街の魅力向上と持続可能なまちなみの形成につなげ、中心市街地の再生と活性化を目指す。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標 1 商店街等通行量 目標 3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	老朽化した建物が集積する道場門前二丁目地区において、市街地再開発により土地利用の高度化と面的な建物更新を進め、商業・居住機能の再編とまちなみの連続性確保を図ることで、「中心商店街に面した建物更新件数」の増加とまちなみの再生につながるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）		
【支援措置実施時期】	令和 9 年度～	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業
該当なし

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、
その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

〔1〕経済活力の向上の必要性

（1）現状分析

中心商店街について、小売業商店数（市全域に占める割合）は平成9年では466店（19.5%）が令和3年には223店（14.6%）に、また、小売業年間商品販売額（市全域に占める割合）についても、平成9年では46,736百万円（19.4%）が令和3年には16,535百万円（6.9%）と、約25年間で半分以上となっており、郊外店の進出や消費行動の変化等により、中心市街地の商業機能は相対的に低下しています。

一方で、空き店舗数については、第3期計画期間中に27店舗から22店舗まで減少しており、営業店舗数についても、令和2年度の275店舗から令和7年度は279店舗に増加しています。これまでの空き店舗対策や新規出店支援等により一定の改善が見られるものの、商店街の求心力を維持・向上させるためには、引き続き店舗の連続性確保や既存ストックの活用、魅力ある店舗・サービスの集積を進める必要があります。

また、第3期計画において、商店街等通行量の数値目標達成には至っていないことから、単に店舗数を確保するだけでなく、個店の魅力向上や空き店舗・空きスペースの活用、イベントや情報発信との連動により、来街者が商店街を歩き、滞留し、周辺ゾーンへ回遊したくなる環境を形成していく必要があります。

（2）商業の活性化のための事業の必要性

上記から、これまでの全3期にわたる計画での投資効果を面的に波及させていくためには、中心市街地の活性化の阻害要因となっている空き店舗や低利用物件の活用を進め、魅力ある店舗やサービスの集積を図るとともに、営業店舗数の減少を抑え、商店街としての連続性や求心力を維持・向上させる施策が必要です。

また、中心市街地の立地や歴史・文化、商業、公共空間等の地域資源を生かした魅力的なイベントや情報発信を定期的を実施することで、様々な世代の来街者が楽しい時間を過ごし、商店街内を歩き、滞留し、回遊する機会を創出していく必要があります。

これらのことから、次の事業は、本計画の目標である「多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出」「次世代につながるまちなか応援人口の増加」「まちなみの再生による持続可能なまちの実現」の3つの視点から中心市街地の活性化を図る上で必要性が高く、中心市街地での商業の活性化のための事業として、基本計画に位置付けます。

（3）フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。

〔2〕具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業番号】 7-1 【事業名】 中心市街地高次都市機能集積促進事業

【事業実施時期】	令和9年4月～令和14年3月		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心市街地における空き店舗等の解消を図るため、地域の需要や進出事業者のニーズを調査し、中心市街地に不足する商業や映画館等の文化施設といった高次都市機能の誘致、物件情報の発信、所有者とのマッチング及び伴走支援を一体的に実施する。併せて、進出が具体化した案件について、躯体の改変を伴わない内装、設備等の改修費の一部を支援し、一般的な新規開業や居住機能の導入とは異なる出店意向を喚起することで、中心市街地の魅力向上と持続的なにぎわいにつなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	商業施設や教育文化施設、映画館等の文化施設など、来街目的となる高次都市機能の誘導により、若者や来街者を中心市街地へ呼び込み、滞留や都市機能施設間の移動を促進することで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-2 【事業名】 まちなかウォーカブル推進事業（一の坂川交通交流広場）

【事業実施時期】	令和9年4月～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	一の坂川交通交流広場の既存施設や水辺空間を活用し、定期的に市民向けのイベントを開催することで、憩い・交流・情報発信の場としての定着を図るとともに、キッチンカーやファニチャー設置等を通じて、中心商店街や亀山周辺ゾーンとの回遊を促し、歴史文化資源を生かした賑わいとエリア全体の活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」 目標2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	一の坂川交通交流広場の水辺や既存施設を活用し、憩い・交流・情報発信の場としてスモールエリアの魅力を高めることで、中心商店街や亀山周辺ゾーンへの来街・移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-3 【事業名】まちなかウォーカブル推進事業（中心商店街・どうもん広場）

【事業実施時期】	令和 9 年 4 月～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心商店街やどうもん広場等の公共空間を活用し、定期的にステージイベント等を開催することで、歩いて楽しい商店街空間の形成を進め、来街者の回遊促進とエリア全体のにぎわい創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	中心商店街やどうもん広場の空間活用により、滞留・交流・イベント等が生まれるスモールエリアの魅力を高め、来街者の店舗間移動や回遊を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-4 【事業名】まちなかウォーカブル推進事業（庁舎前広場）

【事業実施時期】	令和 10 年 10 月～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	庁舎前広場について、パークロード沿道と一体的に活用できる交流と賑わいの拠点となるよう、定期的にステージイベント等を開催し、市民の憩い、イベント、情報発信の場を創出することで、中心市街地のにぎわいと回遊性向上につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	庁舎前広場を交流・滞留・情報発信の場として活用し、パークロード沿道と一体となったスモールエリアの魅力を高めることで、亀山周辺ゾーンと中心商店街ゾーン双方への移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 10 年 10 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-5 【事業名】中心市街地文化回遊プログラム創出事業

【事業実施時期】	令和9年度～		
【実施主体】	山口市		

【事業内容】	亀山周辺ゾーンに立地する県立図書館・博物館・美術館および亀山公園と、中心商店街ゾーンを文化・芸術・学びでつなぎ、両ゾーンの回遊性向上を図るための出張講座、展示、まち歩き等の回遊型文化プログラムを創出・実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	県立図書館・博物館・美術館等と中心商店街を文化・芸術・学びでつなぐプログラムにより、両ゾーンを巡る来街目的を創出し、中心市街地全体の「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-6 【事業名】 あきないのまち支援事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心市街地内の空き店舗への新規開業者に対して、出店時の店舗改装に係る費用を助成する。 ①飲食業 対象経費の 1/2 以内（上限 150 万円） ②飲食以外の小売・サービス業 対象経費の 1/2 以内（上限 100 万円） ③事務所 対象経費の 1/2 以内（最大 100 万円＋ 開業当初の家賃補助）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	空き店舗への出店を支援し、個性ある店舗の集積やまちなみの連続性を高めることで、来街目的の創出や店舗間の移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-7 【事業名】 中心市街地活性化計画推進事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心商店街の活力向上を図るため、イベントの企画・運営に対する支援や、タウンマネージャーによる空き店舗対策、事業者支援等を促進し、多様な主体の連携や新たな担い手の参画を通じて、継続的にぎわい創出と中心市街地の活性化につなげる。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加 まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」 目標 3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	タウンマネージャーを介して中心商店街の活性化を図ることで、商店街内の活動や連携を継続的に生み出し、中心市街地全体のにぎわいを高めることで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内 ※施設運営の人件費、消耗品費等の経常経費は対象外		

【事業番号】 7-8 【事業名】 山口市芸術家育成支援事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心商店街の店舗スペース等を活用し、「やまぐち新進アーティスト大賞」受賞者の展覧会を開催することで、若手芸術家の発表機会を創出し、文化・芸術を通じた来街目的の形成と商店街の回遊・にぎわい創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	中心商店街の店舗スペース等を活用した展覧会により、文化・芸術を楽しむ来街目的を創出し、店舗間の移動や滞留を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-9 【事業名】 観光資源活用観光誘客事業(ライトアップ等)

【事業実施時期】	令和 5 年度～
【実施主体】	山口市
【事業内容】	山口駅から市役所にかけての商店街沿道、亀山公園にイルミネーションを飾り付け、山口駅前からパークロードに至るまでの区間をイルミネーション等で演出し、夜間の魅力と歩きたくなる雰囲気を高めることで、商店街と亀山周辺ゾーンをつなぐ回遊を促し、滞在時間の延長とにぎわい創出につなげる。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出

【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	山口駅前から中心商店街、パークロード、亀山公園へと続く沿道をイルミネーションで演出し、夜間の来街目的や滞留を生み出すことで来街者を増加させ、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-10 【事業名】 情報関連産業等誘致促進事業

【事業実施時期】	令和 9 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心市街地の空き店舗・空きオフィスへ進出する企業を支援し、雇用促進支援金や OA フロア化・高速通信回線導入に要した費用等の一部を補助することで、遊休ストックの活用と業務機能の集積を促進し、まちなかの就業・交流人口の増加や回遊性向上、地域経済の活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	空き店舗・空きオフィスへの企業進出を支援し、就業者や来街者の増加、遊休ストックの活用を促すことで、まち全体の魅力が高まり、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】 7-11 【事業名】 まちなかプレーパーク事業【再掲】

【事業実施時期】	令和 9 年度～
【実施主体】	山口市
【事業内容】	中心市街地内の広場や公園を活用し、子どもが自由に遊び、多世代が交流できるプレーパークを実施する。日常的に訪れたくなる居場所を創出し、子育て世代や若者の来街機会を広げ、まちなかのにぎわいと地域コミュニティの育成につなげる。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」
【活性化に資する理由】	中心市街地内の広場や公園を活用し、子どもや子育て世代が気軽に訪れ、多世代が交流できる遊び・滞留の場を創出することで、日常的な来街目的を生み出し、周辺商店街への移動を促して、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。

【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-12 【事業名】パークロード活用検討・実証事業

【事業実施時期】	令和 9 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	県の文教施設（図書館・博物館・美術館）を含めたパークロード全体として賑わいの創出を図るために、歩行者利便増進道路（ほこみち制度）を活用し、道路空間を活用した季節のイベントを実施するなどの社会実験を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	パークロード周辺の道路空間等を活用し、子どもや子育て世代が気軽に訪れ、多世代が交流できる遊び・滞留の場を創出して日常的な来街目的を生み出し、さらには周辺商店街への移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-13 【事業名】コロガル公園開設事業

【事業実施時期】	令和9年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	遊びながら自ら考え、考えながら遊ぶというプロセスを繰り返すことで、思考の柔軟性と創造力が刺激される子どもたちの場を、中心市街地エリア内に創出する。また、事業の委託先である山口情報芸術センター（YCAM）に加え、PBL（プロジェクト型課題解決研究）の一環として学生の事業参画を募ることにより、若い世代の来街機会創出にも繋げる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	中心市街地エリア内の空き店舗や空きスペースを活用して、子どもや子育て世代が気軽に訪れ、多世代が交流できる遊び・滞留の場を創出することで、日常的な来街目的を生み出し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和9年4月～令和14年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業番号】7-14 【事業名】商業集積・まちなか居住推進事業【再掲】

【事業実施時期】	令和 9 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心市街地のまちなみ規範策定エリアにおいて、既存建物の低未利用となっている上層階等への居住機能の導入を促進するため、建物所有者等に対し、建物の複合利用に向けた活用計画の作成、専門家による助言、居住希望者等とのマッチングその他の伴走支援を行う。併せて、下層階の店舗・事務所等と上層階の住居等が共存する建物への転換に必要な、躯体の改変を伴わない範囲での内装、設備等の改修を支援する。これらの取組により、既存建物の有効活用とまちなか居住の集積を促進し、建物の複合利用による持続的なにぎわいの創出及びまちなみの再生を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標 1 商店街等通行量 目標 2 中心商店街に面した建物更新件数		
【活性化に資する理由】	下層階に店舗又は事務所、上層階に住居等を備えた建物の新築を支援することで、中心商店街のファサード維持やまちなみの連続性確保、エリア内の居住者増加が見込まれ、「中心商店街に面した建物更新件数」の増加につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～令和 14 年 3 月	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】	区域内		

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】7-15 【事業名】中心市街地エリアマネジメント事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心市街地の人材・空間・情報等のまちづくり資源を一体的にマネジメントし、地域・学生・事業者等が参画しやすい環境を整える。多様な主体による取組を継続的に生み出し、まちづくりの担い手拡大と持続的なにぎわい創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	エリアマネジメントを通じて、人材・空間・情報などの資源を最適化し、地域・学生・事業者等の多様な主体の参画を促すことで、継続的な活動や滞留が生まれ、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度	【支援主体】	内閣府

【その他特記事項】	
-----------	--

【事業番号】7-16 【事業名】中心市街地タウンマネジメント事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	まちづくり事業者と連携し、空き店舗や低利用物件など既存ストックの掘り起こし、調査体制の構築、不動産オーナーへの活用啓発を進め、リノベーション等による建物更新と新たな事業創出を促し、持続可能なまちなみ再生につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	遊休不動産の掘り起こしや所有者への活用啓発により、リノベーション等の建物更新を促進し、新たな店舗・活動の場を創出することで、「中心商店街に面した建物更新」件数の増加が見込めるため。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業番号】7-17 【事業名】中心市街地人が集うまちづくり支援事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～令和 13 年度		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心市街地への来街機会を創出するため、集客イベントや情報発信等の取組を支援し、地域・事業者・市民が連携してにぎわいを生み出す活動を促進することで、まちづくりへの参画拡大と持続的な活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	集客イベントや情報発信等の取組を支援し、地域・事業者・市民が連携した来街目的や滞留機会を創出することで、中心市街地への誘客と店舗間の移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～令和 10 年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業番号】7-18 【事業名】まちなかウォークブル推進事業（山口駅前広場）

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	山口市		

【事業内容】	山口駅前広場に滞留・休憩・交流機能を整備し、駅利用者が快適に過ごせる歩行者中心の空間へ再編することで、山口駅通りや中心商店街への円滑な誘導を図り、まちなか全体の回遊性と拠点性の向上につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標１「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	山口駅前広場に滞留・休憩・交流機能を整備し、交通結節点としてスモールエリアの魅力を高めることで、駅から山口駅通り、中心商店街への移動やまち歩きを促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和７年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-19 【事業名】 多様性あふれる商店街推進事業

【事業実施時期】	令和５年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	百貨店や商店街の空きスペース等を活用し、教育・体験型コンテンツ、多様なプレイヤーの活動の場を通年で創出することで、若者や来街者を呼び込み、商業にとどまらない商店街の新たな魅力とにぎわい形成につなげる。また、まちのファンの取り込みにつながる関係性の創出にも力を入れる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標１「商店街等通行量」 目標２「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	百貨店や商店街の空き店舗・空きスペースを活用し、地域資源の発信や教育・体験型コンテンツ、多様なプレイヤーの活動を通年で展開することで、来街機会と滞留を生み出し、「商店街等通行量」と「中心市街地イベント開催件数」双方の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和８年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-20 【事業名】 匠のまち創造支援事業補助金

【事業実施時期】	平成 15 年度～
【実施主体】	山口市
【事業内容】	中心市街地エリアに隣接する大内文化特定地域において、空き店舗等へ出店する中小事業者を支援し、地場産業の振興と歴史文化資源を生かした魅力ある店舗集積を促進することで、観光客等の回遊と市街地エリアへの入込客の増加につなげる。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出

【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	大内文化特定地域の空き店舗等への出店を支援し、地場産業や歴史文化資源を生かした魅力ある店舗集積を促進することで、来街目的や周辺店舗への移動を生み出し、中心市街地エリアにおける「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 7-21 【事業名】 省 C02 設備導入促進事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	商店街店舗等における省 C02 設備の導入を支援し、事業者の環境負荷低減と経営基盤の強化を図る。快適で持続可能な商業環境を形成し、中心市街地の店舗継続やまちなみの維持、地域経済の活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標 3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	商店街店舗等の省 C02 設備導入を支援し、環境負荷低減と店舗の経営基盤強化を図ることで、持続可能な商業環境の維持・更新を促し、間接的に「中心商店街に面した建物更新件数」の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和 5 年度～令和 9 年度	【支援主体】	環境省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】 7-22 【事業名】 ミュージアム・タウン・ヤマグチ推進プロジェクト

【事業実施時期】	平成 29 年度～
【実施主体】	ミュージアム・タウン・ヤマグチ実行委員会
【事業内容】	県立施設（美術館、博物館、図書館等）が山口市や関係機関と連携し、パークロード周辺で多彩なアートイベントを展開する。文化・教育資源を生かした来街目的を創出し、亀山周辺ゾーンと中心商店街の回遊、交流人口の拡大につなげる。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」

【活性化に資する理由】	パークロード周辺で多彩なアートイベントを展開し、文化を目的とした来街や中心商店街への移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-23 【事業名】山口市中心市街地活性化対策資金融資

【事業実施時期】	平成 12 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心市街地区内で事業を営む中小企業者に対し、事業活動に必要な資金を融資し、信用保証料を全額補助することで、店舗の継続・更新や新たな事業展開を支援し、商業機能の維持と地域経済の活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	中心市街地区内の中小企業者の資金調達を支援し、営業店舗の維持・事業継続や新たな展開を促すことで、商業機能の集積と来街目的が保たれ、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-24 【事業名】山口市大内文化特定地域活性化対策資金

【事業実施時期】	平成 15 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心市街地エリアに隣接する大内文化特定地域内で事業を営む中小企業者に対し、事業活動に必要な資金を融資し、信用保証料を全額補助することで、歴史文化資源を生かした店舗・事業の継続や新規展開を支援し、地域内の交流人口増加とにぎわい創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	大内文化特定地域内の中小企業者の資金調達を支援し、歴史文化資源を生かした営業店舗の維持・事業継続を促すことで、来街目的や周辺への移動が保たれ、中心市街地エリアにおける「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-25 【事業名】 中心商店街開業サポートセンター事業

【事業実施時期】	令和3年度～		
【実施主体】	株式会社街づくり山口		
【事業内容】	中心商店街の空き店舗情報や出店相談、各種支援制度の案内を一元化し、開業希望者と物件所有者をつなぐことで、新規出店や空き店舗活用を促進し、商業機能の維持・集積とまちなみの連続性確保、にぎわい創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 まちなみの再生による持続可能なまちの実現		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」 目標3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	空き店舗情報の発信や出店相談、支援制度の案内を一元的に行い、新規出店を促進することで、商店街の店舗集積やまち全体の魅力が高まり、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-26 【事業名】 Halloween 仮装パレード事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	サークルセブン		
【事業内容】	誰もが気軽に仮装して参加できるパレードやコンテストを中心商店街で開催し、非日常の楽しさを通じて若者や家族連れの来街を促す。商店街を歩き巡る機会を創出し、回遊性向上とにぎわいの形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	中心商店街を舞台に、誰もが参加しやすい仮装パレードやコンテストを開催し、若者や家族連れの来街目的を創出することで、商店街内の滞留や店舗間移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-27 【事業名】 商店街職場体験事業

【事業実施時期】	平成22年～		
【実施主体】	山口市商店街連合会		
【事業内容】	小・中学生が商品販売、商品整理、商品づくり等の職場体験を通じて、商店街や個店の魅力、働く人の想いに触れる機会を創出する。子どもたちのまちなかへの関心を高め、次世代の来街者・担い手育成と地域コミュニティの継承につなげる。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	小・中学生が商店街で販売や商品づくり等を体験し、個店の魅力や働く人との交流に触れることで、次世代の来街意識を育み、家族等の来街や店舗間移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-28 【事業名】 中心商店街イルミネーション事業

【事業実施時期】	平成 20 年～		
【実施主体】	各商店街		
【事業内容】	12 月に冬の風物詩として中心商店街をイルミネーションで彩り、夜間も歩きたくなる魅力的な商業空間を創出する。季節感ある非日常の来街目的を生み出し、滞在時間の延長や回遊促進、商店街全体のにぎわい向上につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	中心商店街をイルミネーションで彩り、冬季や夜間の来街目的と滞留機会を創出することで、商店街内の店舗間移動やまち歩きを促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-29 【事業名】 中心市街地風物詩事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～
【実施主体】	山口市商店街連合会
【事業内容】	中心商店街を舞台に、回遊型イベントを開催し、まちなかに非日常の来街目的を創出する。 かつての「冬の山口デー」のような、まちの風物詩となるよう育て、滞在時間の延長や商店街のにぎわい向上につなげる。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」

【活性化に資する理由】	中心商店街を舞台に、回遊型イベントを開催し、他のイベントが少ない時期に来街目的や滞留機会を創出することで、商店街内の店舗間移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-30 【事業名】 「日本のクリスマスは山口から」 事業

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	日本のクリスマスは山口から実行委員会		
【事業内容】	「日本のクリスマス発祥の地」という本市固有の歴史文化資源を活用し、イルミネーションやコーラス、ワークショップ等を市内各所で展開する取組を支援し、夜間の魅力向上や非日常の来街目的を創出することで、中心市街地の回遊とにぎわいにつなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1 「商店街等通行量」 目標 2 「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	「日本のクリスマス発祥の地」という本市固有の歴史文化資源を生かしたクリスマス関連の催しやイルミネーションにより、冬季の来街目的と滞留を創出し、中心商店街周辺への誘客を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業/区域内		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-31 【事業名】 山口七タちょうちんまつり

【事業実施時期】	約600年前～
【実施主体】	ふるさとまつり実行委員会
【事業内容】	室町時代、竹笹の上に高灯籠を灯したのが山口セタちょうちんまつりの始まり。日本三大火祭りの一つとされる山口セタちょうちんまつりの開催を支援し、中心商店街一帯を数万个の紅提灯で彩ることで、本市固有の歴史文化を生かした来街目的を創出し、夜間の回遊とにぎわい向上につなげる。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」 目標2「中心市街地イベント開催件数」
【活性化に資する理由】	室町時代に由来する本市固有の歴史文化資源を生かし、中心商店街一帯を紅提灯で彩る祭りにより、夜間の来街目的と滞留を創出し、周辺店舗への移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業/区域内

【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-32 【事業名】 市民総踊り「やまぐち MINAKOI のんた」開催事業

【事業実施時期】	昭和 39 年度～		
【実施主体】	ふるさとまつり実行委員会		
【事業内容】	中心商店街を舞台に、1,500 人を超える参加者が音楽に合わせて踊り歩く市民参加型イベントの開催を支援し、世代を超えた交流と非日常の来街目的を創出することで、商店街の回遊促進とにぎわい向上につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	中心商店街を舞台に多くの参加者が踊り歩く市民参加型イベントにより、世代を超えた交流と来街目的を創出し、周辺店舗への滞留や移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業/区域内		
【支援措置実施時期】	令和 9 年 4 月～	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-33 【事業名】 山口祇園祭

【事業実施時期】	約 6 0 0 年前～		
【実施主体】	祇園祭振興会		
【事業内容】	山口三大祭りのひとつに数えられる約 600 年続く伝統的な祭事である山口祇園祭の開催を通じ、本市固有の歴史文化を継承・発信するとともに、中心商店街への来街目的を創出し、夜間の回遊や地域交流、まちなかのにぎわい向上につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	約 600 年続く伝統祭事を中心市街地で開催し、本市固有の歴史文化を生かした来街目的や夜間の滞留機会を創出することで、周辺店舗への移動やまち歩きを促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-34 【事業名】 山口天神祭

【事業実施時期】	約 6 5 0 年前～		
【実施主体】	古熊神社		
【事業内容】	約 650 年の歴史を有し、山口三大祭りの一つに数えられる山口天神祭の開催を支援し、本市固有の歴史文化を継承・発信する。伝統行事を来街目的として生かし、中心市街地への回遊、地域交流、にぎわい創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	約 650 年続く伝統祭事を中心市街地で開催し、本市固有の歴史文化を生かした来街目的や地域交流の機会を創出することで、周辺店舗への移動やまち歩きを促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-35 【事業名】 共通駐車サービス券システム事業

【事業実施時期】	平成 1 2 年度～		
【実施主体】	株式会社街づくり山口		
【事業内容】	中心商店街での買い物に対し、共通駐車サービス券やコミュニティバス割引を提供し、来街者の利便性を高める。車と公共交通の双方からアクセスしやすい環境を整え、商店街への来訪促進と回遊性向上につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	買い物時の駐車料金やコミュニティバス利用料を支援し、車・公共交通の双方から中心商店街へ訪れやすい環境を整えることで、来街者の増加や店舗間移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-36 【事業名】 「山口街中」運営事業

【事業実施時期】	平成 2 2 年度～		
【実施主体】	山口市商店街連合会		
【事業内容】	中心商店街ホームページ「山口街中」を運営し、店舗・イベント・回遊情報等を一元的に発信することで、来街前後の情報接点を強化し、商店街への来訪促進や回遊性向上、にぎわい創出につなげる。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	中心商店街ホームページ「山口街中」により、店舗・イベント・回遊情報等を一元的に発信し、来街前後の情報接点を強化することで、中心商店街への来訪や店舗間移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-37 【事業名】 青空天国いこいの広場

【事業実施時期】	昭和 4 8 年度～		
【実施主体】	青空天国いこいの広場実行委員会		
【事業内容】	毎年 5 月 5 日のこどもの日に中心市街地等で、親子が楽しめる遊び・学び・グルメ等の多彩なイベントを開催し、子育て世代の来街機会や多世代交流を創出することで、まちなかのにぎわいと日常的な関わりの拡大につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	こどもの日に中心市街地等で親子向けの遊び・学び・グルメ等を展開し、子育て世代や家族連れの来街目的を創出することで、周辺店舗への移動や滞留を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-38 【事業名】 結人祭

【事業実施時期】	平成 2 4 年度～
【実施主体】	中市商店街振興組合
【事業内容】	「学生と地域をつなぐ」をコンセプトに、山口が人と人とのつながりで溢れる温かい街になってほしいという思いから誕生したイベントで、中心市街地エリア内の各所に設置したステージでよさこい演舞等を展開し、若者がまちづくりに関わる機会を創出することで、世代を超えた交流や来街機会を広げ、中心市街地のにぎわいと担い手育成につなげる。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」

【活性化に資する理由】	学生と地域をつなぐイベントとして、中心市街地各所でよさこい演舞等を展開し、若者の来街目的や地域交流を創出することで、周辺店舗への移動や滞留を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-39 【事業名】 come come marshe（こめこめマルシェ）

【事業実施時期】	平成26年度～		
【実施主体】	協同組合米屋町振興会		
【事業内容】	毎月第1日曜日に、ハンドメイド雑貨や焼き菓子の販売、ワークショップ、フリーマーケット等を開催し、日常的にまちなかへ訪れる機会を創出する。定期的な交流と滞留を生み出し、中心商店街の回遊性向上と継続的にぎわい形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」 目標2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	毎月開催されるマルシェにより、ハンドメイド雑貨や焼き菓子、ワークショップ等を目的とした日常的な来街機会を創出し、商店街内の滞留や店舗間移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-40 【事業名】 西門前100円商店街

【事業実施時期】	平成22年度～		
【実施主体】	本町商店街振興組合		
【事業内容】	年金支給日に合わせ、各店舗が100円商品を販売する取組を実施し、常連客へのサービス向上と新規顧客の開拓を図る。商店街を気軽に歩き巡るきっかけをつくり、日常的な来街促進と地域に親しまれるにぎわい形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」 目標2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	各店舗が100円商品を販売する取組により、個店の魅力発信や買い回りのきっかけを創出し、常連客の来街継続と新規顧客の獲得を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	

【その他特記事項】	
-----------	--

【事業番号】7-41 【事業名】まちなみの安全性確保支援事業（旧中心市街地活性化整備事業）

【事業実施時期】	平成２１年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	商店街の舗装補修や防災機能向上等を支援し、安全で快適に歩ける商業空間を維持する。 老朽化対策を通じて、まちなみの連続性や回遊性を高め、安心して訪れ、住み続けられる 中心市街地の形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標１「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	商店街の舗装補修や防災機能の向上を支援し、安全で快適に歩けるまちなみを維持するこ とで、来街者の安心感や滞留、店舗間移動を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向 上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-42 【事業名】体験博（旧まちゼミ）

【事業実施時期】	令和２年度～		
【実施主体】	株式会社街づくり山口		
【事業内容】	商店街店舗の店員が講師となり、専門知識や暮らしに役立つコツを伝えるミニ講座を定期開催することで、個店の魅力発信と来店機会を創出する。店主と来街者の交流を促し、商店街への親しみや回遊性を高め、継続的にぎわい形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標１「商店街等通行量」　目標２「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	商店街店舗の店員が講師となるミニ講座を通じて、個店の専門性や魅力を発信し、来店や店舗間移動のきっかけを創出することで、来街者の滞留を促し、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-43 【事業名】山口クラフトマルシェ

【事業実施時期】	令和3年度～
【実施主体】	山口クラフトマルシェ運営委員会

【事業内容】	山口市を中心としたハンドメイド、工芸作家による作品展示販売、地元のキッチンカーと近隣の飲食店によるフード販売等、約 20 店のブースを配置し、ものづくりの魅力と地域資源を発信する。地元生産者とのコミュニケーションを楽しんでもらうことで、来街者と生産者・事業者の交流を生み出し、中心商店街への来訪機会や滞留を促進し、日常的にぎわい創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	ハンドメイド作品や地元フード等を通じて、地域資源の魅力発信と来街者・出店者の交流を促進し、中心商店街への来街目的や滞留機会を創出することで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-44 【事業名】 やまぐちクリスマスマーケット

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	山口商工会議所、やまぐち地域共創プラットフォーム会議にぎわい創出WG		
【事業内容】	中心商店街を会場として、大学生や地元企業、商店街、地域団体等が連携して開催するクリスマスイベント。会場では、学生団体や地元事業者による、クリスマスにちなんだ飲食・物販ブースの出店をはじめ、大学サークルや地域団体による音楽・ダンスなどのステージイベントを実施。また、大学や企業等による子ども向けの体験型ワークショップやものづくり体験を展開し、多世代が楽しみながら交流できる機会を創出する。中心市街地全体の回遊性向上とにぎわい創出を図るとともに、学生と地域が協働する地域活性化イベントとして実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」 目標2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	「日本で最初にクリスマスを祝った」山口の歴史を生かしたイベントにより、若者や家族連れなど多世代の来街目的と滞留機会を創出し、中心商店街内の移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。また、学生と地域が協働することで、まちなか応援人口も創出し、「中心市街地イベント開催件数」の増加にもつながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-45 【事業名】調査研究支援・読書活動推進事業

【事業実施時期】	昭和48年度～		
【実施主体】	山口県		
【事業内容】	県域図書館として、県民の調査研究及び読書活動推進に資するため、資料提供、調査相談、読書推進行事等を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	県立図書館を活用した文化企画により、亀山周辺ゾーンへの来街目的を創出し、中心商店街との相互移動や滞留を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-46 【事業名】博物館イベント普及事業

【事業実施時期】	昭和25年度～		
【実施主体】	山口県		
【事業内容】	自然・人文・理工等の7分野を有する総合博物館として、県民のニーズに対応した、調査研究、資料収集・整理、展示、教育普及活動等を実施する。なお、まちづくりや観光といったさまざまな分野との連携を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標1「商店街等通行量」 目標2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	県立博物館を活用した教育・文化企画により、亀山周辺ゾーンへの来街目的を創出し、中心商店街との相互移動や滞留を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】7-47 【事業名】美術館まちなか交流事業

【事業実施時期】	昭和54年度～		
【実施主体】	山口県		
【事業内容】	県域美術館として、県民の美術活動推進に資する行事等を実施する。		

活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	県立美術館を活用した文化企画により、亀山周辺ゾーンへの来街目的を創出し、中心商店街との相互移動や滞留を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-48 【事業名】 どうもんフェスティバル

【事業実施時期】	令和 年度～		
【実施主体】	山口道場門前商店街振興組合		
【事業内容】	多くの人々が好む飲食を中心に空き店舗前で市内外の業者が出店し、その場で飲食することで、まちなかへ訪れる機会を創出する。多くの集客と滞留を生み出し、中心商店街の回遊性向上とにぎわい形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人々がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」		
【活性化に資する理由】	カレーライス等の飲食を中心に来街機会を創出し、商店街内の滞留や店舗間移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】 7-49 【事業名】 こめこめフェスティバル

【事業実施時期】	平成 2 6 年度～
【実施主体】	協同組合米屋町振興会
【事業内容】	米屋町商店街のマスコットキャラクターである「こめっ娘」を活用し、秋の連休を中心に様々なイベントを実施することで、まちなかへ訪れる機会を創出する。中心商店街の活性化と認知度アップを図ることで、回遊性向上と継続的ににぎわい形成につなげる。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出 次世代につながるまちなか応援人口の増加
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」 目標 2「中心市街地イベント開催件数」

【活性化に資する理由】	マスコットキャラクターを活用した様々なイベントにより、来街機会を創出し、商店街内の滞留や店舗間移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する公共交通の利便性の増進を図るための事業及び特定事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	
（1）現状分析 本市は、移動手段として自家用車に依存する割合が高く、公共交通機関の利用者数は低い傾向にあります。中心市街地内の南側にはJR山口駅があり、一日平均乗車人員数はほぼ一定数で推移しているものの、中心市街地への来街手段としては自家用車利用が多く、公共交通を活用した来街や回遊を促進していくことが課題となっています。 また、本市の65歳以上人口及びその割合は、平成27年では55,198人、28.0%であったのが、令和2年の国勢調査では56,750人、29.3%となっており、人口・割合ともに増加傾向にあります。今後も高齢化の進展が見込まれる中で、公共交通は、自家用車を運転しない高齢者や子ども等の交通弱者にとって、中心市街地とその周辺、郊外地域を結ぶ重要な移動手段・生活手段としての役割を担う必要があります。 また、アクションプランでは、中心商店街ゾーンと亀山周辺ゾーンをつなぐ人の流れが希薄であり、エリア内の回遊を促進していくことが必要として整理されています。こうした状況を踏まえると、公共交通やシェアサイクル等の多様な移動手段を組み合わせ、山口駅、中心商店街ゾーン、亀山周辺ゾーンを円滑につなぐことで、自家用車に頼らず来街・回遊できる環境を整えることが重要です。 このため、公共交通については、交通弱者の移動を支える生活交通としての機能に加え、中心市街地への来街促進や、商店街、文化施設、行政施設等をつなぐ回遊性の向上に資する都市機能として、体系的な整備と利便性の向上を図っていく必要があります。 （2）公共交通機関の利便性の増進の必要性 上記から、高齢者や障がい者、子どもといった交通弱者が、中心市街地や周辺地域の行きたい場所へ円滑に移動できるよう、公共交通の利便性を高めるとともに、来街者や居住者が目的に応じて多様な移動手段を選択できる環境を整える必要があります。あわせて、山口駅、中心商店街、亀山周辺ゾーン等をつなぐ移動環境の充実により、自家用車に頼らず中心市街地を訪れ、快適に回遊できる仕組みづくりを進めることが重要です。 これらのことから、次の事業は、本計画の目標である「多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出」「次世代につながるまちなか応援人口の増加」「まちなみの再生による持続可能なまちの実現」の3つの視点から、中心市街地へのアクセス性や回遊性を高め、居住者・来街者双方にとって利用しやすいまちなかを形成する上で必要性が高く、基本計画に位置付けます。 （3）フォローアップの考え方 フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善を図ります。	

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業番号】 8-1 【事業名】 シェアサイクル事業

【事業実施時期】	令和 8 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	中心市街地を含む都市機能誘導エリアにシェアサイクルを配置し、山口駅、中心商店街、亀山周辺ゾーンをつなぐ移動手段を充実させることで、来街者の周遊促進とエリア内回遊性の向上につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1 「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	中心市街地を含む都市機能誘導エリアにシェアサイクルを配置し、山口駅、中心商店街、亀山周辺ゾーン間の移動手段を充実させることで、市内の誘客・周遊促進等により、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業番号】 8-2 【事業名】 C・S 赤れんが企画運営事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	C・S 赤れんがのコンパクトで使いやすい空間を活用し、市民文化活動や企画事業を実施することで、地域資源を生かした文化発信と交流機会を創出し、亀山周辺ゾーンの魅力向上と中心市街地への回遊促進につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	C・S 赤れんがを活用した文化企画により、亀山周辺ゾーンへの来街目的を創出し、中心商店街との相互移動や滞留を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域未来交付金		
【支援措置実施時期】	令和 8 年度～	【支援主体】	内閣府

【その他特記事項】	
-----------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】8-3 【事業名】地域脱炭素推進事業

【事業実施時期】	令和 6 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	EV カーシェアリングの実施や、商店街店舗等への太陽光発電・蓄電池・EMS 設備導入を支援し、脱炭素化と事業者の経営基盤強化を図る。環境負荷の少ない移動・商業環境を整え、持続可能な中心市街地の形成につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	未来へ更新し続ける持続可能なまち		
【目標指標】	目標 3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	EV カーシェアリングの実施により環境負荷の少ない移動環境を整え、中心市街地への来街や周遊を促進することで、間接的に「中心商店街に面した建物更新件数」の向上につながるため。		
【支援措置名】	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		
【支援措置実施時期】	令和 6 年度～	【支援主体】	環境省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業番号】8-4 【事業名】電力の地産地消の推進

【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	山口グリーンエネルギー株式会社		
【事業内容】	市清掃工場の廃棄物発電や太陽光発電など、地域で生み出される再生可能エネルギーを地域内で活用し、電力の地産地消を推進する。脱炭素化とエネルギー循環を通じて、持続可能な中心市街地の形成と地域活性化につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	未来へ更新し続ける持続可能なまち		
【目標指標】	目標3「中心商店街に面した建物更新件数」		
【活性化に資する理由】	地域由来の再生可能エネルギーを活用し、EVカーシェアリング等の環境負荷の少ない移動手段の普及を後押しすることで、間接的に「中心商店街に面した建物更新件数」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

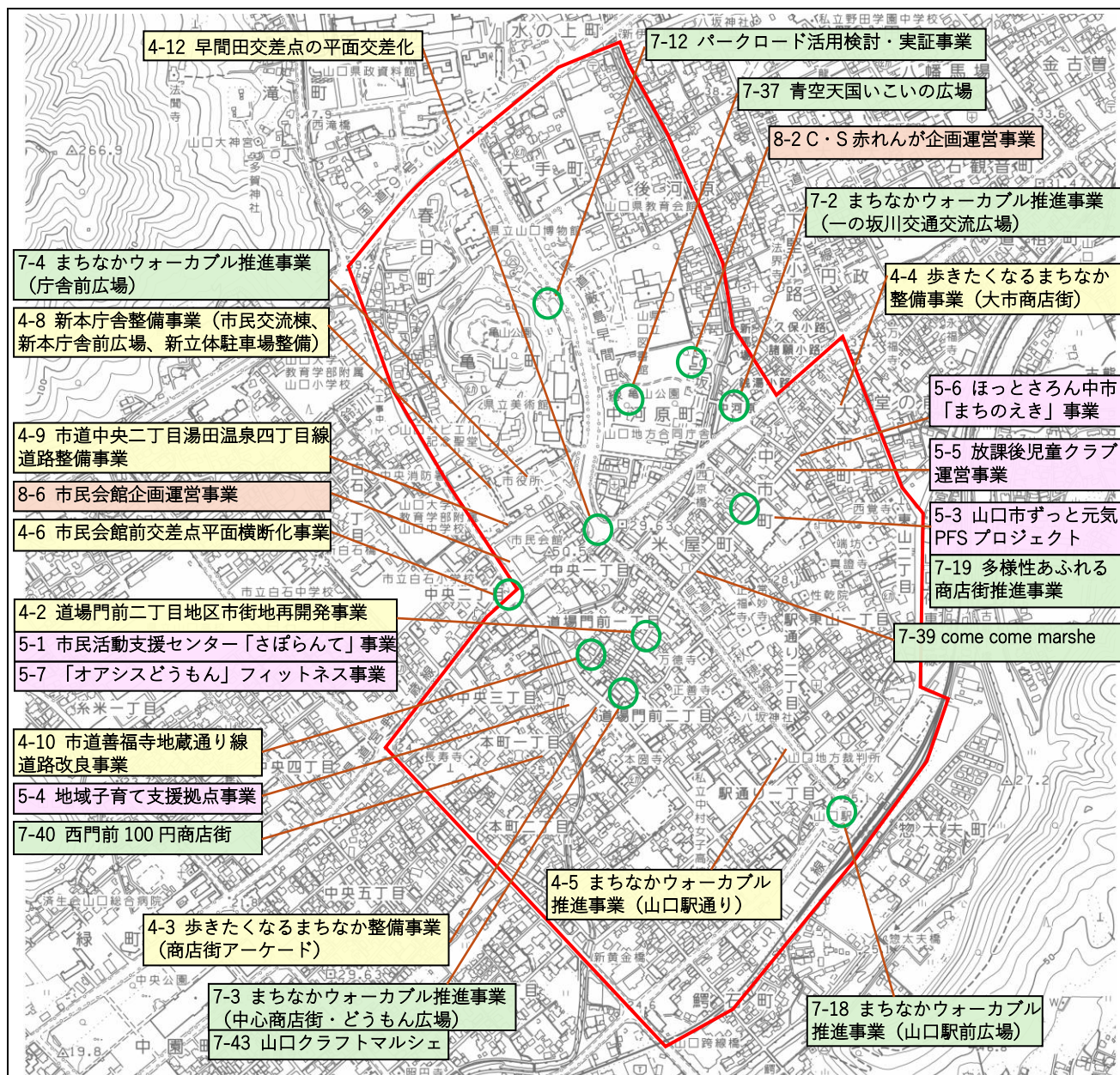
【事業番号】8-5 【事業名】コミュニティバス実証運行事業

【事業実施時期】	平成１７年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	基幹交通を補完するコミュニティバスを実証運行し、山口駅や中心商店街、亀山周辺ゾーンへの移動利便性を高めることで、自家用車に頼らず来街・回遊できる環境を整え、中心市街地の回遊性向上とにぎわい創出につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標１「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	基幹交通を補完するコミュニティバスの運行により、山口駅、中心商店街、亀山周辺ゾーンへの移動利便性を高め、自家用車に頼らない来街や周遊を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業番号】8-6 【事業名】市民会館企画運営事業

【事業実施時期】	平成 17 年度～		
【実施主体】	山口市		
【事業内容】	1,500 席の大ホールを有する市民会館を活用し、質の高い文化事業や市民・団体の発表機会を創出する。文化活動を通じて亀山周辺ゾーンへの来街目的を高め、中心商店街との回遊や交流人口の拡大につなげる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	多くの人がつどう魅力あるまちなかの創出		
【目標指標】	目標 1「商店街等通行量」		
【活性化に資する理由】	市民会館の大ホール等を活用した文化事業により、亀山周辺ゾーンへの来街目的や滞留機会を創出し、中心商店街との相互移動を促すことで、「商店街等通行量」と「回遊率」の向上につながるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



位置を特定できないその他の事業

4-1	みんなのまちづくり会議プロジェクト事業	7-25	中心商店街開業サポートセンター事業
4-7	情報案内板設置事業	7-26	Halloween 仮装パレード事業
4-11	商店街アーケード老朽化対策検討事業	7-27	商店街職場体験事業
5-2	まちなかプレーパーク事業（7-11）	7-28	中心商店街イルミネーション事業
6-1	商業集積・まちなか居住推進事業（7-14）	7-29	中心市街地風物詩事業
6-2	道場門前二丁目地区市街地再開発事業【再掲】	7-30	「日本のクリスマスは山口から」事業
7-1	中心市街地高次都市機能集積促進事業	7-31	山口セタちょうちんまつり
7-5	中心市街地文化回遊プログラム創出事業	7-32	市民総踊り「やまぐちMINAKOI のんた」開催事業
7-6	あきないのまち支援事業	7-33	山口祇園祭
7-7	中心市街地活性化計画推進事業	7-34	山口天神祭
7-8	山口市芸術家育成支援事業	7-35	共通駐車サービス券システム事業
7-9	観光資源活用観光誘客事業（ライトアップ等）	7-36	「山口街中」運営事業
7-10	情報関連産業等誘致促進事業	7-38	結人祭
7-13	コログル公園開設事業	7-41	まちなみの安全性確保支援事業（旧：中心市街地活性化整備事業）
7-15	中心市街地エリアマネジメント事業	7-42	体験博（旧：まちゼミ）
7-16	中心市街地タウンマネジメント事業	7-44	やまぐちクリスマスマーケット
7-17	中心市街地人が集うまちづくり支援事業	7-48	どうもんカレーフェスティバル
7-20	匠のまち創造支援事業補助金	7-49	こめこめフェスティバル
7-21	省CO2設備導入促進事業	8-1	シェアサイクル事業
7-22	ミュージアム・タウン・ヤマグチ推進プロジェクト	8-3	地域脱炭素推進事業
7-23	山口市中心市街地活性化対策資金融資	8-4	電力の地産地消の推進
7-24	山口市大内文化特定地域活性化対策資金	8-5	コミュニティバス実証運行事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

（1）山口市における庁内の推進体制について

1）山口市中心市街地活性化推進会議の設置

第4期中心市街地活性化基本計画の策定・推進にあたり、第3期と同様に「山口市中心市街地活性化推進会議」において、計画策定に加え、策定後の進捗管理も行う組織体制としています。

【推進会議における検討経過】

年月日	会議名・議題等
令和8年 1月28日	第1回推進会議（推進会議・幹事会） ・第4期計画の骨子について ・今後のスケジュールについて
令和8年 6月29日	第2回推進会議幹事会 ・第4期計画想定事業について
令和8年 7月13日	第2回推進会議 ・第4期計画想定事業について
令和8年 月 日	第3回推進会議幹事会 ・第4期計画（案）について
令和8年 月 日	第3回推進会議 ・第4期計画（案）について

【山口市中心市街地活性化推進会議名簿】

区分	所属・役職
会 長	商工振興部長
副会長	商工振興部次長
委 員	総合政策部次長
//	交流創造部次長
//	地域生活部次長
//	環境部次長
//	健康福祉部次長
//	こども未来部次長
//	都市整備部次長
//	都市整備部技術担当次長

【山口市中心市街地活性化推進会議幹事会名簿】

区分	所属・役職
幹事長	中心市街地活性化推進室長
副幹事長	中心市街地活性化推進室次長
幹 事	企画経営課長
//	公民連携推進室長
//	財政課長
//	文化交流課長
//	観光交流課長
//	協働推進課長
//	環境政策課長
//	交通政策課長
//	高齢福祉課長
//	障がい福祉課長
//	こども未来課長
//	ふるさと産業振興課長
//	都市計画課長
//	都市整備課長
//	道路管理課長
//	道路建設課長
//	開発指導課長

（２）山口市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容
山口市議会における、中心市街地の活性化に関しての質問に対し、以下のとおり答弁しています。

【山口市議会における検討経過】

令和７年１２月議会

一般質問

山口市では、第３期中心市街地活性化基本計画に加え、亀山周辺・中心市街地活性化アクションプランや、まちなかウォークアブル推進ビジョンに基づく取組が進められている。中心市街地は居住地として高い可能性を持つ一方、来街者数や回遊率、空き店舗などに課題がある。若者を呼び込む店舗や交流空間の創出、観光客の誘導、駅・商店街・香山公園・湯田温泉を結ぶ回遊性の向上が求められる。第４期計画では、関連計画との整合を図り、にぎわいと観光の相乗効果を生む持続可能な中心市街地を、どのような方向性で実現するのかを問う。

答弁要旨

本市では、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を総合的に推進す

るため、中心市街地活性化基本計画に基づき、官民が連携して各種事業に取り組んできました。第１期計画では、どうもんパークやマルシェ中市の整備、第２期計画では、黄金町地区第一種市街地再開発事業や密集市街地の解消など、商業機能や住環境、防災性の向上につながるハード整備を進めました。

現行の第３期計画では、「まちを、楽しむ。～日常を豊かにするまちづくり～」をテーマに、「居心地が良く歩きたくなるまち」と「多様な人々の心が弾むまち」を基本方針として、アートやクリエイティブを取り入れたソフト事業を展開し、新たな来街機会の創出に取り組んでいます。こうしたハード・ソフト両面の取組により、商店街の営業店舗数はおおむね維持され、中心市街地の居住人口も、平成１８年の３,９６８人から令和６年には４,７７８人に増加しています。また、まちづくりを担う新たな人材やコミュニティも育ち始めています。

一方で、商店街の通行量の減少に見られるにぎわいの低下や、老朽化した建築物の更新など、引き続き対応すべき課題もあります。このため、第４期計画では、これまでに整備してきたハードのストックと、ソフト事業を通じて培われた人材やネットワークを活かしながら、県都の顔にふさわしい中心市街地の魅力をさらに高めていきます。

具体的には、道場門前二丁目地区の再開発をはじめ、民間主導によるまちなみの再生や建築物の更新を促進するとともに、若者や学生など多様な世代を呼び込む商業施設やアミューズメント施設等、新たな都市機能の誘導を図ります。また、「山口市まちなかウォークアブル推進ビジョン」に基づく取組を主要事業として位置付け、居心地が良く歩きたくなる空間の形成や、エリア全体の魅力向上、回遊の促進を図ります。これにより、日常的なにぎわいの創出に加え、市内外からの来街者や観光客を中心市街地へ誘導し、暮らしと観光が相互に高め合うまちづくりを進めます。

さらに、「亀山周辺・中心市街地活性化アクションプラン」や「まちなかウォークアブル推進ビジョン」、山口商工会議所の「やまぐち魅力向上プラン」などと方向性や課題を共有し、関連する取組を第４期計画に積極的に位置付けることで、実効性を確保します。計画区域についても、現在の中心市街地に加え、新本庁舎やパークロード周辺を含むエリアへの拡大を検討し、駅、商店街、新本庁舎、パークロード、香山公園、湯田温泉などを結び、広域的な回遊性の向上につなげます。

今後は、中心市街地活性化協議会を中心に、地域づくり協議会、市民団体、事業者、高校生や大学生などから幅広く意見を伺い、計画を具体化します。中心市街地を歴史、文化、商業、観光、公共サービス等が集積する本市の顔として、市民や事業者、若い世代と将来像を共有し、官民一体となって、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていきます。

令和８年６月議会

一般質問

令和９年３月に終了する第３期中心市街地活性化基本計画に続く第４期計画では、新本庁舎やパークロード周辺への区域拡大、民間主導の再開発、若者を含む官民連携のまちづくりが示されている。これまでのハード整備や多様なソフト事業により居住

人口が増加する一方、通行量の減少、建物の老朽化、新規出店者の定着などの課題も残る。これまでの成果と市民の声を踏まえ、実効性とスピード感のある計画とし、駅、商店街、新本庁舎、パークロード、香山公園、湯田温泉を結ぶ回遊ルートを形成するため、具体的な検討状況と施策を問う。

答弁要旨

本市では現在、第 3 期山口市中心市街地活性化基本計画に基づき、「まちを、楽しむ。～日常を豊かにするまちづくり～」をテーマに、にぎわいの創出や民間事業者との連携など、ソフト・ハード両面から各種事業を進めています。令和 9 年 4 月からの第 4 期計画では、これまで蓄積してきたストックに加え、新本庁舎の整備や民間主導の再開発等を、新たなまちづくりに活かしていきます。

計画区域については、従来の中心商店街ゾーンに加え、山口県庁前の国道 9 号以南を含む亀山周辺ゾーンまで拡大し、行政、教育、文化などの多様な都市機能が集積する、県都にふさわしいエリアとする方向で検討しています。また、「山口市まちなかウォークラブル推進ビジョン」に基づく取組を主要事業に位置付け、エリア内に目的地や居場所となる空間を整備するとともに、それらを結ぶ歩行動線について、安全で快適に歩けるハード整備と、自然に歩きたくなるソフト面の環境整備を進めます。

一の坂川交通交流広場で実施した社会実験では、約 3 週間で延べ 2 千人の来場があり、交流やにぎわい、居場所づくりに加え、観光案内機能としての効果も確認できました。本年度は本格運用を見据え、管理運営の仕組みを検討します。今後整備する新本庁舎前広場についても、新たな目的地や居場所として活用し、パークロード周辺と中心商店街を相互に結ぶ回遊性の向上を検討します。

道場門前二丁目地区の市街地再開発事業については、計画段階から地域貢献や公共的視点が反映されるよう、民間事業者と情報を共有し、助言や必要な支援を行います。新規出店に対しては、「あきないのまち支援事業」により改装費を支援しており、令和 7 年度は 9 件の活用がありました。今後は、若者や学生、子育て世代など、多様な世代を呼び込む商業施設やアミューズメント施設等の都市機能の誘導につながる、新たな支援の在り方を検討します。

若い世代の参画については、百貨店内の「コトサイト」を活用し、中心市街地で実施したい活動や企画の提案を具体化する取組を検討しています。中心商店街を商業活動だけでなく、多様なまちづくり活動の場として活用し、若い世代を中心市街地のファンや応援者として育む活動につなげます。

今後は、中心市街地活性化協議会をはじめ、地域づくり協議会、市民団体、事業者、企業等から幅広く意見を伺い、国の助言も得ながら認定手続きを進めます。最終的な計画案については、市議会への説明やパブリックコメントを行い、令和 9 年 3 月の国の認定を目指します。若い世代を含む多様な主体の参画を得ながら、官民一体で中心市街地の活性化に取り組み、実効性のある第 4 期計画となるよう努めます。

(3) 山口市公共交通委員会

山口市の交通政策を総合的に調査審議し、まちづくりと連動した交通政策を推進することを目的に平成20年に設置されたもので、学識経験者、中国運輸局、交通事業者、関係団体代表、公募市民等で構成されています。

山口市市民交通計画（平成19年9月策定）、第二次山口市市民交通計画（平成30年3月策定・令和6年3月改定）に係る協議並びに実施に係る連絡調整のほか、同計画に基づく事業の実施や、評価、改善等を行っています。

山口市公共交通委員会委員

山口市副市長
学識経験者
山口市自治会連合会
公募市民
国土交通省中国運輸局山口運輸支局
国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
山口県観光スポーツ文化部交通政策課
山口県警察本部
山口県防府土木建築事務所
西日本旅客鉄道株式会社
山口市社会福祉協議会
山口商工会議所
一般乗用旅客自動車運送事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者
その他委員長が必要と認める者

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 山口市中心市街地活性化協議会の概要

1) 組織の概要

山口商工会議所と株式会社街づくり山口が中心となり、平成18年9月25日に山口市中心市街地活性化協議会を設立しており、山口市中心市街地活性化協議会の構成員、規約、会議録については、事務局である山口商工会議所ホームページにて公表し、会議は原則公開としています。現在の協議会の構成は、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者、経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者を含む18者で構成されています。

協議については、全会員出席の全体会議と下部組織の運営幹事会があり、必要に応じて専門部会を設置して協議することとしています。

2) 協議会の役割

協議会の役割は、基本計画の作成段階、認定後及び実施に関して必要な事項やその他

中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議し、市に対して意見を述べることもできるとともに、特定民間中心市街地活性化事業計画に係る協議を行い、各プロジェクトの進捗状況や評価等について協議し、新たな施策の方向性等を提言することとしています。

平成18年に設立されて以降、継続的に協議を重ねられており、第4期山口市中心市街地活性化基本計画に定める事項に関しては、令和8年7月24日に山口市に対して意見書が提出されました。

- ・ 中心市街地の活性化に関する法律第15条第3項の規定への適合

山口市中心市街地活性化協議会の内容については、事務局となっている山口商工会議所のホームページにおいて、規約、構成員、会議録を公表しています。

山口市中心市街地活性化協議会のホームページ URL

<http://www.yamacci.or.jp/oshirase/chushinshigaichi/index.html>

- ・ 中心市街地の活性化に関する法律第15条第4項、第5項の規定への適合

山口市中心市街地活性化協議会への新たな参加の申し出については、これを拒まず、現構成員としております。

3) タウンマネージャーの設置

協議会において、平成23年からタウンマネージャーを設置しています。

タウンマネージャーは、関係者間の意見調整を円滑に進め、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担い、協議会、行政等と一体となって中心市街地の活性化にあたることとしています。

(2) 山口市中心市街地活性化協議会による意見書（令和8年7月24日）

第4期山口市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

1. はじめに

近年、郊外型商業施設の立地や電子商取引の普及、消費行動の多様化等により、全国の中心市街地では、商業機能のみならず、人々が集い交流する場としてのコミュニティ機能の役割維持が大きな課題となっている。山口市の中心市街地においても、同様の社会経済情勢の変化を受けながら、商店街をはじめとする既存ストックを生かした活性化の取組が求められている。

山口市では、これまで第1期から第3期までの中心市街地活性化基本計画に基づき、空き店舗対策、まちなか居住の促進、公共空間の整備、商店街のにぎわい創出等に取り組んできた。これらの取組により、中心商店街の空き店舗数の減少や営業店舗数の維持・増加、中心市街地人口の維持など、一定の成果が見られる。一方で、商店街等通行量については、依然として大きな回復には至っておらず、人口減少、消費行動の変化、電子商取引の定着等を背景に、中心市街地を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にある。

こうした中、第4期山口市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「第4期計画（案）」という。）は、第3期計画までの成果と課題を踏まえ、まちなかウォークブルの推進、

老朽化した建物や空き物件への対応、中心商店街の魅力向上、若者や多様な主体の参画促進等を一体的に進めようとするものである。本協議会としては、これまでの協議会における討議や関係団体等との意見交換を踏まえ、次のとおり意見を述べるものである。

2. 本協議会の意見

第4期計画（案）については、第1期計画から第3期計画までを通じて形成されてきた都市ストックや取組の成果を生かしつつ、中心市街地の将来像に向けて必要と考えられる施策が盛り込まれており、総じて評価できる内容となっている。

なお、以下に掲げる本協議会の意見の一部については、今後、各施策の実行段階において本協議会でも議論を深め、事業化に向けた調整が整った場合には、第4期計画（案）の変更をして盛り込むなど、柔軟な対応をお願いしたい。

（1）中心市街地の地理的優位性を生かした取組と市民への広報広聴について

中心市街地は、室町時代に大内氏がまちづくりを行ったことに始まり、戦災を免れながら、行政、商業、文化、交通等の機能を蓄積してきた本市の中心的な区域である。また、地形的要因に加え、これまでに河川改修等の水害対策を講じてきたことから災害に強いまちづくりが進められてきた。現在においては、コンパクトシティ化やBCPを図る観点において、災害に強く誰もが安心して過ごせるまちづくりを進めることは、中心市街地の発展に必要不可欠である。

このような特性を踏まえ、洪水の浸水リスクが低い区域を有する中心市街地の地理的優位性を生かし、居住、商業、業務、交流機能の維持・集積を図るとともに、市民等に対して、山口都市核の発展には中心市街地活性化が重要であることを改めて周知し、広く理解と参画を促していただきたい。

（2）ウォーカブル推進都市の実現について

第4期計画（案）において、まちなかウォーカブルの推進が掲げられていることについて、その実現に向けて大いに期待している。中心市街地の魅力向上には、商業・業務機能の充実に加え、歩きやすく、滞在しやすく、誰もが安心して利用できる都市空間の形成が不可欠である。

そのため、自然環境の保全に努めるとともに、山口駅通りや大市商店街などにおける道路の修景整備、バリアフリー化、通行危険箇所の改善、休憩・滞留空間の確保等を着実に進め、中心市街地を訪れる全ての人が快適に過ごせるウォーカブル推進都市の実現に向け、本協議会とも継続的に議論を進めていただきたい。

（3）ゾーン連携、交通アクセスについて

山口都市核の発展において、令和10年度に完成予定とされている新本庁舎の周辺整備事業を契機として中心市街地エリアを拡大したことは、中心市街地の魅力向上につながる評価すべき点である。今後は、さらに大内文化ゾーン（大殿地区）との連携を深めるため、これらのエリアをつなぐ県道204号線早間田交差点や西京

橋交差点等における歩行者動線の改善、平面交差化、回遊性の向上を図ることが重要である。

また、広域的な集客に対応するため、新山口駅や市内の拠点となるエリアとの誘客相互連携を視野に、マイカーや公共交通により、だれもが来街しやすい中心市街地を目指すための、民間主導によるフリンジ駐車場の整備、及び新たな移動手段の活用による利便性向上につながる取組についても検討を進めていくべきと考える。

(4) 空き物件や低未利用地の活用、建物老朽化対策について

中心市街地内にある空き家、空き店舗、低未利用地、老朽建築物への対応は、商業の活性化、防災性の向上、まちなみの連続性確保の観点から重要である。特に、建物の老朽化対策やリノベーション、既存ストックの有効活用は、中心市街地の魅力を高め、民間投資を呼び込む基盤となるものであり、大いに期待するところである。

整備に当たっては、単なる除却や一時的な利用にとどまらず、将来にわたって活用されることを見据え、行政、地権者、商店街、まちづくり事業者等が十分に連携しながら、周辺街区や公共空間との一体性に配慮した事業実施に留意いただきたい。

(5) 商機能の活性化や担い手の育成について

これまでの計画事業等により中心市街地の居住人口は一定程度維持・増加しており、中心商店街の空き店舗数の減少や営業店舗数の維持にも一定の成果が見られる。一方で、商店街等通行量は依然として厳しい状況にあり、イベント時の一過性のにぎわいに加えて、日常的な来街や滞留につながる商機能の維持・強化が重要である。

中心商店街の東西2核を中心としたにぎわい創出、魅力ある店舗・サービスの集積、既存店舗の営業力強化、廃業に伴う事業承継・担い手育成への取組、建物の老朽化対策など、中心市街地全体の発展に向けて引き続き支援いただきたい。

また、本市が有する学生が多いという特性を最大限に生かし、大学生等やUJIターンで開業する若者を、中心市街地のプレイヤーとして巻き込むためにも、インキュベーション（創業支援）機能やチャレンジ空間の創出についても、引き続き検討いただきたい。

3. おわりに

中心市街地に限らず、近年の社会情勢は、AIの活用やDXの推進、働き方・暮らし方の変化、人口減少や高齢化の進展など、大きく変化している。こうした中で、中心市街地には、商業や居住の場としてだけでなく、文化、学び、交流、挑戦を生み出す場としての役割が一層求められている。

その中で、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、中心市街地の果たすべき役割を見直し、あるべき姿を市民と共有した上で、実効性のあるまちづくりを進めていくよう努めていただきたい。

(3) 構成員、開催状況、規約に関する資料

1) 山口市中心市街地活性化協議会構成員について

山口市中心市街地活性化協議会構成員

No.	構成員団体名	協議会委員
1	山口商工会議所	会頭
2	山口商工会議所	副会頭
3	山口商工会議所	専務理事
4	株式会社街づくり山口	代表取締役社長
5	山口市商店街連合会	会長
6	道場門前商店街振興組合	理事長
7	中市商店街振興組合	理事長
8	協同組合米屋町振興会	理事長
9	山口市住宅市街地整備推進協議会	副会長
10	山口市	山口市都市整備部長
11	山口市	山口市商工振興部長
12	山口銀行山口支店	専務執行役員 山口支店長
13	山口大学大学院	創成科学研究科 教授
14	NPO法人山口まちづくりセンター	センター長
15	西日本旅客鉄道株式会社山口管理駅	管理駅長
16	山口市消費者団体連絡会	会長
17	株式会社山口井筒屋	代表取締役社長
18	生活協同組合コープやまぐち	理事長
(オブザーバー)		
1	山口県	山口県土木建築部都市計画課長
2	山口県	山口県産業労働部経営金融課長
3	山口県山口警察署	山口県山口警察署長

※令和8年7月末現在

2) 開催状況について

山口市中心市街地活性化協議会開催状況

○全体会議

年月日	議題
令和8年 2月12日	・第4期山口市中心市街地活性化基本計画骨子（案）
令和8年 5月22日	・第3期中心市街地活性化基本計画のフォローアップ報告
令和8年 7月 9日	・第4期山口市中心市街地活性化基本計画（案）

○運営幹事会

年月日	議題
令和8年 1月20日	・第4期山口市中心市街地活性化基本計画骨子（案）
令和8年 7月17日	・第4期山口市中心市街地活性化基本計画（案）

3) 規約について

山口市中心市街地活性化協議会規約

（協議会の設置）

第1条 山口商工会議所及び株式会社街づくり山口は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名 称）

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、山口市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第3条 協議会は、事務所を山口県山口市中市町1番10号に置く。

（目 的）

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係る協議、並びに調査、研究、及び調整活動を行うことを目的とする。

- （1）法第9条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に関し必要な事項
- （2）法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という。）及び認定基本計画の実施に関し必要な事項
- （3）法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

（協議会の構成）

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- （1）山口商工会議所
- （2）株式会社街づくり山口
- （3）山口市
- （4）法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- （5）前号各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。

3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長、副会長、幹事、監事及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第7条 会長は、山口商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 会長及び副会長は、非常勤とする。

（幹事）

第7条の2 協議会の幹事は、会員の中から会長が委嘱する。

（委員）

第8条 委員は、第5条第1項各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

2 委員は非常勤とする。

（オブザーバー）

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

（会議の種類）

第10条 会議の種類は、次のとおりとする。

（1）全体会議

（2）運営幹事会

（3）専門部会

（全体会議）

第10条の2 全体会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

全体会議は、会員の参加により毎年1回以上開催し、基本計画の策定、変更に関する協議、各基本計画事業の実施報告、新規事業の説明等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第11条 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の3分の2以上の多数により決する。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（運営幹事会）

第11条の2 運営幹事会は、適宜開催し、基本計画記載事業又は基本計画への記載を予定する事業について、専門部会の設置検討、連絡調整、活動報告、その他必要と認める事項を審議し、全体会議に報告する。

- 2 運営幹事会は、幹事をもって構成する。
- 3 運営幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 運営幹事会の長は、協議会の副会長が兼務する。
- 5 運営幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 運営幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 必要に応じて、運営幹事会に関係者の出席を求めることができる。

（協議結果の尊重）

第12条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

（タウンマネージャーの設置）

第13条 協議会は、意見調整を円滑に進め、認定基本計画等を実施するために先導的な役割を担うタウンマネージャーを設置することができる。

（タウンマネージャーの責務）

第14条 タウンマネージャーは、次の責務を負う。

- （1）認定基本計画の実現に向けた意見調整等の活動を行う。
- （2）認定特定民間中心市街地活性化事業計画の作成、実施のための各種支援を行う。
- （3）その他中心市街地の活性化に関し必要な活動を行う。

（専門部会の設置）

第15条 協議会は、その目的の実現のために協議する内容ごとに専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第16条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、山口商工会議所が処理する。

（経費の負担）

第17条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、負担金及び補助金その他の収入により負担するものとする。

（協議会の監査）

第18条 協議会の出納を監査するため、監事2人を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は、非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第19条 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（費用弁償等）

第20条 会長、副会長、監事及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定による費用弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

（会計年度）

第21条 協議会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（解散の場合の措置）

第22条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、山口商工会議所がこれを清算する。

（委任）

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（規約の改正）

第24条 この規約は、必要に応じて協議会において改正することが出来るものとする。

附 則

1. この規約は、平成18年9月25日から施行する。
2. 第16条第2項の改正規定は、平成21年12月1日から施行する。
3. 第16条第2項の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
4. 第6条、第7条の2、第10条、第10条の2、第11条の2の改正規定は、平成24年8月30日から施行する。

山口市中心市街地活性化協議会専門部会規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、山口市中心市街地活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、山口市中心市街地活性化協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 専門部会は、山口市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会への提案事項の調査研究及び調整に関する事項
- （2）中心市街地の活性化に関する課題、問題点の把握とその解決に関する事項
- （3）その他中心市街地の活性化に関する事項

（組 織）

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会長は、協議会構成員の中から協議会会長が指名する者をもって充てる。

2 副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委 員）

第5条 委員は、協議会構成員の中から会長が指名する者及びその他会長が必要と認める者をもって充てる。

(会 議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という）は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、専門部会を主催し、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて会議に関係者等の出席を求めることができる。

(報 告)

第7条 部会長は、専門部会の協議の経過及び結果について会長及び協議会に報告しなければならない。

(庶 務)

第8条 専門部会の庶務は、山口商工会議所において処理する。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が会長と協議の上、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成18年9月25日から施行する。

2. 第8条の規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。

3. 第8条の規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

1) 山口市の中心市街地に関するアンケート調査

中心市街地の活性化に向け、市民の視点から中心市街地の満足度・意向等を把握するため、令和7年9月から10月にかけて山口市の中心市街地に関するアンケート調査を行い、基本計画への反映又は参考としました。

2) 山口市のまちなか（中心市街地）居住者アンケート調査

中心市街地の活性化に向け、居住者の視点から中心市街地の満足度・意向等を把握するため、令和7年9月から10月にかけて山口市まちなか（中心市街地）居住者アンケート調査を行い、基本計画への反映又は参考としました。

3) 住民自治会等への説明会

中心市街地内の住民自治会等を対象とした第4期計画（案）等の説明会を開催し、基本計画に位置付ける取組の進め方等を説明しました。自治会等からいただいた意見は、基本計画への反映又は参考としました。

4) 基本計画案に対する市民意見

地域住民の中心市街地に対する意識を把握するため、「第4期山口市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を令和8年9月14日から10月16日までの約1か月間実施しました。（予定）

(2) 地域ぐるみでの取組状況

基本計画に基づく各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、公民の役割分担を明確にした上で、各事業準備段階から関係者の連携を図ることが不可欠です。まちづくりの主体は地域住民ですが、中心市街地活性化に資する事業に対し、市として必要な助言及び支援措置を適時的確に行っていくこととします。

1) ほたるを守る活動

一の坂川のホタルも地域のまちづくりによって支えられています。大殿ホタルを守る会は、ゲンジボタルの養殖・放流、地域住民によるホタル発生状況調査、住民・大殿小学校の児童らと協働した河川清掃、ほたる鑑賞の夕べなどにも参加されるなど活発に活動されています。



2) てとてと

中心商店街内の空き店舗を活用して、子育てに関する情報提供、子育てに関する不安や疑問などの相談対応、親子で参加できる講座や子育て講習なども実施しています。



3) さぽらんて

中心商店街内の空き店舗を活用して、市民活動の参加へのきっかけづくりと活動支援を行う拠点として、市民活動支援センター「さぽらんて」を設置しています。各種イベントや講座の実施、市民団体の活動紹介、相談コーナー、会議室の提供などを行い、市民と行政が協働して地域社会の発展を目指す活動を続けています。



4) 山口情報芸術センター（YCAM）

平成15年に開館した施設で、アート、パフォーミングアーツのオリジナル作品を制作、発表しています。

高度な技術力と、多様な表現に対応する応用力、アーティストの感性を結びつける独自のプロダクションを通じ、新しい芸術表現の可能性を追求しています。



活動理念を「ともにつくり、ともに学ぶ」とし、幅広いアプローチと、その過程で生み出される表現や学びの発信に取り組んでいます。



5) サークルセブン

サークルセブンは商店街の若手経営者等の有志の団体で、地域の学生と連携し、市民の方に商店街で楽しい思い出をたくさん作ってもらい、商店街に愛着を持ってもらえるように市民参加型イベントを多数企画・実施し、定期的に商店街清掃活動等を行っています。



10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

〔１〕都市機能の集積の促進の考え方

（１）中心市街地への都市機能の集積のための方針

１）旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第５条に基づく市町村建設計画

１市１町合併協議会が、平成２２年１月に策定した「新県都のまちづくり計画」（新市建設計画）において、広域県央中核都市の創造のため、山口都市核機能強化プロジェクトとして中心市街地の活性化を位置付けています。

山口都市核については、行政、文化、商業等の機能強化を通じて多様な人々の文化的、都市的生活を支えることのできる文化交流拠点を形成していくこととしており、湯田温泉や山口情報芸術センター、大内文化といった資源とあいまって、都市と自然が調和した質の高い都市空間を構築していくこととしています。

２）第二次山口市総合計画（平成３０年度～令和９年度）

「豊かな暮らし 交流と創造のまち 山口～これが私のふるさとだ～」をめざすまちの姿とし、「広域県央中核都市づくり」と「個性と安心の２１地域づくり」を政策の柱に、多様な個性を有する各地域が主体的に連携し、多様な「人・モノ・資金・情報」が活発に交流することで、更なる価値創造や経済循環を図るまちづくりを進めています。

また、第二次山口市総合計画後期基本計画（令和５年度～令和９年度）において、県都としての役割を果たす中で、山口・小郡の都市核づくりを進め、高次の都市機能を集積し、サービス業の振興等を図ることとしております。あわせて、広域交通網や都市間ネットワークの形成を進め、市内や山口県央連携都市圏域等に対して高次の都市機能を提供することで、あらゆる地域に安心して住み続けられる魅力的で躍動感あふれる広域県央中核都市づくりを進め、広域的な経済活力や交流を創出することを重点プロジェクトに位置付けています。

３）山口市都市計画マスタープラン（平成２４年３月策定：令和２年３月改定）

将来にわたり市民が心豊かに暮らし続けることができる都市を構築するため、「豊かな暮らし 交流と創造のまち 山口」を目指すべき将来都市像とし、将来都市構造を「重層的集約型環境共生都市」として、現在の土地利用や都市機能等の配置などに配慮しながら都市づくりを進めています。中心市街地とその周辺エリアについては、広域交流の拠点として、既存ストックの活用とさらなる高次都市機能の集積・誘導、都市基盤施設の優先的整備により、広域的に求心力や拠点性の高い市街地整備を推進し、都市活力をけん引する原動力として中心的な役割を担う拠点の形成を図ることとしております。

４）山口市都市核づくりビジョン（令和４年３月策定）（再掲）

山口都市核は、行政、文化、教育、商業、観光、医療等の都市機能や既存ストック、地域資源などを有しており、そうした特性等を更に伸ばしていくことで、住む人、訪れる人、働く人、学ぶ人など、多様な人々を惹きつけ、質の高い時間消費を可能とする都市空間を

形成するとしています。

特に、亀山周辺・中心商店街ゾーンにおいては、中心商店街ゾーンの十字型の「賑わい交流軸」の東西南北の核である4つの拠点（山口井筒屋・マルシェ中市、コープことどうもん、山口駅、山口市役所）の機能強化を図り、この軸を中心に賑わいの創出を図るとともに、亀山周辺ゾーンにおける行政、文化、教育等の都市機能の維持・集積を図ることとしています。

（２）郊外での開発を抑制し中心市街地への都市機能集積を図るための措置

１）準工業地域における大規模集客施設の立地制限

本市では床面積の合計が10,000㎡を超える大規模集客施設の郊外立地を規制するため、準工業地域において特別用途地区を活用し、立地を規制しています。

２）白地地域の立地制限

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域、いわゆる『白地地域』に「特定用途制限地域」を定め、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超える建築物の立地を制限しています。

３）大規模小売店舗立地法の特例措置による商業集積

中心市街地の商業集積を図るために、平成19年4月10日、山口市道場門前において大規模小売店舗立地法の特例区域を指定し、大型店の出店に係る手続きを緩和する特例措置を適用しました。

◆適用区域

どうもんパーク（約0.3ha）

〔２〕都市計画手法の活用

中心市街地における都市機能の集積や適切な立地誘導を図るため、優先的、計画的な都市基盤整備や本市の実情等に応じた土地利用誘導策を活用していくこととします。

本市では、前述のとおり都市構造に大きな影響を及ぼすことが考えられる床面積の合計が10,000㎡を超える大規模集客施設の立地について、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりの必要性を踏まえて都市の秩序ある整備を図るため、住民の合意形成のもと、準工業地域においては特別用途地区を活用して立地を規制しています。

また、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域、いわゆる『白地地域』に「特定用途制限地域」を定め、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超える建築物の立地を規制しています。

〔３〕都市機能の集積のための事業等

（１）中心市街地における大規模建築物などの既存ストックの現況

中心市街地においては、既存の大規模小売店舗の撤退が見られ、平成１０年以降ダイエー山口店、丸信（アルビ）中市店が閉店していましたが、第１期計画に位置付けた東西核の事業により新たに複合商業施設として再生しています。

丸信中市店（アルビ）跡地は、アルビ跡地事業において生鮮食料品を中心にした店舗等を東の核の一つとして整備しています。ダイエー山口店跡（どうもんビル）は、スーパーや診療所等を西の核として整備しています。整備された東西核の施設を繋ぐ東西軸及び南北の軸線である中心商店街内の空き店舗の対策を講じることで、これまで限定的だった効果を伸ばしていく必要があります。

中心市街地における大規模建築物等の既存ストック概要

旧施設名	敷地面積	店舗面積	経過年数	新施設名	店舗面積
ダイエー山口店 （どうもんビル）	約 2,141 ㎡	3,693 ㎡	平成10年6月閉店 平成13年4月から テナントビルとして 開店	どうもんパーク （平成19年 12月開店）	1,411 ㎡
丸信中市店 （アルビ）	約 2,914 ㎡	解体前 3,490 ㎡	平成12年12月閉店	マルシェ中市 （平成23年4 月開店）	1,088 ㎡

（２）本市における行政機関、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設などの都市福利施設の立地状況

中心市街地及び周辺の主な都市福利施設の概要

種別	施設名	所在	所在エリア
公共機関	山口市役所山口総合支所	亀山町	中心市街地
公共機関	山口県庁	滝町	中心市街地周辺
公共機関	山口地方合同庁舎	中河原町	中心市街地
公共機関	山口地方裁判所	駅通り1丁目	中心市街地
公共機関	山口中央郵便局	中央1丁目	中心市街地
公共機関	山口県警察本部	滝町	中心市街地周辺
公共機関	山口警察署	吉敷下東4丁目	中心市街地外
公共機関	白石地域交流センター	本町1丁目	中心市街地
公共機関	大殿地域交流センター	大殿大路	中心市街地周辺
文化施設	山口市民会館	中央2丁目	中心市街地
文化施設	山口市立中央図書館	中園町（山口情報芸術セン ターと一体）	中心市街地周辺

文化施設	山口県立山口図書館	後河原	中心市街地
文化施設	山口県立山口博物館	春日町	中心市街地
文化施設	山口県立美術館	亀山町	中心市街地
文化施設	クリエイティブスペース 赤れんが	中河原町	中心市街地
文化施設	山口情報芸術センター	中園町	中心市街地周辺
文化施設	中原中也記念館	湯田温泉 1 丁目	中心市街地周辺
文化施設	ニューメディアプラザ山口	熊野町	中心市街地周辺
スポーツ 施設	やまぐちリフレッシュパーク	大内長野	中心市街地外
スポーツ 施設	山口県維新百年記念公園	維新公園 4 丁目	中心市街地外
スポーツ 施設	山口市スポーツの森	宮野上	中心市街地外
医療機関	山口赤十字病院	八幡馬場	中心市街地周辺
医療機関	済生会山口病院	緑町	中心市街地周辺
医療機関	山口市休日・夜間急病診療所	糸米 2 丁目	中心市街地周辺
医療機関	山口病院	駅通り 2 丁目	中心市街地
福祉施設	特別養護老人ホーム福寿園	朝倉町	中心市街地外
福祉施設	山口市保健センター	糸米 2 丁目	中心市街地周辺
福祉施設	山口市社会福祉協議会	上豎小路	中心市街地周辺
公益施設	山口県総合保健会館	吉敷下東 3 丁目	中心市街地外
教育施設	国立大学法人山口大学	吉田	中心市街地外
教育施設	公立大学法人山口県立大学	桜畠 3 丁目	中心市街地外
教育施設	山口県立山口高等学校	糸米 1 丁目	中心市街地周辺
教育施設	山口県立山口中央高等学校	宮島町	中心市街地外
教育施設	山口県立西京高等学校	黒川	中心市街地外
教育施設	野田学園高等学校（私立）	野田	中心市街地周辺
教育施設	山口中村学園高等学校（私立）	駅通り 1 丁目	中心市街地

(3) 本市の大規模集客施設の立地状況

本市の店舗面積 10,000㎡を超える大規模集客施設の概要は、以下の通りです。

大規模小売店舗の 名称	所在地	開店日	店舗面積 (㎡)	小売業者の概要	用途地域
山口井筒屋山口店	中市町	S 8. 6	19,439	百貨店	商業地域
ザ・ビッグ大内店	大内長野	H8. 11. 22	11,017	ディスカウント ストアー	準住居地域
ゆめタウン山口	大内御堀	H9. 3. 2	24,670	ショッピングセ ンター	準工業地域
フジグラン山口	黒川	H12. 9. 21	12,283	スーパー	無指定
ハイパーモールメ ルクス山口	黒川	H12. 9. 21	11,263	〃	無指定
阿知須ショッピン グセンター (サンパークあじ す)	阿知須	H8. 3. 20	20,152	〃	近隣商業地域

※山口井筒屋の開店日は旧経営店舗「ちまきや」の日付、店舗面積は第4期計画策定時点で把握しているもの

資料：ふるさと産業振興課

本市の大規模集客施設のうち、6件中1件が準工業地域に立地しています。

[4] その他の事項

都市機能の集積にあたっては、以下に示す事業を進めます。これらの事業を一体的に進め、相乗的な事業効果により中心市街地の活性化を図ります。

◆都市機能の集積のための事業

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・道場門前二丁目地区における市街地再開発事業
- ・歩きたくなるまちなか整備事業（商店街アーケード）
- ・歩きたくなるまちなか整備事業（大市商店街）
- ・市民会館前交差点改良事業
- ・新本庁舎整備事業（市民交流棟、新本庁舎前広場、新駐車場整備）

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・ほっとさろん中市「まちなかのえき」事業
- ・市民活動支援センター「さぽらんて」事業
- ・「オアシスどうもん」フィットネスクラブ事業

6. 居住環境の向上のための事業

- ・道場門前二丁目地区における市街地再開発事業（再掲）

7. 商業の活性化のための事業

- ・あきないのまち支援事業

8. 4 から 7 までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・シェアサイクル事業
- ・コミュニティバス実証運行事業

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

〔１〕都市計画等との調和

（１）市町村の合併の特例に関する法律第３条に基づく市町村建設計画との整合

１市１町合併協議会が、平成２２年１月に策定した「新県都のまちづくり計画」（新市建設計画）において、広域県央中核都市の創造のため、山口都市核機能強化プロジェクトとして中心市街地の活性化を位置付けています。

山口都市核については、行政、文化、商業等の機能強化を通じて多様な人々の文化的、都市的生活を支えることのできる文化交流拠点形成していくこととしており、湯田温泉や山口情報芸術センター、大内文化といった資源とあいまって、都市と自然が調和した質の高い都市空間を構築していくこととしています。

（２）第二次山口市総合計画との整合（平成３０年度～令和９年度）

「豊かな暮らし 交流と創造のまち 山口～これが私のふるさとだ～」をめざすまちの姿とし、「広域県央中核都市づくり」と「個性と安心の２１地域づくり」を政策の柱に、多様な個性を有する各地域が主体的に連携し、多様な「人・モノ・資金・情報」が活発に交流することで、更なる価値創造や経済循環を図るまちづくりを進めています。

また、前期基本計画（平成３０年度～令和４年度）では、施策体系を「子育て・健康福祉」、「教育・文化・スポーツ」、「安全安心・環境・都市」、「産業・観光」、「協働・行政」の５つの「政策グループ」に分け、施策別計画の推進にあたって、横断的に、重点的に対応すべき取組を、将来都市像の実現に向けた８つの重点プロジェクトとして構築し、効果的に事業を展開しています。

（３）山口市都市計画マスタープランとの整合（令和２年３月改定）

将来にわたり市民が心豊かに暮らし続けることができる都市を構築するため、「豊かな暮らし 交流と創造のまち 山口」を目指すべき将来都市像とし、将来都市構造を「重層的集約型環境共生都市」として、現在の土地利用や都市機能等の配置などに配慮しながら都市づくりを進めています。

中心市街地とその周辺エリアについては、広域交流の拠点として、既存ストックの活用とさらなる高次都市機能の集積・誘導、都市基盤施設の優先的整備により、広域的に求心力や拠点性の高い市街地整備を推進し、都市活力をけん引する原動力として中心的な役割を担う拠点の形成を図ることとしています。

（４）山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画（令和７年４月改定）との整合

「重層的集約型環境共生都市」を目指し、「都市活動や市民生活を支える都市機能の集積を図る都市核の形成」「誰もが利用しやすい、公共交通を主体とした持続可能なネットワークの確保」「安全・安心に暮らせる都市づくりの推進」を基本方針としています。「山口都市機能誘導エリア」「小郡都市機能誘導エリア」の２つの都市機能誘導エリアを設定し、「山口都市機能誘導エリア」の中心商店街ゾーンには行政、教育、商業・

サービス機能を集積すべきとしています。

(5) 山口・小郡都市核づくりマスタープラン（平成20年8月策定）との整合

「広域県央中核都市」の実現に向け、山口・小郡両都市核の基本的な方向性や整備計画等を明らかにするものです。山口都市核内における中心市街地については、にぎわいを創出し、拠点性の向上を図っていくこととしており、隣接する亀山周辺ゾーンと一体的なまちづくりを進めることとしています。

〔2〕その他の事項

(1) 第4次山口市定住自立圏矯正ビジョン（令和8年3月策定）

定住自立圏とは、安心して暮らせる地域を全国の各地方に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するための構想であり、圏域の中心となる「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用し、その集約とネットワーク化により相互に役割分担し、定住の受け皿となる自立した生活圏域の形成を進めるものです。

山口市は、平成22年8月に「山口市定住自立圏」の構築を掲げ、広域県央中核都市として中心市宣言を行い、同年9月、山口市定住自立圏形成方針を策定しました。「山口市定住自立圏」の圏域は、旧山口市を中心とする合併前の旧1市5町です。平成23年3月に山口市定住自立圏共生ビジョンを、平成28年3月に第2次山口市定住自立圏共生ビジョンを策定しました。平成28年度から令和2年度（2020年度）までの5年間で医療、福祉、産業、交通など各分野において取り組む101事業を掲げています。このうち、形成方針「広域的視点に立った経済基盤の構築」に基づき、中心市街地活性化に資する事業に取り組むこととしています。

(2) 山口県央連携都市圏域ビジョン（平成29年3月策定）

本圏域のこれまでの広域的な連携を踏まえ、交流人口や雇用を創出する取組などを総合的に進めることにより、将来にわたる経済成長を図り、個性と活力に満ちた圏域の形成につなげていくための中長期的な「圏域が目指す将来像」を示すと同時に、その実現に向けて圏域の市町が取り組む具体的な施策をとりまとめたものです。

圏域が目指す将来像を「互いに個性と魅力を高め、交流や雇用が生まれ、あらゆる地域に定住できる連携都市圏域」とし、各市町が有する豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業、人材などの個性と魅力を磨き上げ、圏域内の「人・モノ・資金・情報」が圏域内で循環し、圏域外からの「人・モノ・資金・情報」を圏域内に呼び込むことが可能となるよう、互いの連携のもとで、更なる交流や雇用を創出していく取組を進め、地域経済を持続可能なものとする中で、圏域内のあらゆる地域に安心して住み続けられる、そして住んでみたいと思える価値ある圏域づくりを実現していきます。

○連携中枢都市圏を構成する市町の名称

山口県 山口市（連携中枢都市）、宇部市（連携中枢都市） 萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、島根県 津和野町

（３）山口市文化創造ビジョン（令和２年３月策定）

「個が耀き 次世代が芽吹く 創造文化都市 ～その先の文化と暮らしを育むまち～」を目指すまちの姿に掲げ、新しい時代を支える人材の育成や文化的営みによる新たな価値とライフスタイルの創造に取り組むほか、地域の文化や特色を生かした地域づくりを促進し、地域の誇りと愛着の醸成、文化芸術が生み出すその先の価値の創出を目指して、文化芸術の創造性を他分野へ活用した好循環・好影響のまちづくりに重点的に取り組んでいくこととしました。

にぎわい創出に向けた文化的価値の向上を目指す方策のひとつとして、中心商店街との連携を掲げています。

（４）第２期山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年３月策定）

第二次山口市総合計画前期基本計画における８つの重点プロジェクトを移住・定住の促進や少子化対策などの視点から再構築した上で、国や県の第２期総合戦略を踏まえ、ＩｏＴ・ＡＩ・５Ｇなどの革新的な技術を活用した便利で豊かな未来社会である「Ｓociety 5. 0」や人生１００年時代の到来などの「新たな視点」を加えたかたちで、５年間における基本目標や具体的な施策を定めた計画として策定しています。

５つの基本目標のうち、地域の特性に応じた持続可能な都市圏・生活圏の形成を目指す方策のひとつとして、中心市街地活性化を掲げています。

（５）山口市バリアフリー基本構想（平成２１年６月策定・平成２８年１０月改訂）・山口駅周辺地区バリアフリー基本構想（平成２８年１０月策定）

「誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち」を基本理念とし、全市的なバリアフリーのまちづくりを実現していくこととしています。

重点整備地区別構想として、中心市街地活性化基本計画区域を含む８３．４haを重点整備地区と設定して山口駅周辺地区バリアフリー基本構想を定め、「山口駅を中心とした一体的なバリアフリー化の推進」、「駅通り及び商店街アーケードを軸として、中心市街地のにぎわいづくりに貢献するバリアフリーの回遊空間づくりの推進」、「多様な人々の協働による心のバリアフリーの推進」の３つの基本方針により取組を進めていくこととしています。

（６）山口都市核づくりビジョン（令和４年３月策定）

「広域県央中核都市」の実現に向け、山口都市核の基本的な方向性や整備計画等を明らかにします。山口都市核内における中心商店街ゾーン（旧中心市街地）については、にぎわいを創出し、拠点性の向上を図っていくこととしており、隣接する亀山周辺ゾーンと一体的なまちづくりを進めることとしています。